

情報通信ビジネス支援ハンドブック 2007

平成 19 年 6 月
情報通信政策局
総合政策課

<目 次>

第 1 章 情報通信分野に対する税制支援措置の概要	1
その 1 税制の概要.....	2
I 国 税.....	2
1 法人税.....	2
2 登録免許税.....	16
3 地価税.....	17
II 地方税.....	18
1 基本事項.....	18
2 事業税.....	18
3 法人住民税.....	20
4 不動産取得税.....	20
5 固定資産税.....	21
6 特別土地保有税.....	22
7 事業所税.....	23
8 都市計画税.....	24
その 2 税制支援措置.....	25
I 電気通信事業の振興.....	25
1 加入者線路の圧縮記帳制度（電気通信事業者）.....	25
2 譲渡所得の特別控除制度（電気通信事業者）.....	25
3 事業所税の特例措置（電気通信事業者）.....	26
4 特別土地保有税の非課税措置（電気通信事業者）.....	27
5 軽油引取税の非課税措置（電気通信事業者）.....	27
6 地価税の非課税措置（電気通信事業者）.....	28
II 放送事業の振興.....	29
1 軽油引取税の非課税措置（放送事業者）.....	29
2 地価税の特例措置（一般放送事業者）.....	29

3	特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度（地上系一般放送事業者）	30
4	NHKに対する税制支援措置	30
III	CATV事業等の振興	31
1	工事負担金の圧縮記帳制度（CATV事業者・有線放送電話業者）	31
2	中小企業等基盤強化税制（CATV事業者）	31
3	固定資産税の特例措置（農協等である有線放送電話業者）	32
IV	通信・放送事業の高度化	34
1	次世代ブロードバンド基盤整備促進税制	34
2	広帯域加入者網普及促進税制	39
3	電気通信システム信頼性高度化促進税制	42
4	高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制	46
5	地上放送施設デジタル化促進税制	49
6	ネットワークセキュリティ維持税制	54
V	新規事業の支援	56
1	エンジェル税制	56
2	ストックオプション税制	57
3	中小同族会社の留保金課税の適用停止	59
VI	研究開発の促進	60
1	試験研究費の総額に係る税額控除制度	60
2	特別試験研究税額控除制度	61
3	中小企業技術基盤強化税制	61
VII	テレワークの拡大	63
	テレワーク環境整備税制	63
VIII	沖縄の振興	65
	沖縄情報通信産業振興税制	65
IX	情報化投資の促進等	67
1	中小企業投資促進税制	67
2	産業競争力のための情報基盤強化税制	68
3	産業活力再生特別措置法関連税制	70
X	国際化の促進	72
	電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度	72

X I	その他	73
	人材投資促進税制（教育訓練促進税制）	73
	平成19年度テレコム税制改正の要点	75
	平成19年度テレコム税制関係法令一覧	77
第2章	情報通信分野に対する金融支援措置の概要	81
	はじめに	82
	その1 財政投融資	83
	I 財政投融資制度の概要	83
	1 財政投融資制度の仕組み	83
	2 財政投融資制度の概要	85
	II 情報通信分野に関する財政投融資制度	89
	1 概要	89
	2 一極集中是正	91
	3 高度道路交通システム（ITS）実用化・普及促進事業	92
	4 放送型CATVシステム整備事業	93
	5 テレトピア指定地域内事業	94
	6 電気通信事業用通信システム整備事業	95
	7 衛星通信・放送・管制施設の整備事業	96
	8 放送デジタル化推進事業	98
	9 電子商取引関連情報処理・通信システム整備	99
	10 新産業創出・活性化	100
	11 知的財産有効活用支援事業	101
	12 新技術開発事業	102
	13 産業活力再生支援	103
	14 沖縄情報通信産業支援	105
	15 海外における電気通信関連事業、情報通信用機器・同部品等の製造支援	105
	16 日本から開発途上地域への設備の輸出及び技術提供	106
	その2 無利子・低利融資	107
	【無利子・低利融資制度の廃止について】	107

I	無利子・低利融資制度の概要	107
1	無利子・低利融資制度の仕組み	107
2	無利子・低利融資制度の概要	110
II	情報通信分野に関する無利子・低利融資制度	112
1	概要	112
2	テレトピア指定地域内事業	113
3	高度通信施設整備事業	114
4	高度有線テレビジョン放送施設整備事業	115
5	高度テレビジョン放送施設整備事業	116
その3	情報通信関連の支援機関	117
1	独立行政法人情報通信研究機構の概要	117
2	独立行政法人情報通信研究機構による支援措置	118

第1章

情報通信分野に対する
税制支援措置の概要

その1 税制の概要

I 国 税

1 法人税

(1) 基本事項

① 法人税の課税所得計算

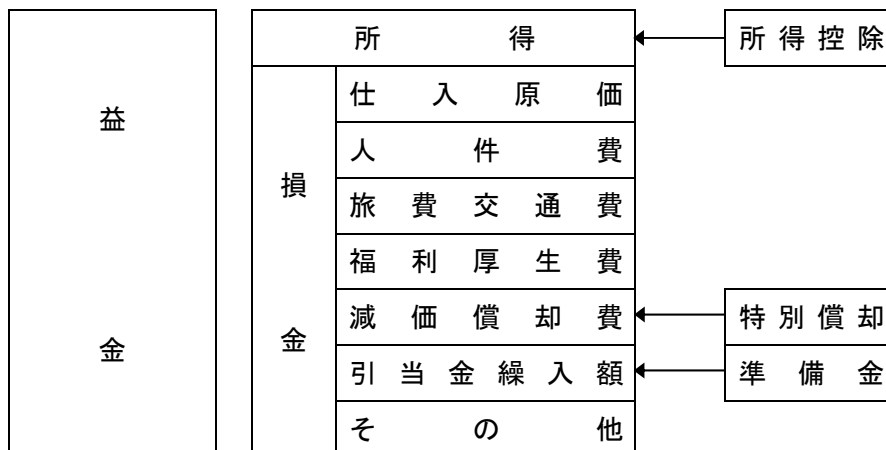
法人税とは、企業利益に着目した税金です。

税制の世界では、企業利益を「所得」、売上や利息収入など収益を「益金」、仕入れ原価や人件費などの費用を「損金」といいます。

所得 = 益金 - 損金

税額 = (所得 - 所得控除) × 税率

納税額 = 税額 - 税額控除



② 法人税における減税措置

法人税における減税措置には、

- (1) 特別償却、準備金など損金算入の特例を設けるなどして費用項目を膨らませることにより、所得を圧縮し、納税額を減らすこと
 - (2) 所得控除の特例を設けて所得を直接的に圧縮し、納税額を減らすこと
 - (3) 税額控除の特例を設けて納税額を直接的に減らすこと
- があります。

③ 納 税

- (1) 納税方法：申告納税
- (2) 納税時期：決算後2箇月以内に申告納税します。

企業会計と法人税法とは、「利益」の捉え方が多少異なります。

法人税法は基本的には企業会計に準ずるものですが、課税の公平性の確保といったような税固有の理由により、企業会計上の利益に一定の調整を加えたものを利益と捉え、それを「所得」としています。

企業利益 = 収益 - 費用 → 企業会計の概念と用語

所得 = 企業利益 ± 一定の調整※ → 法人税法の概念と用語

- ① **益金不算入** : 「企業利益」から減算すべき項目
受取配当等、資産の評価益、法人税等の還付金 等
- ② **益金算入** : 「企業利益」に加算すべき項目
法人税額から控除する外国子会社の外国税額 等
- ③ **損金不算入** : 「企業利益」に加算すべき項目
資産の評価損、過大な役員報酬、役員賞与、過大な役員退職給与、寄附金、法人税額 等
- ④ **損金算入** : 「企業利益」から減算すべき項目
圧縮記帳による圧縮損、繰越欠損 等

所得 = 企業利益 - 益金不算入 + 益金算入 + 損金不算入 - 損金算入

※「一定の調整」は法人税法に「別段の定め」として規定されています

また、本書では、以下の意味で「収益(益金)」、「費用(損金)」の用語を使用することとします。

収益 (益金) = 収益 - 益金不算入 + 益金算入
費用 (損金) = 費用 - 損金不算入 + 損金算入

① 確定申告と中間申告

会社の事業年度が終了すると、その年度分の決算をして、所得金額とこれに対応する法人税額を計算し、これを記載した確定申告書を事業年度終了の日の翌日から2箇月以内に税務署長に提出するとともに、その税金を納めることを要します。この確定した決算に基づく申告を「確定申告」といいます。

また、会社の事業年度が6箇月を超えている場合には、まず、その事業年度の開始の日から6箇月の期間について、その6箇月の期間終了後2箇月以内に「中間申告」をすることを要します。すなわち、1年決算の会社の場合、事業年度が始まってから8箇月以内に、前期分の法人税額の6/12を申告して納税することになります。

② 修正申告と更正の請求

会社が確定申告を行った後に、所得金額又は法人税額に不足があることが判明した場合には、自発的に「修正申告」をすることができます（税務署長から更正を受ける前であれば、いつでも修正申告をすることができます）。

逆に、会社が確定申告を行った後に、所得金額又は法人税額が過大であることが判明した場合には、確定申告の期限から1年以内であれば、税務署に「更正の請求」をすることができます。

③ 青色申告

ア 納税者が自らその所得を正確に計算して申告し、その所得に対する税金を自主的に納税することが申告納税制度の趣旨です。

そこで、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え付けて日々の取引を正確に記帳(複式簿記)し、期末には、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書を作成する納税者には、青色申告特別控除(所得から、最高65万円又は10万円を控除する制度)等、課税上いろいろな特典を認めています(=「青色申告制度」)。(特別償却制度等の特例措置は、原則として青色申告を行うことが要件とされています。本書では青色申告を行うことを前提に、各種税制支援措置の解説をしています)

イ 新たに青色申告をしようとする場合には、事業年度開始の日の前日までに「青色申告の承認申請書」を税務署長に提出し、その承認を受けることを要します。

なお、会社を設立しての第1回事業年度の場合は、設立の日以後3箇月を経過した日の前日(その日より早く事業年度が終了する場合は、その終了の日の前日)までに申請すればよいことになっています。

ウ 一度青色申告の提出を承認されると、その効力は、納税者が自発的に青色申告を取りやめるか、又は税務署長から取り消されるまで続きます。

連結納税制度は、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行うため、平成14年8月1日より施行されました。従前の個別の会社を課税単位とする制度に、企業グループを課税単位とする制度が新たに追加され、体系が大きく変わりました。

① 適用対象

ア 対象法人

親法人(連結親法人)と、その親法人との間に完全支配関係(直接間接に100%の株式等を保有されている状態)にある全ての子法人を合わせて「連結法人」として制度適用を受けることができます。

連結親法人：内国法人である普通法人、協同組合等

連結子法人：内国法人である普通法人

イ 適用の申請

本制度を適用しようとするときには、連結法人として対象となる全ての法人の連名により、最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の6箇月前の日までに、所轄税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、その承認を得なければなりません。ただし、一旦選択した場合は継続して適用することが求められます。また、本制度から離脱した法人は、その離脱の日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は再加入はできません。

② 申告・納付

連結親法人が、連結事業年度終了の日の翌日から2箇月以内に、連結確定申告書を提出し連結法人税額を納付します。このため、連結事業年度は連結親法人の事業年度に合わせることになります。

また、連結子法人は税額の個別帰属額等を税務署に提出することとなり、個別帰属額に限定されない連帯納付責任を負うことになります。

③ 所得、税額

連結法人内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行って連結税額が算出されます。なお、連結付加税(2%)は、平成16年度税制改正において廃止されました。

ア 適用税率

連結親法人の区分により、次のとおりとなっています。

連結親法人の区分		税率	
普通法人	資本金又は出資金の額が1億円超の法人、相互会社	30%	
	資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	連結所得金額のうち年800万円超の部分	30%
		連結所得金額のうち年800万円以下の部分	22%
特定の共同組合等	連結所得金額のうち年10億円超の部分	26%	
	連結所得金額のうち年10億円以下の部分	23%	
特定の医療法人		23%	

連結親法人は、欠損金額について7年間の繰越控除が認められています。ただし、本制度適用開始前に生じた欠損金額については、適用開始前7年以内に生じた、連結親法人の欠損金額及び連結子法人（適用開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に行われた株式移転によって、完全子法人となった連結子法人に限ります）の欠損金額等について繰越控除が認められています。

イ 個別制度の取扱い（概要）

連結納税制度では、連結法人を一体として取扱うことを基本としていますが、個別の制度においては、その制度主旨等を踏まえ以下のとおり取扱うこととなっています。

制度	取扱い
受取配当	負債利子控除せず、全額益金不算入
減価償却	各法人の個別計算
寄附金	損金不算入額は、連結所得金額及び連結親法人の資本等の金額を基に、連結グループを一体として計算。連結法人間の寄附金は全額損金不算入
圧縮引当	各法人の個別計算
貸倒引当金	連結法人間の金銭債権を除外した上で、各法人の個別計算
交際費	連結親法人の資本金額を基に、連結法人を一体として損金不算入額を計算
所得税控除	連結法人を一体として適用
外国税控除	控除限度額お連結法人を一体として計算。各法人ごとに調整を行った後の金額の合計額を控除
特定同族会社の留保金課税	連結親法人が特定同族会社である場合に、連結法人を一体として適用
特別税控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加勘繰研究費の税控除は、連結法人を一体として適用 ・ 設備投資に係る税控除は、各法人ごとに計算し、調整前の連結総額の一定額を限度

(2) 減価償却

① 意義

「減価償却」とは、減価償却資産（有形減価償却資産、無形減価償却資産、生物）の法定耐用年数[※]に応じ、取得に要した費用を各事業年度に配分することで、収益との対応を正確なものとするものです。

また、減価償却とは、

- i 固定資産を製造原価等の費用に織り込むための一手法
- ii 固定資産に投下された資本の回収過程又は再投資原資の蓄積過程といえます。

なお、平成19年度税制改正において、主に以下の点について減価償却制度の改正が行われました。

- i 償却可能限度額、残存価額を廃止し、備忘価額（1円）まで償却
- ii 新たな定率法の導入
- iii 一部の減価償却資産（半導体用フォトレジスト製造設備等）の法定耐用年数の見直し

※ 法定耐用年数について

法人税では、公平な課税、適切な税収の確保の観点から、各減価償却資産の耐用年数、及び償却率を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により詳細に規定しています。ここに示された耐用年数が「法定耐用年数」です。（次ページ参照）

表 電気通信関係設備等の法定耐用年数

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数	
構 築 物	電気通信事業用のもの	通信ケーブル		
		光ファイバー製のもの	10	
		その他のもの	13	
		地中電線路	27	
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱	円筒空中線式のもの	30
			その他のもの	40
		鉄筋コンクリート柱		42
			木搭及び木柱	10
		アンテナ		10
		接地線及び放送用配線		10
器 具 及 び 備 品	事務機器及び通信機器	電子計算機		
		パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4	
		その他のもの	5	
		複写機	5	
		その他の事務機器	5	
		テレタイプライター及びファクシミリ	5	
		インターホン及び放送用設備	6	
		電話設備その他の通信機器		
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
		その他のもの	10	
時計、試験機器及び測定機器	試験又は測定機器	5		

機械及び装置の耐用年数

種 類	細 目	耐用年数
電線又はケーブル製造設備		10
光ファイバー製造設備		8
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く）製造設備		10
試験機、測定器又は計量機製造設備		11
国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	アナログ交換設備	16
	その他の設備	9
国際電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	アナログ交換設備	16
	その他の設備	7
ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）		9

無形減価償却資産の耐用年数

種 類	細 目	耐用年数
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
電気通信施設利用権		20

開発研究用減価償却資産の耐用年数

種 類	細 目	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7

工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	7 4
ソフトウェア		3

② 減価償却の方法

減価償却の方法にはいくつかありますが、代表的な方法は定額法と定率法の2つです。
取得価額 100 万円、法定耐用年数 10 年の減価償却資産を取得したものと説明します。

ア 平成 19 年 4 月 1 日以降に、取得された資産

(ア) 定額法

毎年一定額の償却を行い、法定耐用年数経過時点で備忘価額（1 円）まで償却する方法です。

$$\text{（償却限度額）} = \text{（取得価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」）}$$

この場合、毎年の償却限度額は、100 万円 × 0.1 = 10 万円 となります。

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
期首帳簿価額	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末帳簿価額	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

(イ) 定率法

毎年一定割合の償却を行い、法定耐用年数経過時点で備忘価額（1 円）まで償却する方法です。

ただし、「調整前償却限度額」が「償却保証額（取得価額 × 保証率）」を下回った後は、「改定取得価額（最初に下回った事業年度の期首帳簿価額）」に改定償却率を乗じて算出した額を、各事業年度の償却限度額とします。

i （調整前償却限度額）≥ （償却保証額）の場合

$$\text{（償却限度額）} = \text{（期首帳簿価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」）}$$

ii （調整前償却限度額）< （償却保証額）の場合

$$\text{（償却限度額）} = \text{（改定取得価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第十の「改定償却率」）}$$

定率法の償却率：0.250 保証率：0.0448 改定償却率：0.334

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
調整前償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	25,028	18,771
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
ii で算出した額								44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

イ 平成19年3月31日までに、取得された資産

(ア) 旧定額法

毎年一定額の償却を行い、法定耐用年数経過時点で残存価額（取得価額の10%）まで、その後償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却する方法です。

償却可能限度額到達後は、5年間で備忘価額まで均等償却されます。

$$\text{（償却限度額）} = \text{（取得価額）} \times 0.9 \times \text{（耐用年数省令別表第九の「旧定額法の償却率」）}$$

この場合、毎年の償却限度額は、100万円 × 0.9 × 0.1 = 9万円 となります。

(単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
期首帳簿価額	1,000,000	910,000	820,000	730,000	640,000	550,000	460,000	370,000	280,000	190,000
償却限度額	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
期末帳簿価額	910,000	820,000	730,000	640,000	550,000	460,000	370,000	280,000	190,000	100,000

	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目
期首帳簿価額	100,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000
償却限度額	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999
期末帳簿価額	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

(イ) 旧定率法

毎年一定割合の償却を行い、法定耐用年数経過時点で残存価額まで、その後償却可能限度額まで償却する方法です。

償却可能限度額到達後は、5年間で備忘価額まで均等償却されます。

$$\text{（償却限度額）} = \text{（期首帳簿価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第九の「旧定率法の償却率」）}$$

旧定率法の償却率：0.206

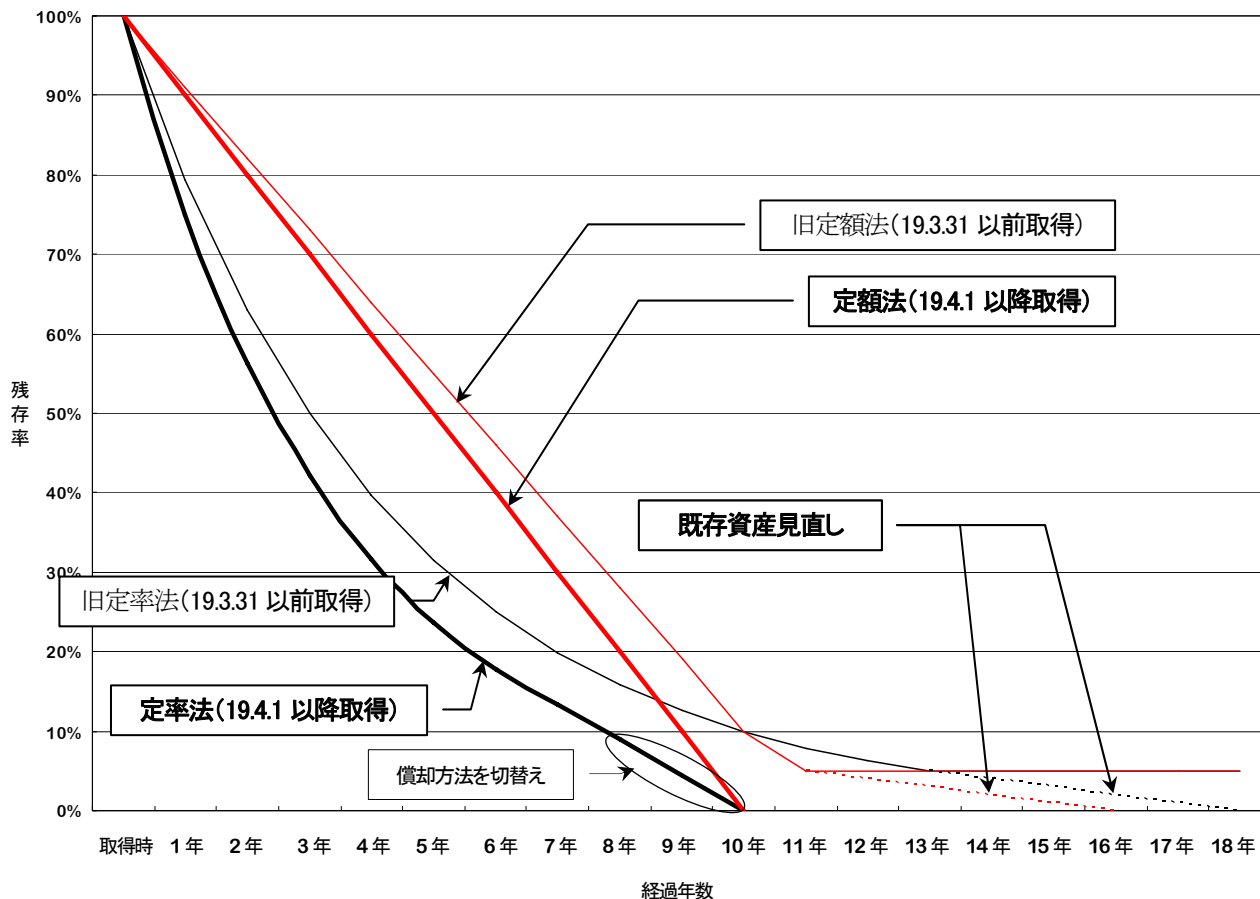
(単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
期首帳簿価額	1,000,000	794,000	630,436	500,566	397,450	315,575	250,567	198,950	157,966	125,425
償却限度額	206,000	163,564	129,870	103,116	81,875	65,008	51,617	40,984	32,541	25,837
期末帳簿価額	794,000	630,436	500,566	397,450	315,575	250,567	198,950	157,966	125,425	99,588

	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目
期首帳簿価額	99,588	79,073	62,784	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000
償却限度額	20,515	16,289	12,784	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999
期末帳簿価額	79,073	62,784	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

(注) 平成19年3月31日以前に取得し、かつ平成19年4月1日以降に事業の用に供した減価償却資産については、事業の用に供した日に取得したものとみなし、新たな減価償却制度を適用することとなります。

【法定耐用年数 10 年の場合の償却カーブのイメージ】



参 考 引 当 金

「引当金」とは、将来発生する又は発生する可能性のある費用や損失のために行うものであり、当期の費用として計上すべきものを損金算入するものです。

税法上、課税の公平性の観点から、引当金として損金算入できるものは限定されています。すなわち、企業会計上は、引当金として積み立て、利益から除くべきであるとされているものであっても、税法上は「所得」とみなされ、課税されるものもあるということです。

税法上認められている引当金は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金：売掛金、貸付金などの債権の一定割合を計上できます。
- ② 返品調整引当金：販売額の一定割合を計上できます(出版業、医薬品製造業など、売れ残りを買い戻す特定の業に限ります)。

(3) 特例措置の種類と性格

法人税の特例措置は、その性格から、下表のように大きく 2 種類に分類することができます。

	課税の繰延タイプ	課税の絶対的軽減タイプ
特例措置	特別償却、準備金、圧縮記帳	寄附金・負担金の損金算入 所得控除、税額控除
同義の施策	無利子融資	補助金 減税額 = 補助金相当額

(4) 特別償却

① 概要

初年度に、法定の償却限度額を超えて償却でき、設備導入時の税負担を軽減することができます。

$$\boxed{\text{所得}} = \boxed{\text{収益(益金)}} - \boxed{\text{通常}の\text{費用} + \text{特別償却額}} \\ \text{費用(損金)}$$

② 仕組み

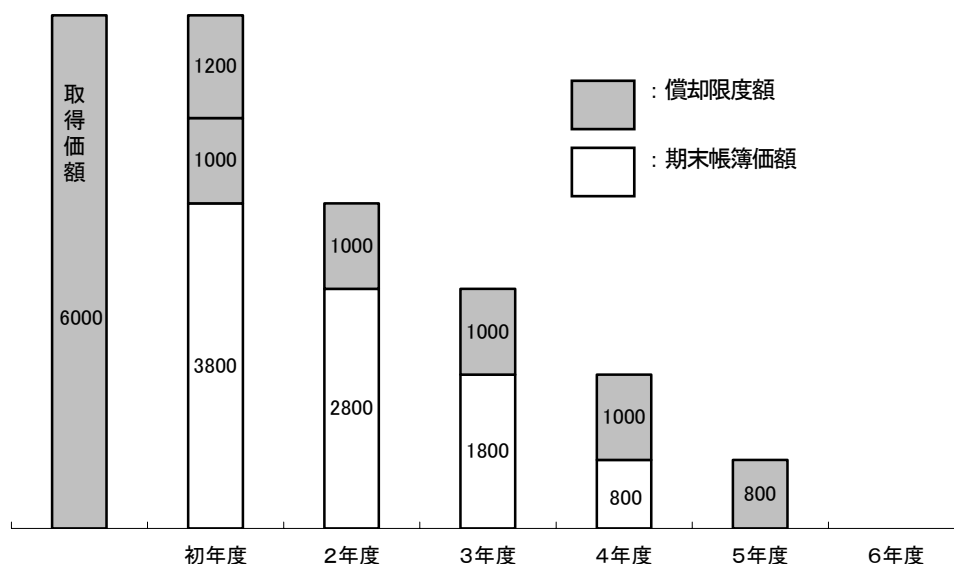
取得価額の20%の特別償却を例に説明します。

ア 定額法の場合

取得価額を6,000万円、法定耐用年数を6年とした場合の初年度償却限度額

普通償却額： $6,000 \div 6 = 1,000$ (万円)

特別償却額： $6,000 \times 0.2 = 1,200$ (万円)



償却限度額 (万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
普通償却	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特別償却	2,200	1,000	1,000	1,000	800	0

<効果>

初年度、1,200万円余分に償却できるため、課税所得をその分圧縮することができます。したがって、減税効果は、

$1,200 \times 0.3 = 360$ (万円)

となります (注：0.3は法人税率)。

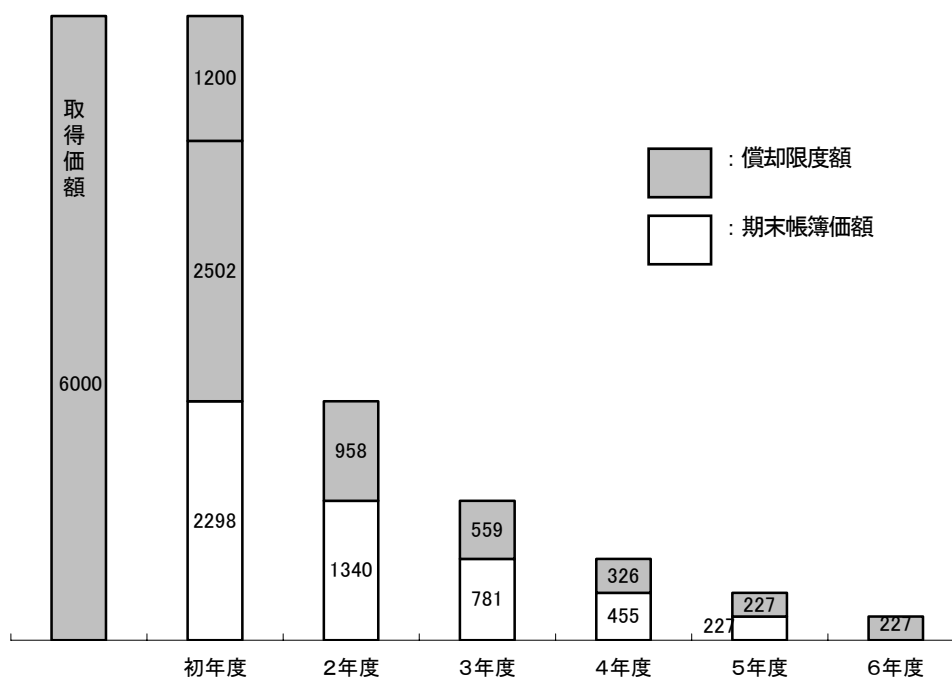
また、初年度に特別償却額分を余分に償却できるため、普通償却に比べ早期に備忘価額まで償却することができます。

しかし、5年度以降は逆に、普通償却の場合より償却額が少なくなりますので、その分課税所得が増えることとなります。

イ 定率法の場合

取得価額を6,000万円、法定耐用年数を6年とした場合の初年度償却限度額

償却率：0.417
 改定償却率：0.5
 保証率：0.5776
 普通償却額：6,000 × 0.417 = 2,502（万円）
 特別償却額：6,000 × 0.2 = 1,200（万円）



償却限度額 (万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
普通償却	2,502	1,459	850	496	346	346
特別償却	3,702	958	559	326	227	227

<効果>

初年度1,200万円余分に償却できるため、課税所得をその分圧縮することができます。したがって、減税効果は、

$$1,200 \times 0.3 = 360 \text{ (万円)}$$

となります（注：0.3は法人税率）。

しかし、2年度以降は逆に、普通償却の場合より償却額が少なくなりますので、その分課税所得が増えることになり、先の減税額360万円は2年度以降徐々に取り戻されていくこととなります。

③ 適用例

ア 特定電気通信設備等の特別償却

- i 広帯域加入者網普及促進税制
 - ii 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制
 - iii 地上放送施設デジタル化促進税制
 - iv 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制
- イ 中小企業投資促進税制
 - ウ 産業競争力のための情報基盤強化税制

参 考

残存価額と償却可能限度額と備忘価額

残存価額とは、減価償却資産の耐用年数が到来したときにおいて予想される当該資産の処分価額又は他の用途に利用する場合の利用価額を意味するものです。わが国においては、有形減価償却資産については取得価額の10%が残存価額として定められています。これは、例えば50万円で取得した金属製の機器類であれば、耐用年数到来時には5万円のスクラップとして売却できるという考え方が前提となっています。

しかし、現実には必ずしも全ての有形減価償却資産が、耐用年数経過後に取得価額の10%の価値を持つわけではなく、逆に産業廃棄物として処理費用を要するもの（建築物等）も有り得ます。

このような問題に対応するため、昭和39年度税制改正において、有形減価償却資産について、取得価額の5%を残してその95%相当額までの償却を認める「償却可能限度額」の制度が創設されました。

本来であれば、残存価額を10%相当額から5%相当額に改める方が簡単な話となるはずなのですが、このような措置を行った場合に生じる減収額が余りに大きすぎたために（当時で4,000億円程度と言われた）、残存価額の適正化を図りつつも減収額を小さいものとするべく、このような二重の体系が設けられることとなったのです。

この結果、例えば耐用年数10年の減価償却資産を取得価額の95%相当額まで償却をしようとする、定額法で11年、定率法では13年かかることになり、「耐用年数 = 償却年数」という関係は崩れ、実質的に耐用年数の延長が生じたのと同様の状態が発生したというわけです。

また、主要先進国では、償却可能限度額を設定しておらず、取得価額の100%まで償却可能であり、制度が国際的に対等となっていませんでした。このため、平成19年度税制改正において減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額、残存割合を撤廃した上で、備忘価額（1円）まで償却することが可能となりました。

(5) 圧縮記帳

① 概要

補助金や工事負担金等で取得した資産を帳簿価額から一定額だけ減額し、その額を損金算入することが認められています。

例えば、補助金に税金がかかると、補助金が期待どおりに活用されないことになり補助金の政策目的が果たせなくなります。このような事態を避けるための制度が圧縮記帳です。

② 仕組み

圧縮記帳が認められる場合の例として、以下の制度があります。

ア 補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

<参考例（補助金で鉄塔を建設する場合）>

補助金 2 億円、自己資金 1 億円、計 3 億円で鉄塔を建てた場合、補助金 2 億円の収益を計上したうえで、3 億円で取得した鉄塔に 2 億円という圧縮損という実態のない損を発生させ損金を計上して、補助金受取りによる収益の増加を相殺することが認められています。したがって、鉄塔の取得価額は 1 億円で圧縮されて帳簿に記載されることになります。

しかし、圧縮記帳を行った場合、その後の減価償却の計算の基礎となる取得価額は、3 億円ではなく 1 億円になりますから、圧縮記帳される 2 億円に対応する金額だけ、減価償却額が少なくなります。したがって、当初の減税額は、後に取り戻されることになります。

イ 工事負担金で取得した固定資産の圧縮記帳

公益事業を営む法人が、その事業を営むのに必要な施設を設けるにあたり、その施設によって便益を受ける者（受益者）から金銭（工事負担金）の交付を受けた場合も、当該固定資産につき圧縮記帳をすることができます。

仕組みは、前記アと同様です。

ウ 特定の資産の買換えの場合等の圧縮記帳（平成 23 年 3 月 31 日まで）

法人が固定資産を譲渡し、その譲渡代金で、別の場所に譲渡資産と同種の固定資産を取得したような場合、譲渡と取得はそれぞれ別の取引であり、譲渡益ができれば、課税の対象となります。

しかし、例えば、政策的要請により、産業施設などについて都市部から地方への移転を促進したい場合、圧縮記帳制度により譲渡益への課税を回避することがあります。

その手法は、譲渡益は譲渡益として計上する一方、取得資産に譲渡益の一定割合の額の圧縮損が発生したこととし、これを損金計上します。

$$\text{圧縮限度額} = \text{圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合} \times \text{圧縮率}$$

※ 圧縮基礎取得価額：買換え資産の取得価額と譲渡資産の譲渡対価の額のうち少ない金額

$$\text{※ 差益割合} = \frac{\text{譲渡資産の対価の額} - \left[\text{譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡に要した経費の額} \right]}{\text{譲渡資産の対価の額}}$$

○ 圧縮記帳を適用した場合と適用しなかった場合の対比

説明の簡略化のために、以下の条件で比較を行います。

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税所得及び圧縮記帳の対象となる補助金等の額：100 億円 法人税率：30\%} \\ \text{法定耐用年数：5 年、償却方法：定額法} \end{array} \right]$$

<圧縮記帳を適用した場合>

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	法定耐用年数 経過後
設備負担金受入額	100					
事業利益	100	100	100	100	100	100
圧縮記帳額	100					
法人税額	30	30	30	30	30	30

補助金等 100 億円について圧縮記帳制度を適用することにより、全額を損金算入します。

したがって、各年度の法人税額は、

$$100 \times 0.3 = 30 \text{ (億円) となります。}$$

<圧縮記帳を適用しない場合>

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	法定耐用年数 経過後
設備負担金受入額	100					
事業利益	100	100	100	100	100	100
減価償却額	20	20	20	20	20	
圧縮記帳額	0					
法人税額	54	24	24	24	24	30

初年度の課税所得に、補助金等が含まれてしまうため、初年度の法人税額は

$$180 \times 0.3 = 54 \text{ (億円)}$$

となります。

2年目以降は、課税所得100億円から減価償却額20億円を差し引いた額が課税対象額となり、

$$80 \times 0.3 = 24 \text{ (億円)}$$

となります。

したがって、圧縮記帳制度の適用の有無を問わず、法定耐用年数が経過するまでの5年間に支払う法人税の総額は、150億円となり、このことから圧縮記帳制度には法人税の繰延べ効果があることが分かります。

③ 適用例

- ア 加入者線路圧縮記帳制度（電気通信事業者）
- イ 特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度（一般放送事業者）
- ウ 工事負担金の圧縮記帳制度（CATV事業者、有線放送電話業者）

(6) 準備金

① 概要

将来発生する可能性のある損失や将来の投資等に対して政策的に損金算入を認めた方が良いと判断されるものについて、法人税法上の「引当金」とは別に「準備金」が租税特別措置法で規定され、損金算入が認められています。「準備金」は、その事業年度の収益等との明確な因果関係を持っているものは少なく、利益留保的性格を有する点が「引当金」と大きく異なります。

$$\boxed{\text{所得}} = \boxed{\text{収益(益金)}} - \boxed{\text{通常}の費用 + \text{準備金積立額}} \\ \text{費用(損金)}$$

② 仕組み

ある収入に起因し、将来において発生する可能性のある特定の支出又は損失に備えて、その収入のうち一定金額を準備金として積立てを行い、その目的となった支出又は損失が発生した場合に取り崩しを行います（目的取崩し）。具体的には、特別修繕準備金などがあります。

(7) 寄附金の損金算入の特例措置

① 概要

寄附金を支出した法人の負担を軽減することを目的として、以下の寄附金を支出した法人に対して、寄附金の損金算入の特例措置が認められています。

<対象となる寄附金>

- ア 国、地方公共団体等に対する寄附金
- イ 公共性の強いものとして財務大臣が指定した寄附金(指定寄附金)
- ウ 公益の増進に著しく寄与するものとして主務大臣が財務大臣と協議して指定した法人(特定公益増進法人)に対する寄附金

② 仕組み

- ア 国、地方公共団体等に対する寄附金
原則として、全額を損金算入できます。
ただし、その寄付をした者が、その寄付によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものは除かれます。
- イ 指定寄附金
全額を損金算入できます。
- ウ 特定公益増進法人に対する寄附金
通常の損金算入限度額のほかに、その特定公益増進法人に対する寄附金の額の合計額又は通常の損金算入限度額のうちいずれか少ない方の金額を損金算入できます。
ただし、その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連するものに限りません。

(8) 負担金の損金算入の特例措置

① 概要

各事業年度において長期間にわたって使用又は運用される基金等に係る負担金又は掛金のうち特定の支出については、その支出した金額についてその支出時に損金に算入することができます。

② 仕組み

全額を損金算入できます。

2 登録免許税

① 概要

財産権の創設・移転、人的資格の取得、事業の開始等に関して登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明を受ける際に、その登記等により受ける利益(例えば、不動産登記を受けることによる第三者対抗要件具備等の法的権利の明確化)に担税力を見出して課税するものです。

② 仕組み

- ア 納税義務者：登記等を受ける者
- イ 課税標準・税率(例)

事 項	課税標準	税 率
・不動産の所有権の保存登記	不動産の価格	1,000分の4 (20.3.31まで半減)
・不動産の所有権の移転登記(売買)	不動産の価格	1,000分の20 (20.3.31まで半減)
・株式会社の設立登記	資本金の金額	1,000分の7
・電気通信事業者の登録	登録件数	1件につき15万円
・端末機器に係る登録認定機関の登録	登録件数	1件につき9万円
・特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録	登録件数	1件につき9万円

・電子署名に係る認定認証事業者の認定	認定件数	1件につき9万円
・電子署名に係る認定外国認証事業者の認定	認定件数	1件につき9万円
・無線局の免許	無線局の数	1局につき3万円（放送局は15万円）
・無線局の登録	無線局の数	1局につき3万円
・無線設備等に係る点検事業者の登録	登録件数	1件につき9万円
・無線設備等に係る外国点検事業者の登録	登録件数	1件につき9万円
・特定無線設備に係る登録証明機関の登録	登録件数	1件につき9万円
・周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録	登録件数	1件につき9万円
・委託放送事業者の認定	認定件数	1件につき9万円
・電気通信役務利用放送事業者の登録	登録件数	1件につき15万円
・有線放送電話業務の許可又は業務区域の拡張の許可	許可件数	1件につき9万円
・有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の許可	許可件数	1件につき15万円

③ 非課税措置

- ア 放送大学学園等が自己のために受ける登記等
- イ 日本放送協会の無線局免許等

3 地価税

① 概要

土地の所有者等はその土地の価格の一定比率の税金を課すものです。

地価暴騰を抑制するために、土地の資産としての有利性の縮減を目的に平成3年に創設されました。

② 仕組み

- ア 納税義務者：国内にある土地の所有者、借地権者等
- イ 課税客体：賦課期日（1月1日）において所有する土地等（土地及び借地権等）
- ウ 課税標準：土地の相続税評価額
- エ 税率：0.3%
- オ 納期：10月1日から10月31日までに申告し、同日及び翌年3月31日までに1/2ずつ分割納付します。
- カ 計算式： $(1\text{ m}^2\text{あたり相続税評価額} \times \text{面積} - \text{基礎控除}) \times \text{税率} = \text{地価税額}$

③ 基礎控除

次のいずれか大きい方の金額を控除します。

- ア 10億円（資本金・出資金の額が1億円以下の法人及び個人の場合は15億円）
- イ $1\text{ m}^2\text{あたりの更地の価格が3万円を超える土地等の面積} \times 3\text{万円}$

④ 非課税措置

非課税措置が認められる場合の例として、以下の土地等があります。

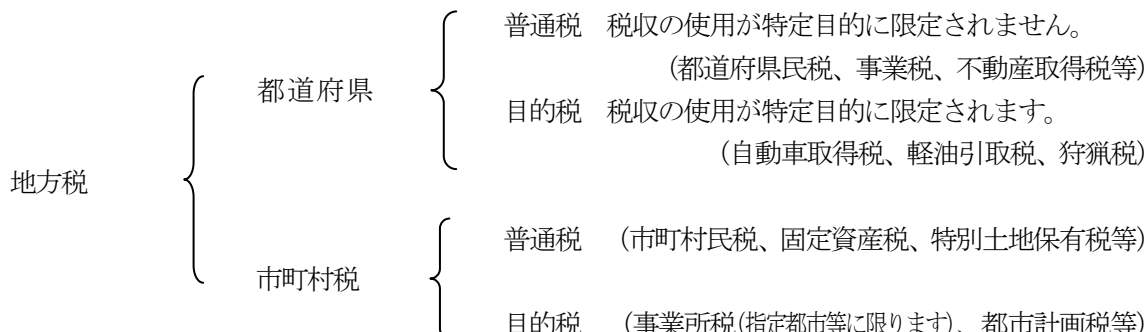
- ア 国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人）が所有する土地等
- イ 公益法人（法人税法別表第二に掲げる法人）が所有する土地等
ただし、定款等に記載された事業以外の事業の用に供されている土地等は除きます。
- ウ 一定の公益的な用途に供されている土地等（地価税法別表第一に規定）
電気通信事業の電気通信回線設備の用に供されている土地等
- エ $1\text{ m}^2\text{あたりの更地の価格が3万円以下の土地等}$

(注) 地価税については、平成10年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

II 地方税

1 基本事項

① 体系



(注) 東京都は、特別区の区域において都道府県税のほか、固定資産税及び特別土地保有税を課することとされています。特別区は市町村税を課することとされていますが、固定資産税及び特別土地保有税を課することはできません。

② 特徴

地方税は、原則的に資産税(資産価値に応じた課税)ですが、都道府県民税及び市町村民税等には所得割があります。

$$\boxed{\text{課税標準} \times \text{税率} = \text{税額}}$$

③ 税率

- ア 標準税率：地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率
必ずしもこの税率による必要はなく、地方公共団体の判断によって、標準税率と異なる税率を条例で定めることができます。
- イ 制限税率：地方公共団体が課税する場合に、これを超えてはならない上限の税率

参 考 用語の説明

課税客体：課税の対象・根拠となる物又は行為などをいいます。

課税標準：課税客体を金額や数量で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となります。

2 事業税

ここでは法人事業税について説明します(事業税には法人事業税と個人事業税があります)。

① 区分

都道府県税・普通税

② 課税客体・課税標準

所得割 各事業年度の所得金額(法人税の所得の計算の例によります)

付加価値割 各事業年度の付加価値額

$$\boxed{\text{付加価値額}} = \boxed{\text{収益配分額 (報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)}} \pm \boxed{\text{単年度損益}}$$

資本割 各事業年度の資本等の金額

③ 納税義務者

都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者

④ 税率

法人区分	課税標準	対象事業	税率(標準税率)			
資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 (下記以外の法人)	付加価値額	法人の行う事業で下記以外のもの	付加価値割 0.48%			
	資本等の金額		資本割 0.2%			
資本の金額又は出資金額が1億円以下の法人 公益法人等 投資法人等	所得及び清算所得		所得割	所得のうち		
			年400万円以下の金額 3.8%	年400万円超～ 800万円以下の金額	7.2%	
		年800万円超の金額	7.2%			
所得割		所得のうち	年400万円以下の金額 5.0%	年400万円超～ 800万円以下の金額	9.6%	
特別法人 (協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人)	収入金額	電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	所得割	所得のうち	年400万円以下の金額 5.0%	年400万円超の金額 6.6%
収入金額課税法人			収入割	収入金額 1.3%		

※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

※ 3以上の都道府県に事務所などを設けて事業を行う法人のうち資本金又は出資金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については軽減の適用がなく、以下のとおりとなります。

資本金等1億円超の法人 7.2%

資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 9.6%

特別法人 6.6%

<納税>

ア 方法：申告納付

イ 納期：事業年度終了の日から2箇月以内

ウ 計算方法：法人税の所得の計算の例によります。すなわち、例外規定がない限り、法人税法、租特法、青色申告の特典など、法人税の所得に関する諸法規がそのまま適用されます。

(例外規定) 海外投資等損失準備金制度の不適用

3 法人住民税

① 区 分

都道府県税、市町村税・普通税

② 納税義務者・課税客体

都道府県及び市町村において事務所又は事業所を有する法人等

③ 税 率

ア 均等割

資本金等の額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割	
		従業者数 50 人超	従業者数 50 人以下
50 億円超	80 万円	300 万円	41 万円
10 億円超 50 億円以下	54 万円	175 万円	
1 億円超 10 億円以下	13 万円	40 万円	16 万円
1,000 万円超 1 億円以下	5 万円	15 万円	13 万円
1,000 万円以下	2 万円	12 万円	5 万円

※ 市町村民税については、制限税率（標準税率の 1.2 倍）が設けられています。

※ 二以上の都道府県（市町村）において事務所（事業所）を有する法人は、課税標準となる法人税額を事務所（事業所）の従業員数であん分し、あん分された額を課税標準とする法人税割額に均等割額を加算して各都道府県（市町村）に申告納付します。

イ 法人税割

- i 市町村民税：12.3%（制限税率 14.7%）
- ii 都道府県民税：5.0%（制限税率 6.0%）

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：事業年度終了の日から 2 箇月以内

4 不動産取得税

① 区 分

都道府県税・普通税

② 課税客体

不動産（土地・家屋）の取得

③ 納税義務者

都道府県に所在する不動産を取得した者

④ 課税標準

不動産取得時の不動産の価格

- ※ 固定資産課税台帳に価格が登録されている不動産については、その価格
- ※ 固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産、増改築等により課税台帳価格とかけ離れているものは、固定資産評価基準により価格を決定

⑤ 税率

4%（ただし、以下の特例があります）

- ※ 住宅、土地 3%（平成18年4月1日～平成21年3月31日）
- ※ 住宅以外の家屋（事務所等） 3.5%（平成18年4月1日～平成20年3月31日）

<納税>

ア 方法：普通徴収（徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することです）

イ 納期：都道府県の条例に定めるところによります。

ウ 計算方法：不動産取得時の不動産の価格 × 税率

5 固定資産税

① 区分

市町村税・普通税

- ※ 大規模の償却資産の一定額を超える分は都道府県税。東京都特別区内において所有する固定資産については東京都が課税。

<参考>

課税団体は原則的に市町村ですが、例外もあります。

（例 外）

- ア 大規模な償却資産（その価額の合計額が市町村の人口段階に応じて定められている金額を超えるもの）については、その金額を超える部分については都道府県が固定資産税を課します（近隣市町村との税収の格差を是正するための措置）
- イ 電気通信等の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち、総務大臣が指定するものについては都道府県（2以上の都道府県にわたる場合は総務大臣）が価格を決定して市町村に配分します。

② 課税客体

賦課期日（1月1日）現在において所有する土地、家屋、償却資産

<参考>

- ア 土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- イ 家屋：住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物
- ウ 償却資産：土地及び家屋以外の事業の用に供することができる設備等の資産で、その減価償却額、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金に算入されるもの
- エ 免税点：課税標準となるべき額が、以下に示す基準に満たない場合は課税対象になりません。

区分	基準
土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

③ 納税義務者

賦課期日（1月1日）に、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者

<参考>

ア 土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有として登記又は登録されているもの

イ 家屋：建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有として登記又は登録されているもの

ウ 償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されているもの

※ 固定資産課税台帳は、土地、家屋については不動産登記の際に自動的に作成され、償却資産については申告（毎年1/1～1/31の間）により作成されます。

※ 償却資産の所有者は、その償却資産の所在地の市町村長に申告します。

④ 課税標準

固定資産税評価額。賦課期日（1月1日）現在における固定資産の適正な時価。

<参考>

ア 土地・家屋

総務大臣の定める固定資産評価基準をもとに、各市町村の固定資産評価員が評価を行い、市町村長が決定し、3年毎に見直します。（その年度を「基準年度」といいます。次回の評価替えは、平成21年度です）

イ 償却資産

取得価額と減価償却により、毎年評価換えを行います。

i 取得価額：法人税法又は所得税法の例によります。

ii 減価償却：原則として、法人税法又は所得税法に規定する定率法によります。

※ 前年度に取得したものは、一律1/2償却となります。

$$n \text{ 年度の固定資産税評価額} = P \left(1 - \frac{r}{2} \right) (1 - r)^{n-1} \quad (P: \text{取得価格}, r: \text{減価率})$$

※ 期末帳簿価額に、一定の調整額を加算する方法も認められています。

⑤ 税率

1.4%（制限税率は廃止されました）

<納税>

ア 方法：普通徴収

イ 納期：4、7、12及び2月中において、その市町村の条例で定めます。

ウ 計算方法：固定資産課税台帳に登録された価格 × 税率

(注) 評価額の算定にあたっては、平成19年度税制改正において導入された新たな定率法は適用されません。また、評価額の最低限度は、取得価額の5/100です。

6 特別土地保有税

① 区分

市町村税・普通税（東京都特別区内に所在する土地に関するものについては東京都が課税）

② 課税客体

土地又は土地の取得（土地の保有に係るものと土地の取得に係るものがあります）

<参 考>

ア 土地の保有に係るものにあつては、当該土地の取得から10年間適用となります。

イ 免税点

以下に示す基準面積に満たない土地は課税対象になりません。

区 分	基準面積(m ²)
東京都特別区及び指定都市の区の区域	2,000
都市区域を有する市町村の区域	5,000
その他の市町村の区域	10,000

③ 納税義務者

土地の所有者又はその取得者

④ 課税標準

土地の取得価額

⑤ 税 率

ア 土地に対して課する特別土地保有税（保有分）：1.4%

イ 土地の取得に対して課する特別土地保有税（取得分）：3.0%

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：保有に係る特別土地保有税：5月31日

取得に係る特別土地保有税：1月1日前1年以内に取得したもの：2月末日

7月1日前1年以内に取得したもの：8月31日

ウ 計算方法：

保有に係る特別土地保有税：

（土地の取得価格 × 税率）－ 固定資産税額

取得に係る特別土地保有税：

（土地の取得価格 × 税率）－ 不動産取得税額

(注) 特別土地保有税は、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととなっています。

7 事業所税

① 区 分

市町村税・目的税（東京都特別区内に所在する土地に関するものについては東京都が課税）

② 課税客体

事務所又は事業所において法人又は個人の行う事業

<参 考>

ア 課税団体は、東京都（特別区の存する区域のみ）、人口30万人以上の都市等に限定されます。

イ 事業所床面積によるものを資産割、従業者給与総額によるものを従業者割といいます。

ウ 免税点

以下に示す基準以下のものは課税対象になりません。

区 分	基 準
資産割	1,000 m ²
従業者割	100 人

③ 納税義務者

事業所等において事業を行う法人又は個人

④ 課税標準

資 産 割：年度末における事業所床面積 (m²)

従業者割：年度間に支払われた従業者給与総額 (円)

⑤ 税 率

資 産 割：600 円 / m²

従業者割：0.25%

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：法人の事業に係る事業所税…事業年度終了の日から2箇月以内
個人の事業に係る事業所税…翌年の3月15日

ウ 計算方法：事業に係る事業所税 = 資産割 + 従業者割
資 産 割：事業所床面積 (m²) × 600 円
従業者割：従業者給与総額 × 0.25%

8 都市計画税

① 区 分

市町村税・目的税

② 課税客体

都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋

③ 納税義務者

賦課期日 (1月1日) における、上記課税客体の所有者

④ 課税標準

固定資産税の課税標準となるべき価格

⑤ 税 率

0.3% (制限税率)

<納 税>

ア 方 法：固定資産税の例によります (普通徴収)。

イ 納 期：4、7、12 及び2月中において、その市町村の条例で定めます。

ウ 計算方法：土地又は家屋の価格 × 税率

その2 税制支援措置

I 電気通信事業の振興

1 加入者線路の圧縮記帳制度（電気通信事業者）

① 目的

加入者の工事負担金をもって電気通信事業者が取得した施設は、実質的には専ら加入者のためのみ使用されるため、この施設について直ちに課税することは適当でないので、圧縮記帳による課税の特例を講じています。

② 対象者

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法第117条第1項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という））

③ 対象設備

電気通信事業に必要な施設を設けるために加入者から工事負担金の交付を受け、その工事負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から、工事負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に算入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 譲渡所得の特別控除制度（電気通信事業者）

① 目的

公共の利益の増進のために必要がある場合には、土地収用法等の法令の規定に基づき資産の収用等が行われます。

この場合、収用事業の性格上速やかに施行されることが望ましいこと、また、資産の譲渡者にあつては、自己の意思にかかわらず、なかば強制的に収用等されたものであることから、譲渡益（補償金等）について次のような特例措置を講じています。

② 対象者

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づき、認定電気通信事業者に資産を譲渡した個人又は法人

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「所得税」及び「法人税」について、土地収用法に基づき、認定電気通信事業者によって電気通信回線設備の用に供する施設を設置するために収用等された資産の譲渡益（補償金額から譲渡直前の帳簿価額及び譲渡経費の合計額を控除した金額）のうち年5,000万円までの金額を損金算入することが認められます。

なお、既成市街地内の電気通信回線設備及び市外通信幹線路の中継設備の用に供する施設を設置するために収用等された場合は、簡易証明方式（土地収用法の事業認定を受けたものである旨の証明書に代えて、収用することができる資産である旨の証明書（所轄税務署が発行）で足りる方式。すなわち、土地収用法による事業認定を受けない場合でも税制措置の対象となる）が適用されます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

3 事業所税の特例措置（電気通信事業者）

① 目的

事業所税は都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充当するための目的税であり、都市機能の維持向上を図るために不可欠な施設については、非課税等の特例措置がとられています。

そこで、電気通信事業の用に供する施設について次のような特例措置を講じています。

② 対象者と税制支援の内容

事業者	事業に係る事業所税	適用期限
固定系電気通信事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本電信電話株式会社 ・ 西日本電信電話株式会社 ・ KDDI株式会社 ・ ソフトバンクテレコム株式会社 ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ・ フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 	非課税	期限の定めはありません
移動系電気通信事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州 ・ KDDI株式会社 ・ 沖縄セルラー電話株式会社 ・ ソフトバンクモバイル株式会社 ・ 株式会社ウィルコム 	1/4 控除	平成20年3月31日までに終了する事業年度分まで

③ 対象施設

電気通信事業の用に供する施設（事務所、研究施設、研修施設を除く）

4 特別土地保有税の非課税措置（電気通信事業者）

① 目的

特別土地保有税は土地の投機的取引の抑制と宅地供給の促進を図るために設けられた目的税であり、土地収用法の対象となる事業等その土地の取得・保有の目的が公益性を有する場合には、非課税とする措置がとられています。

認定電気通信事業は土地収用法の対象となっており、高い公益性を有していることから、次のとおり特別土地保有税の非課税措置を講じています。

② 対象者

認定電気通信事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

認定電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のものについて、「特別土地保有税」が非課税となります。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

(注) 特別土地保有税は、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととなっています。

5 軽油引取税の非課税措置（電気通信事業者）

① 目的

軽油引取税は都道府県及び指定都市の道路整備財源に充てるために設けられた目的税であることから、電気通信設備の電源の用途に供するなど道路使用に直接関連を有しないと認められる軽油の引取りについて非課税措置を講じています。

② 対象者

公衆の通信の用に供する電気通信設備を設置及び管理する者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

公衆の通信の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りについて「軽油引取税」が非課税となります。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

6 地価税の非課税措置（電気通信事業者）

① 目的

電気通信事業は、国民の日常生活及び産業経済に対し、基底的・不可欠なサービスを提供する公益性の極めて高い事業であり、設備産業として膨大な土地等を必要とし、かつ、その場所で永続的にサービスの供給が行われなければ国民生活等に著しい支障をきたすという特性を持っていることから、次のとおり地価税の非課税措置を講じています。

② 対象者

認定電気通信事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

認定電気通信事業に直接必要な次の施設又は設備に供されている土地等について「地価税」が非課税となります。

- i 電気通信回線設備
- ii 電気通信回線設備の保守及び修繕のために必要な倉庫
- iii 自動車車庫
- iv 専ら保守及び修繕に従事する職員の事務所等

イ 適用期限

期限の定めはありません。

(注) 地価税については、平成10年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

II 放送事業の振興

1 軽油引取税の非課税措置（放送事業者）

① 目的

軽油引取税は、都道府県及び指定都市の道路整備財源に充てるために設けられた目的税であることから、放送の用に供する施設の電源の用途に供するなど道路使用に直接関連を有しないと認められる軽油の引取りについて非課税措置を講じています。

② 対象者

放送事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

放送の用に供する施設の電源の用途に供する軽油の引取りについて、「軽油引取税」が非課税となります。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 地価税の特例措置（一般放送事業者）

(1) 制度の概要

① 目的

放送の用に供する土地等に係る地価税の特例措置を講じることにより、放送の継続的・安定的提供を通じて、番組制作の充実を図るとともに、放送の普及を図るなど放送の健全な発達に資するものです。

② 対象者

一般放送事業者

③ 税制支援の内容

無線設備（電波法施行規則第2条第1項第37号に規定する送信空中線系）の用に供されている土地等（以下、「特定の放送用施設」という）であって、特定の放送用施設以外の用に供されている土地等の面積が1/10未満である場合、地価税の課税標準を2/3とすることが認められます。

(2) 手続き

税務申告の際、総務大臣の証明（地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書）が必要になりますので、あらかじめ証明申請書を総合通信局（沖縄総合通信事務所を含みます。以下同じ）に提出し、証明書の交付を受けてください。

(注) 地価税については、平成10年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

3 特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度（地上系一般放送事業者）

① 目的

地上テレビジョン放送のアナログ周波数変更対策のため、特定周波数変更対策業務として指定周波数変更対策機関から支給された給付金により放送事業者等が取得した固定資産について税制支援措置を講ずることによって、従来のアナログ放送から、電波のより能率的な利用に資するデジタル放送への移行を円滑に実現し、様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保して、周波数の逼迫緩和を図ることを目的としています。

② 対象者

地上系一般放送事業者

③ 対象施設

特定周波数変更対策業務に係る給付金により取得した無線設備等

④ 税制支援の内容

地上放送を行う一般放送事業者が、地上放送のデジタル化に伴うアナログ放送の周波数変更対策のための給付金を受け固定資産を取得した場合、取得した当該固定資産を帳簿価額から一定額だけ減額し、その額を損金算入すること（圧縮記帳）が認められます。

4 NHKに対する税制支援措置

日本放送協会（NHK）の公共性にかんがみ、次の税制上の特例措置を講じています。

<国 税>

税 目	特例措置の内容
所得税	非課税
法人税	非課税
地価税	非課税
登録免許税	非課税（放送局の免許に係る登録免許税）
関税	免税（録画済のニュース用のテープ等）

<地方税>

税 目	特例措置の内容
都道府県民税	非課税（法人税割）
事業税	非課税
不動産取得税	非課税（地方税法施行令第361条の3第2項に規定する不動産以外）
市町村民税	非課税（法人税割）
固定資産税	課税標準 1/2（地方税法施行令第52条の3に掲げる固定資産以外）
特別土地保有税	非課税（不動産取得税が非課税のもの）
軽油引取税	非課税（放送の用に供する施設の電源の用途に供する軽油の引取り）
事業所税	非課税
都市計画税	課税標準 1/2（固定資産税の課税標準が 1/2 のもの）

Ⅲ C A T V事業等の振興

1 工事負担金の圧縮記帳制度（C A T V事業者・有線放送電話業者）

① 目的

有線テレビジョン放送事業（CATV事業）の場合、施設の設置に必要な膨大な経費の多くは加入者の工事負担金で賄っていますが、工事負担金収入について収益として直ちに課税されると、工事負担金の全額を設備投資費に充当できず、必要な設備資金に不足が生じ事業運営上大きな影響を受けることとなります。

そこで、加入者の工事負担金をもって取得した施設について圧縮記帳による課税の特例を講じています。同様に、有線放送電話業者についても、工事負担金の圧縮記帳制度が認められています。

② 対象者

CATV事業者、有線放送電話業者

③ 対象施設

CATV事業に必要な施設を設けるために加入者から工事負担金の交付を受け、その工事負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から工事負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に参入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 中小企業等基盤強化税制（C A T V事業者）

① 目的

中小企業等基盤強化税制は、中小企業者や流通・サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大、ひいては内需の振興・産業の活力の維持を図ること等を目的として設けられました。

CATV事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として大きな役割を果たすとともに、地域密着型のメディアとして当該地域経済の活性化への貢献度合いが大きいことから、中小企業等基盤強化税制の適用対象として、次のような税制支援措置を講じています。

② 対象者

CATV事業者（中小企業者※に限り）

※ 中小企業者には、次の個人又は法人が該当します。

ア 個人

常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

イ 法人

- i 資本金、出資金の額が1億円以下の法人のうち、次のa又はb以外の法人
 - a 発行済株式、出資の総数、総額の1/2以上が同一の大規模法人（資本金、出資金の額が1億円を超える法人又は資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人
 - b aのほか、その発行済株式、出資の総数、総額の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人
- ii 資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

③ 対象設備

ア 機械及び装置

1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式。イにおいて同じ）の取得価額が280万円以上（リースの場合は、リース費用総額が370万円以上）の設備

イ 器具及び備品

1台又は1基の取得価額が120万円以上（リースの場合は、リース費用総額が160万円以上）の設備

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」又は「法人税」について、上記の取得価額要件を満たした場合、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。（国内にある事業の用に供する場合があります）

また、リースの場合にも、リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除が受けられます。（国内にある事業の用に供する場合があります）

リース契約期間

5年 ≤ リース契約期間 ≤ リース資産の法定耐用年数

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。

- i 個人の場合：供用年の事業所得に係る所得税の額の20 / 100
- ii 法人の場合：供用年度の所得に対する法人税の額の20 / 100

本税制の適用を受ける場合は、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

イ 適用期限

平成21年3月31日まで

※ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約については、リース取引による税額控除制度は適用されません。

3 固定資産税の特例措置（農協等である有線放送電話業者）

① 目的

有線放送電話は、地域情報、行政情報等の共有・交換等を通じて地域コミュニティの形成に貢献するなど地域住民の生活に深く浸透しており、また、災害時の緊急情報、防災情報等を伝える公共的メディアとして住民の生命・財産を守る役割を果たしていることから、その主たる事業主体である農業協同組合等による円滑な業務の運営を確保することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

有線放送電話業務を行う農業協同組合、水産業協同組合、森林組合及び連合会等専ら公共のために有線放送電話業務を行う公益法人

③ 対象設備

上記②の農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する下記の償却資産

ア 受信装置、 イ 放送装置、 ウ 中継装置、 エ 通話装置、 オ 交換装置、
カ 電源装置、 キ 保安装置、 ク ア～キに附帯する装置、 ケ 線路、 コ 電柱

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

平成16年4月1日以降に取得した対象設備について、「固定資産税」の課税標準を1/2とすることが認められます。

(注) 平成14年3月31日以前に取得した上記の償却資産については、従前と同様に、「固定資産税」が非課税となります。

また、平成14年4月1日から平成16年3月31日までに取得した上記の償却資産については、「固定資産税」の課税標準を1/6とすることが認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

(注) その他、有線放送電話業務を行う農業協同組合等について特別土地保有税の非課税措置が認められています。

IV 通信・放送事業の高度化

1 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

次世代ブロードバンド基盤は21世紀の基幹的通信網であり、企業活動はもとより豊かな国民生活を実現する上で大きな役割を果たすことが期待されており、我が国におけるユビキタスネットワークを実現する上で必要不可欠なものです。

そのため、多額かつ継続的な設備投資が必要である次世代ブロードバンド基盤に対する設備投資を促し、その整備を一層推進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

- ア 電気通信事業者
- イ CATV事業者（地方税に限ります）

③ 対象設備

- ア 電気通信事業者

電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号）第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の対象設備一覧（高度通信施設整備事業関連）

対象設備名	国 税	地方税	設備の概要
加入者系光ファイバケーブル	5%	4/5	電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、事業所と配線盤（き線点）との間のもの
		3/4	電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、配線盤（き線点）と最終配線盤との間のもの（地方税のみ条件不利地域 ^{※1} に限る）
波長分割多重化装置		4/5	光伝送の方式における波長の異なる複数の搬送波を多重化して伝送する機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路に接続されるもの
端末系光端局装置 （光伝送装置）	5%	4/5	光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有するもので、上記の「光ファイバケーブル」に接続されるもの
I Pバージョン6対応ルーター ^{※2}		4/5	インターネットを構成するルーターのうち、I Pバージョン6の通信機能を有するもの

※1：平成18年総務省告示第405号において総務大臣が定める地域【抜粋】

- 一 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域
- 三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯
- 四 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
- 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島の地域
- 六 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 八 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃棄分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに同法の規定が適用されることとなった区域を除く）

九 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の地域

※2：事業所間を接続するもの

イ CATV事業者

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の対象設備一覧（高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連）

対象設備名	地方税	設備の概要
加入者系光ファイバケーブル（光幹線路）	4/5	有線テレビジョン放送の業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するもの
光端局装置	4/5	光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるもの

④ 税制支援の内容

ア 電気通信事業者

(ア) 軽減措置

国 税 「法人税」について、取得価額の5%の特別償却が認められます。

地方 税 「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を4/5（加入者系光ファイバケーブル（配線盤～最終配線盤との間のもの）（条件不利地域に限る）については3/4）とする特例が認められます。

(イ) 適用期限

国 税 平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

地方 税 平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

イ CATV事業者

(ア) 軽減措置

地方 税 「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を4/5とする特例が認められます。

(イ) 適用期限

地方 税 平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

(2) 手続き

[電気通信事業者の場合]

① 実施計画の認定の手続き

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続きは次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出します。

i 施設整備事業実施計画認定申請書

- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」（平成3年郵政省・労働省告示第1号）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分（3年度分）が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

ア 法人税軽減の手続き

- i 「租税特別措置法第44条の4第1項表の第1号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）

※ 原則として、決算月の翌月中に申請書を提出してください。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

イ 固定資産税の軽減の手続き

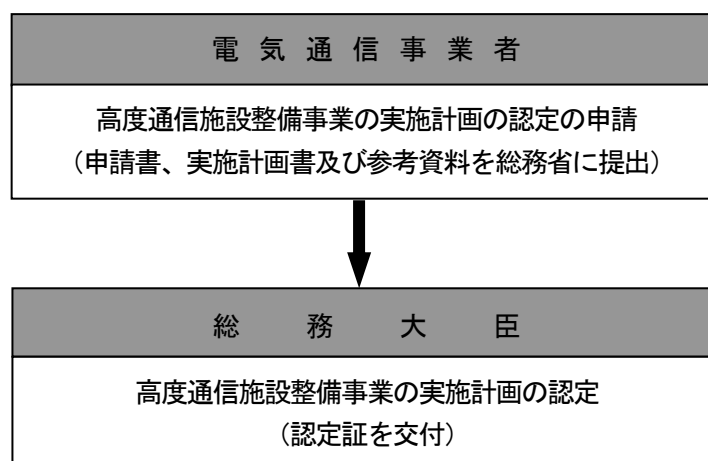
- i 「地方税法附則第15条第54項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。

※ 原則として、1月中に申請書を提出してください。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

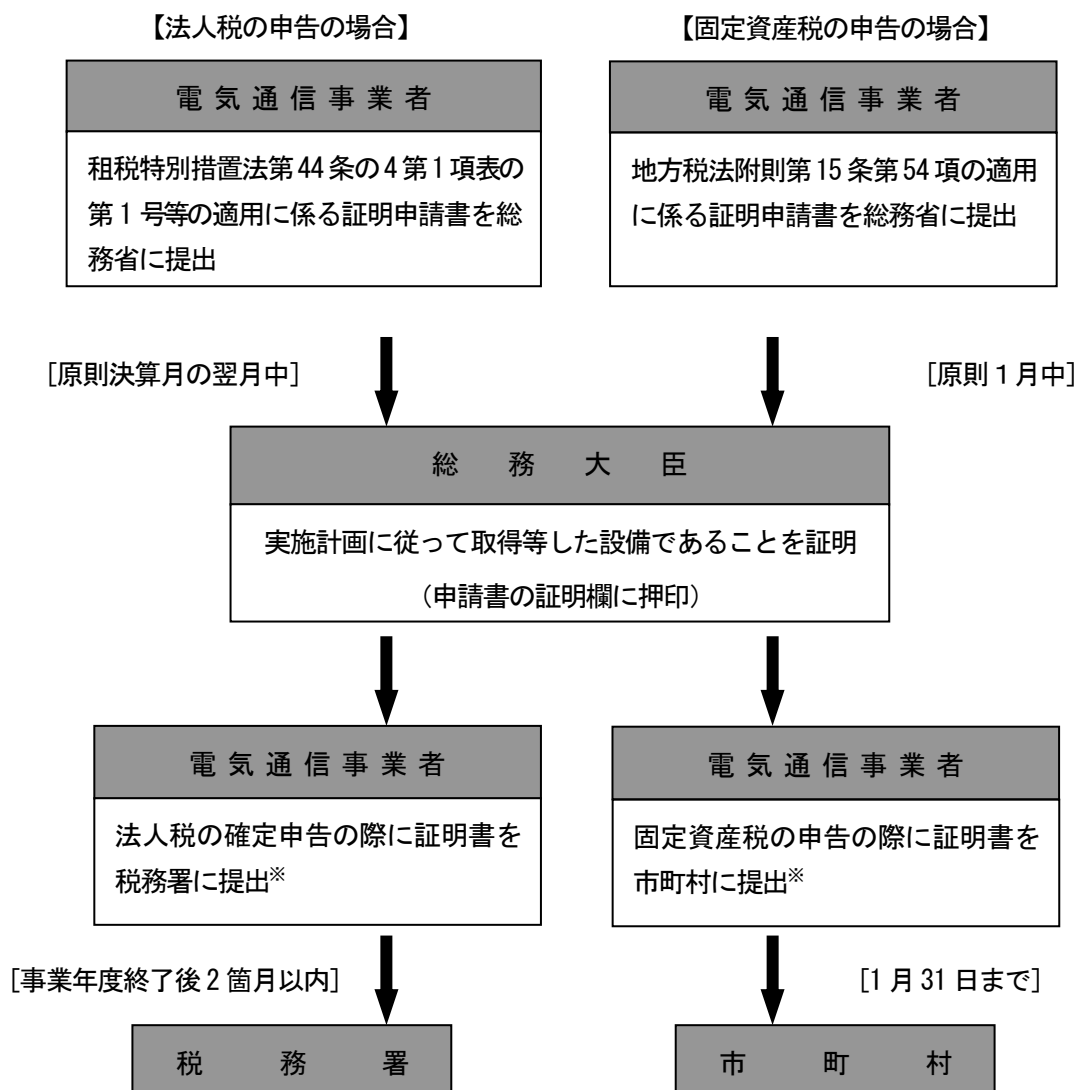
図 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の適用を受けるための手続き

① 高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続き



② 申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。)



※ 法人税・固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署・市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります（税務申告は、期限までに行うことを要します。）。

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課（電話 03-5253-5866）

[CATV事業者の場合]

① 実施計画の認定の手続き

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制（高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連）の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定手続は次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地域放送課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

【固定資産税軽減の手続き】

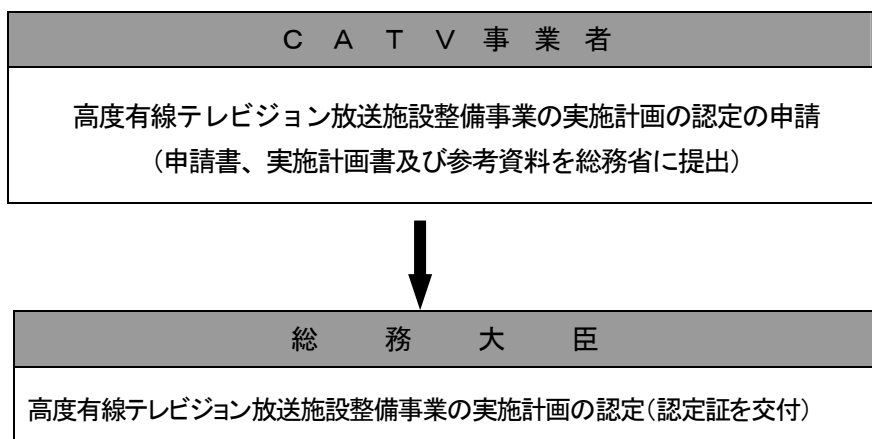
- i 「地方税法附則第15条第24項の適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地域放送課）に提出して証明を受けます。

※ 原則として、1月中に申請書を提出して下さい。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

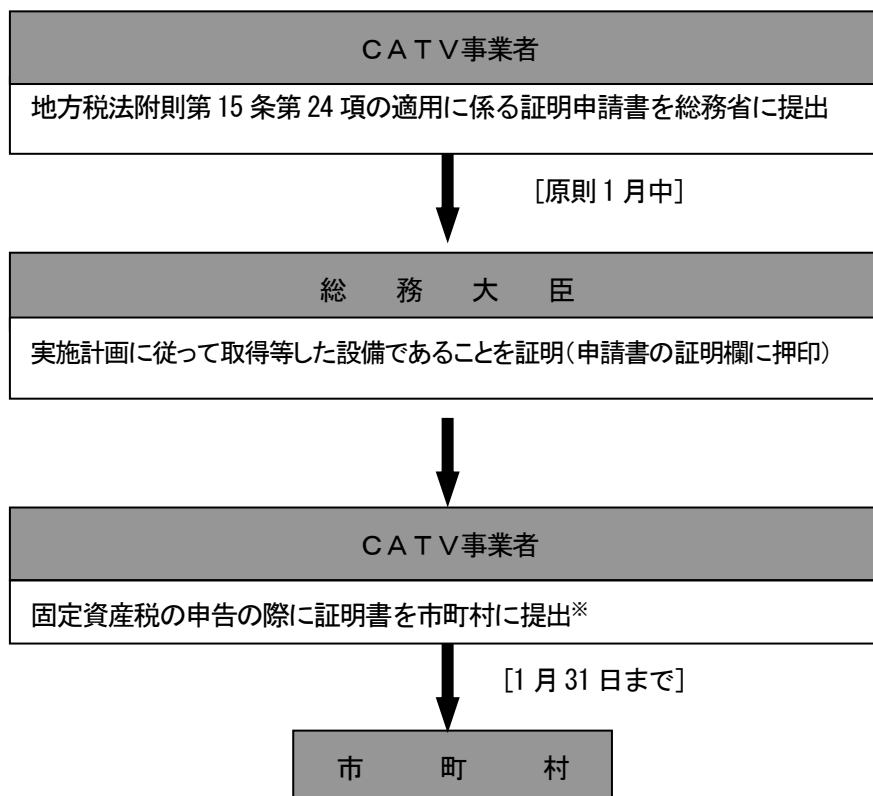
図 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制（高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連）の適用を受けるための手続き

- ① 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定申請
(複数年度にわたった計画で認定を受けることができます)



② 税務申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。)



※ 固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します)。

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制(高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連)の適用を受け
るには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等
し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報通信政策局地域放送課 (電話 03-5253-5807)

2 広帯域加入者網普及促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

DSLを始めとする広帯域加入者網は、常時接続による高速インターネットアクセスを実現するものとして、我が国におけるユビキタスネットワークを実現する上で、大きな役割を果たすことが期待されています。

そのため、多額かつ継続的な設備投資が必要である広帯域加入者網に対する設備投資を促し、その普及促進を目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

- ア 電気通信事業者
- イ 有線放送電話業者

③ 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備（有線放送電話業者については、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備に限ります）

表 広帯域加入者網普及促進税制の対象設備一覧

対象設備名	国 税	地方税	設備の概要
小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置	10%	2/3	デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が500回線以下の変復調装置であって、端末設備でないもの
デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備		2/3	小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源装置からなるもの
加入者系無線アクセス通信用無線設備		4/5	インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る）に用いられるもの
衛星インターネット通信用無線設備		4/5	インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る）と無線通信を行うもの

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税

「法人税」について、取得価額の10%の特別償却が認められます。

地 方 税

「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を2/3（加入者系無線アクセス通信用無線設備、衛星インターネット通信用無線設備については、4/5）とする特例が認められます。

イ 適用期限

国 税

平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

地 方 税

平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

(2) 手続き

① 実施計画の認定の手続き

広帯域加入者網普及促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続きは次のとおりです。

ア 申 請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書

- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分（3年度分）が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

ア 法人税軽減の手続き

- i 「租税特別措置法第44条の4第1項表の第2号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）。

※ 原則として、決算月の翌月中に申請書を提出してください。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

イ 固定資産税の軽減の手続き

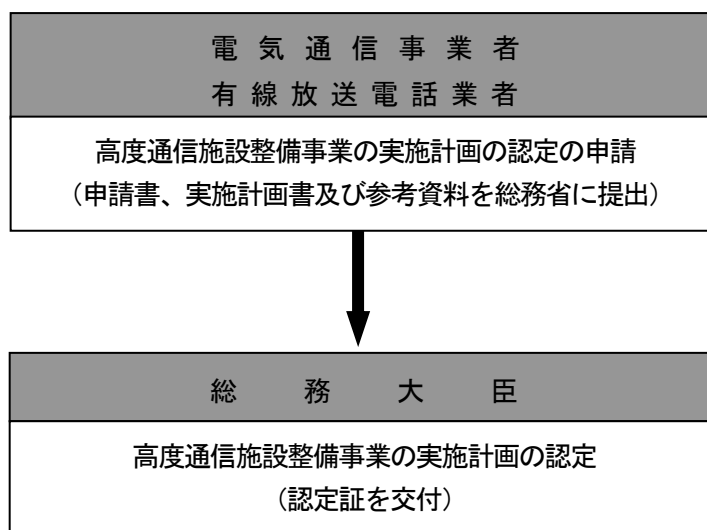
- i 「地方税法附則第15条第22項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。

※ 原則として、1月中に申請書を提出してください。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

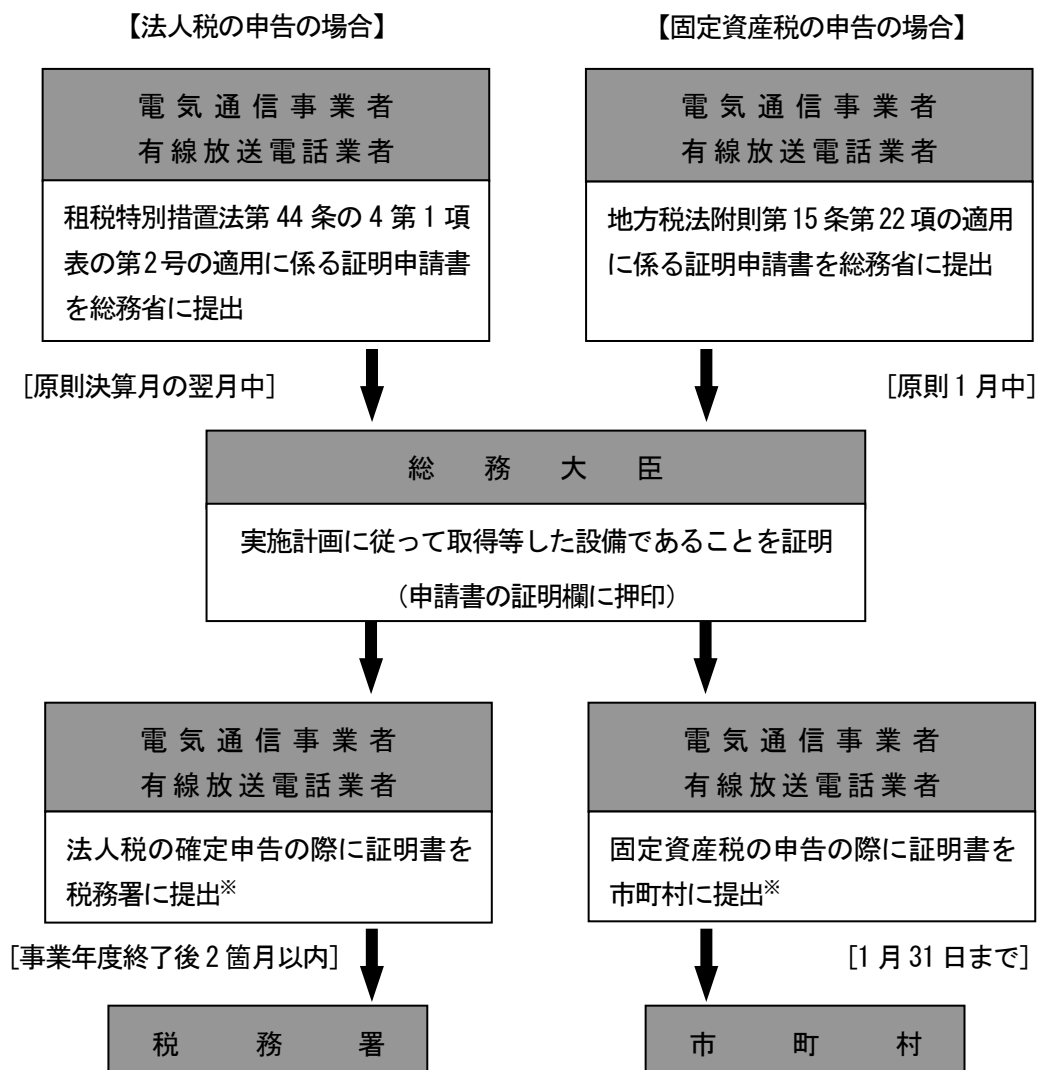
図 広帯域加入者網普及促進税制の適用を受けるための手続き

① 高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続き



② 申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です)



広帯域加入者網普及促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課（電話 03-5253-5866）

3 電気通信システム信頼性高度化促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

自然災害等の非常時における電気通信サービスの安定的な提供を図る観点から、電気通信システムの信頼性向上に資する施設の整備を促進し、ICT社会の健全な発展を推進することを目的として、次の税制支援策を講じています。

② 対象者

- ア 電気通信事業者
- イ CATV事業者（非常用電源装置に限ります）

③ 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 電気通信システム信頼性高度化促進税制の対象設備一覧

対象設備名	設備の概要
高信頼伝送装置	電気通信事業の用に供されている伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路へ伝送情報の分散、切替を自動で行うもの。
非常用電源装置	通常受けている電力の供給が停止した場合において、電気通信設備に電力を供給するもの。
携帯電話用車載基地局	専ら災害等により携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いるもの。
経路最適化装置	電気通信事業の用に供されている伝送路の通信経路を自動的に最適化することで優先接続等を行うもの。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地方税 「固定資産税」については、以下のとおりです。

高信頼伝送装置については、取得後5年度分、課税標準を4/5とすることが認められます。

非常用電源装置、携帯電話用車載基地局、経路最適化装置については、取得後5年度分、課税標準を5/6とすることが認められます。

イ 適用期限

地方税 平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

(2) 手続き

① 実施計画の認定の手続き

電気通信システム信頼性高度化促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定の手続きは次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（電気通信事業者は総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、CATV事業者は情報通信政策局地域放送課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は3年度分が認定されますが、総務大臣の証明は税務申告の都度必要です。

【固定資産税の軽減の手続き】

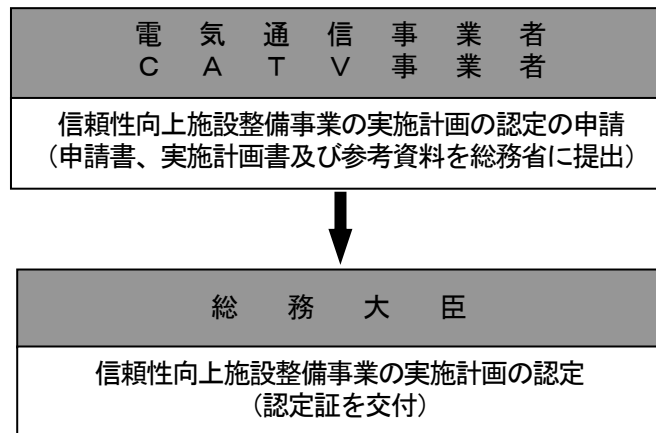
ア 「地方税法附則第15条第23項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（電気通信事業者は総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、CATV事業者は情報通信政策局地域放送課）に提出して証明を受けます。

〔原則として、1月中に申請書を提出して下さい。〕

イ 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

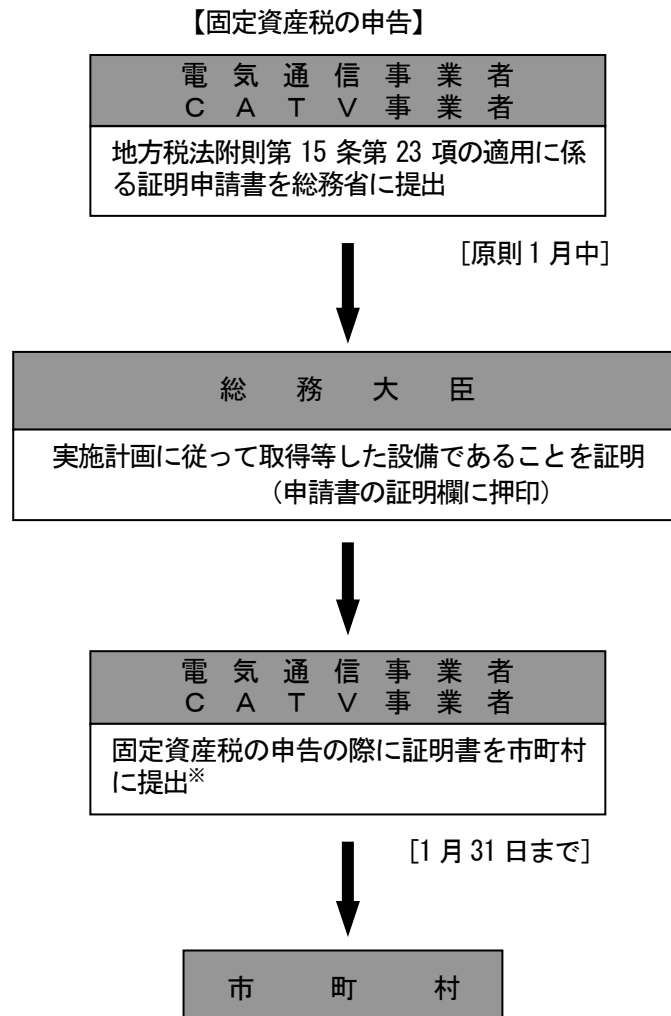
図 電気通信システム信頼性高度化促進税制の適用を受けるための手続き

- ① 信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定の手続き
(3年ごとに申請し、認定を受ける必要があります。)



② 税務申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。)



※ 固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します)。

電気通信システム信頼性高度化促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 (電話 03-5253-5858)
情報通信政策局地域放送課 (電話 03-5253-5807)

4 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制

※ 地方税の特例は、次世代ブロードバンド基盤整備促進税制により措置されます。

(1) 制度の概要

① 目的

CATVは、通信・放送サービスを統合的に提供する地域密着型の情報通信基盤であり、双方向機能を生かして国民の多種多様なニーズにこたえる高度情報通信ネットワーク社会の中核的メディアとして、その早期整備を図っていくことが必要です。併せて、全放送メディアのデジタル化が進展する中で、今後CATV施設をデジタル化していく必要があります。

しかしながら、CATV事業者にとり施設のデジタル化を推進するためには多額の設備投資が必要なことから、税制支援をはじめとした政策支援が不可欠です。

そこで、CATVの高度化に対する設備投資を促し、その整備を一層推進することを目的として、次の税制支援を講じています。

② 対象者

CATV事業者

③ 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の対象設備一覧

対象設備名	設備の概要
加入者系光ファイバケーブル (光幹線路)	有線テレビジョン放送の業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するもの。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税

「所得税」又は「法人税」について、次の支援措置があります。

加入者系光ファイバケーブル（光幹線路）について、取得価額の5%の特別償却が認められています。

イ 適用期限

国 税

平成18年6月1日から平成20年3月31日まで

(2) 手続き

① 実施計画の認定の手続き

高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定手続は次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地域放送課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

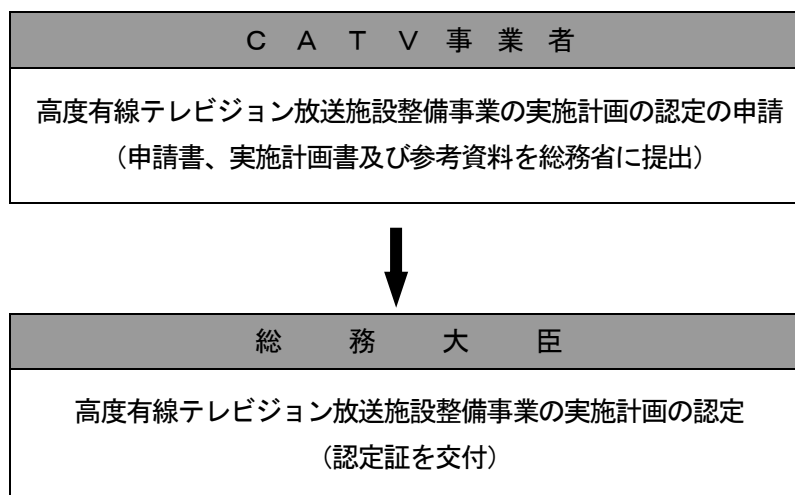
なお、実施計画は複数年度分が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

法人税軽減の手続き

- i 「租税特別措置法第44条の4第1項表の第1号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地域放送課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）
[原則として、決算月の翌月中に申請書を提出して下さい。]
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

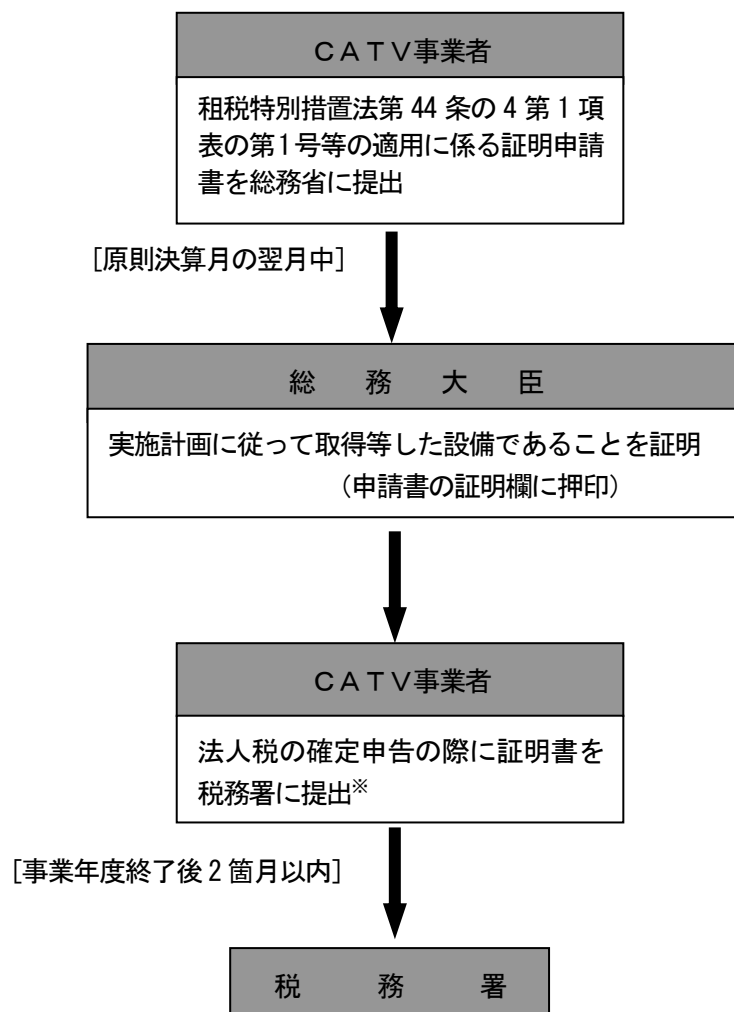
図 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の適用を受けるための手続き

- ① 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定申請
(複数年度にわたった計画で認定を受けることができます)



② 税務申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です)



※ 法人税・固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します)。

高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報通信政策局地域放送課 (電話 03-5253-5807)

5 地上放送施設デジタル化促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

地上デジタル放送は、国民に高品質な映像・音声サービスやチャンネルの多様化等のメリットを還元するとともに地域の振興や幅広い波及効果をもたらすものです。

しかしながら、地上放送のデジタル化のためには、多額の設備投資が必要となる等、事業者の負担は大きくなります。

そこで地上デジタル放送の早期の普及を促進するため、次の税制支援を講じています。

② 対象者

ア 国税

- i 地上テレビジョン放送事業者（関東又は近畿広域圏を放送対象地域とする者を除く）
- ii 放送番組制作事業者

イ 地方税

地上テレビジョン放送事業者

③ 対象設備

ア 地上テレビジョン放送事業者

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号）第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得等する次ページの表aの設備

イ 放送番組制作事業者

地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者として総務大臣が認定した個人又は法人が取得等する次ページの表bの設備

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税（放送番組制作事業者に限る）」、「法人税」について、以下の償却率の特別償却が認められます。

- ・平成19年度に取得したもの … 15%
- ・平成20年度に取得したもの … 13%
- ・平成21年度に取得したもの … 10%

地 方 税 「不動産取得税」について、家屋に係る課税標準を3/4とすることが認められます。「固定資産税」について、取得後5年度分、課税標準を3/4（空中線電力が0.3w以下の中継局の整備については2/3）とすることが認められます。

イ 適用期限

国 税 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

地 方 税 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

表 a 高度テレビジョン放送施設（地上テレビジョン放送事業者）

設備・装置名	国税 (15%)	地方税 (3/4)		概要	
		固定資 産税	不動産 取得税		
デジタル番組制作設備	デジタル撮像装置	○	○	映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整するもの	
	デジタル素材伝送装置	○	○	放送番組素材の伝送又は切替えを行うもの	
	デジタル副調整設備	○	○	複数のデジタル信号（音声信号、文字信号又はデジタル画像信号）の切替え又は調整を行うもの	
	デジタル記録・再生装置	○	○	デジタル信号の記録又は再生を行うもの	
	デジタル編集装置	○	○	デジタル信号の加工、合成又は発生を行うもの	
デジタル送出・伝送装置	デジタル送出装置	○	◎	放送番組に係るデジタル信号の伝送を自動的に行うもの	
	符号化圧縮装置	○	◎	デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高めるもの	
	多重化装置	○	◎	複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出するもの	
	デジタル変調装置	○	◎	デジタル信号を変調するもの	
デジタル送受信装置(※)	デジタル送信装置	○	◎	○	搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出するもの
	給電線	○	◎	○	送信装置の出力端子と送信用アンテナ又は受信装置の入力端子と受信用アンテナを接続するもの
	デジタル受信装置	○	◎	○	受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅するもの
	空中線	○	◎	○	アンテナ
	鉄塔	○	◎	○	アンテナの支持物

※ 不動産取得税については、デジタル送受信装置（親局・中継局）に係る家屋（局舎）に限る（土地は除く）。
 ※ ◎の設備については、空中線電力が0.3w以下の中継局の整備の場合に限り、取得後5年度分の課税標準を2/3とする。

表 b 高度テレビジョン放送施設（放送番組制作事業者）

設備・装置名	国税 (15%)	地方税	概要
デジタル番組制作設備	デジタル撮像装置	○	映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整するもの
	デジタル素材伝送装置	○	放送番組素材の伝送又は切替えを行うもの
	デジタル副調整設備	○	複数のデジタル信号（音声信号、文字信号又はデジタル画像信号）の切替え又は調整を行うもの
	デジタル記録・再生装置	○	デジタル信号の記録及び再生を行うもの

(2) 手続き

[地上テレビジョン放送事業者の場合]

① 実施計画の認定の手続き

地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるためには、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地上放送課）に提出します。

- i 高度テレビジョン放送施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「高度テレビジョン放送施設整備事業を実施するための基本的な指針」（平成12年1月郵政省告示）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

ア 法人税軽減の手続き

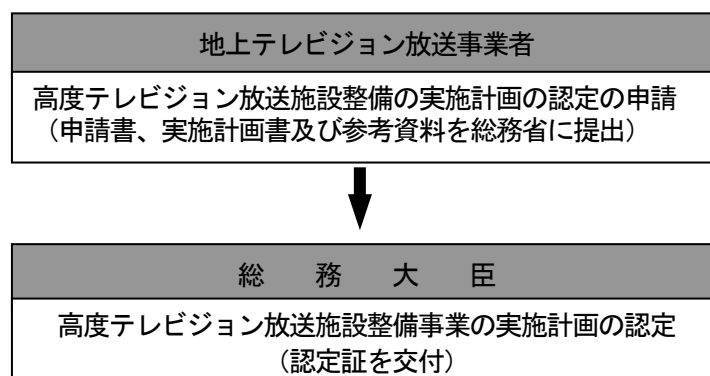
- i 「租税特別措置法第44条の4第1項表の第3号の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地上放送課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

イ 不動産取得税・固定資産税軽減の手続き

- i 「地方税法附則第11条第26項の適用に係る証明申請書」、「地方税法附則第15条第21項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報通信政策局地上放送課）に提出して証明を受けます。
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

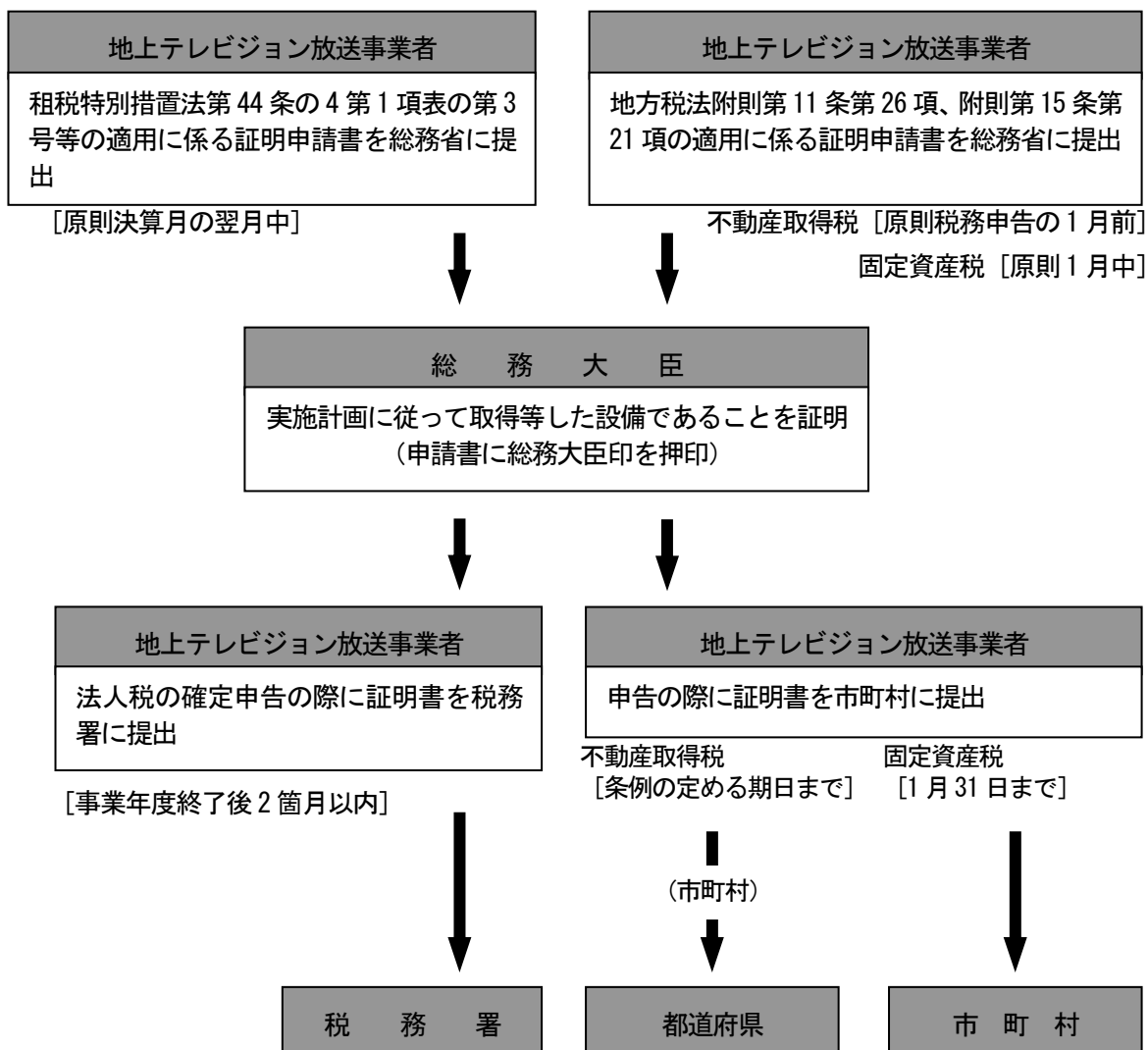
図 地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるための手続き

① 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定の手続き



② 税務申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です)



※ 法人税、不動産取得税、固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署・都道府県・市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は期限までに行うことを要します)。

地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の支援を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報通信政策局地上放送課 (電話 03-5253-5791)

[放送番組制作事業者の場合]

税務申告の際の手続き

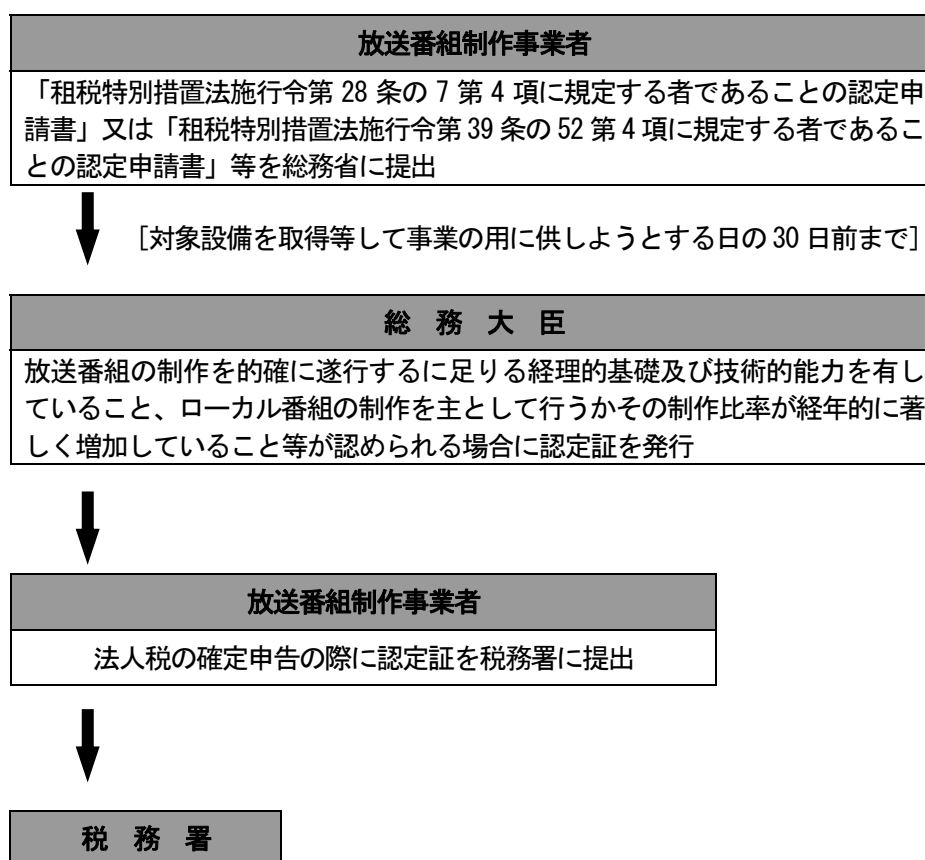
(申告の都度、総務大臣の発行した認定証の提出が必要です。)

① 法人税軽減の手続き (所得税軽減の場合も同様)

ア 「租税特別措置法施行令第28条の7第4項に規定する者であることの認定申請書」又は「租税特別措置法施行令第39条の52第4項に規定する者であることの認定申請書」等(平成11年郵政省告示第821号第1条)を作成し、総務省(情報通信政策局コンテンツ流通促進室)に提出して総務大臣の認定を受け、認定証の交付を受けます。

イ 法人税の確定申告の際に同認定証を税務署に提出します。

図 放送番組制作事業者が地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるための手続き



放送番組制作事業者が地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣の認定が必要となります。本税制に関しご不明な点がある場合には、総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報通信政策局コンテンツ流通促進室 (電話 03-5253-5739)

6 ネットワークセキュリティ維持税制

(1) 制度の概要

① 目的

情報通信ネットワークのセキュリティを向上を図るため、インターネットに接続する法人又は個人事業者が適切な措置を講じることを促進する方策として、「ネットワークセキュリティ維持税制」による支援措置を講じています。

② 対象者

資本金の額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人若しくは個人

③ 対象設備

対象設備名	概要
ネットワークセキュリティ維持装置 (総合通信局長等の証明を受けたものに限ります)	次の条件を満たす電気通信機器であること。 1 あらかじめ設定された通信プロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴のパケットを含む通信を遮断する機能を有すること。 2 電気通信回線に接続されるものであること。 3 取得価格が250万円以上であること。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地方税 「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を5/6とする特例が認められます。

イ 適用期限

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

ウ 参考

国税(所得税、法人税)に係る制度については、「産業競争力のための情報基盤強化税制」をご利用ください。

(2) 手続き

① 証明手続き

総合通信局が発行する証明書が必要となります。証明書の発行に係る申請は、次の書類を作成の上、対象設備の所在地を管轄する総合通信局へ提出してください。

総合通信局へ提出する申請書類

※ 以下の様式はこちら http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/fuseiakusesu.pdf

① 証明申請書

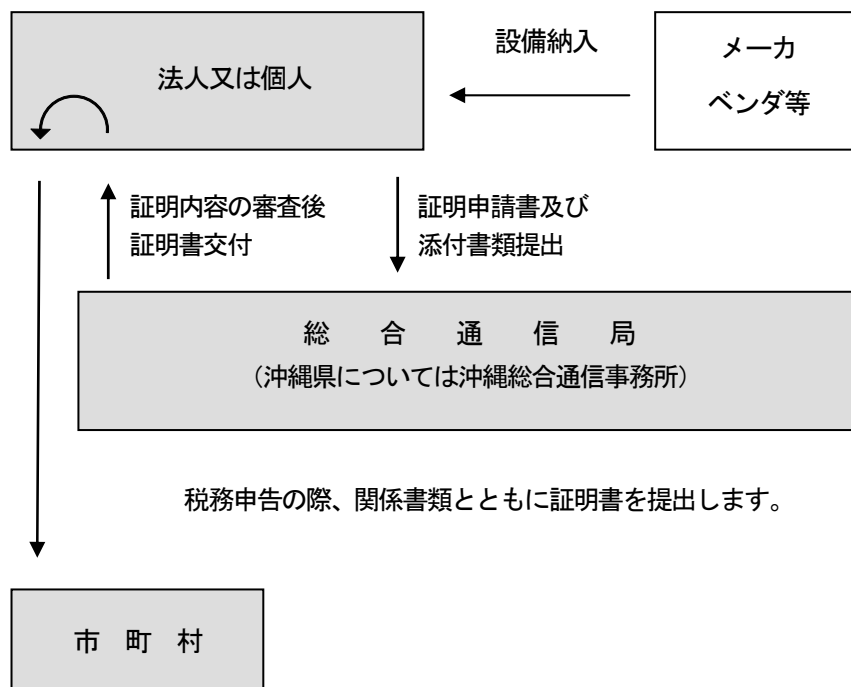
② 添付書類

- ・ あらかじめ設定された通信プロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴のパケットを含む通信を遮断する機能を有することを示す書類 (製品カタログ又はパンフレット若しくはこれらの写しでも可)。
- ・ 電気通信回線に接続されることを示す書類
- ・ 1台又は1基の取得価格が250万円以上であることを示す書類

② 税務申告手続き

税務申告の際に、関係書類とともに証明書を市町村に提出します。

図 ネットワークセキュリティ維持税制（地方税）の適用を受けるための手続き



本税制に関してご不明な点がある場合は、お近くの総合通信局 又は 総務省情報通信政策局情報セキュリティ対策室あてにお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：情報通信政策局情報セキュリティ対策室（電話 03-5253-5749）

V 新規事業の支援

1 エンジェル税制

① 目的

スタートアップ段階にある新規事業に対するリスクマネーの供給不足を解消し、新規事業の育成・発展を促進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

以下の要件を満たした個人投資家

- ・ 投資契約を締結していること。
- ・ 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること。
(他人から譲り受けた株式、現物出資等により取得した株式は対象にはなりません)
- ・ 投資先のベンチャー企業が同族会社(その会社の上位3位までの株主グループ(個人及び親族等)が、当該企業の株式等を50%以上保有している会社)である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合がはじめて50%以上になる時における株主グループに属していないこと。

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」

地方 税 「個人住民税」((ア) を除く)

(ア) 特定中小会社*が発行する株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得をした年の株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した費用の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とする)を控除(繰延)することが認められます。

※ 対象企業要件は以下のとおりです。

(なお資金調達前に当該要件の確認を受けた企業は経済産業省のHPで公表)

- i 設立から10年未満の中小企業(未登録・未上場の株式会社)
- ii 新たな事業を実施するために売上高の一定割合の費用を支出している企業であることまたは売上高成長率が一定の割合以上であること(以下のA、B要件のいずれかを満たすこと)

設立経過年数	A 要件	B 要件
0～1年	研究者が2人以上かつ全従業員等の10%以上	開発者**が2人以上かつ全従業員等の10%以上
1～2年	試験研究費等*が売上高の3%超	同上
2～5年	同上	売上高成長率**3 25%超
5～10年未満	試験研究費等が売上高の5%超	

※1: 研究開発費や市場開拓のための宣伝費・マーケティング調査費など新たな事業を実施するために特に必要な費用(どのような費用が対象となるかはこちらもしくは最寄りの経済産業局等にお問い合わせ下さい)。

※2: 「開発者」とは、技術開発者、商品企画者、マーケティング担当者等の常勤の開発者等(新たな事業に従事する者)。

※3: 「売上高成長率」とは前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均伸び率。

iii 外部からの投資を1/6以上取り入れていること

- ・ 発行済株式の総数の30%以上の株式を保有している株主グループ(株主とその親族等のことをいう)の保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないこと。但し、発行済株式の総数の

1/2以上保有している株主グループがいる場合、その株主グループの保有している株式の数が、発行済株式の総数の5/6を越えないこと。

iv 大規模法人(資本金1億円以上等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人(以下「大規模法人グループ」という)の所有に属さないこと

- ・ 発行済株式の総数の1/2以上を、一つの大規模法人グループに保有されていないこと。
- ・ 発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと。

v 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

(イ) 上記(ア)の対象となる株式を払込みにより取得した個人が、その取得の日からその株式の公開の前日までの間に、当該株式の譲渡による損失(倒産等による損失を含む)が生じた場合において、その損失が他の株式譲渡益を上回る場合には、その年の翌年以降3年間、株式に係る譲渡所得からの繰越控除が認められます。

(ウ) 上記(ア)の対象となる株式の譲渡益を1/2に圧縮する特例が受けられます。

(要件) ① 上場等の日以後の譲渡

譲渡の日において同日前3年超保有し、かつ、上場等の日以後3年以内に譲渡

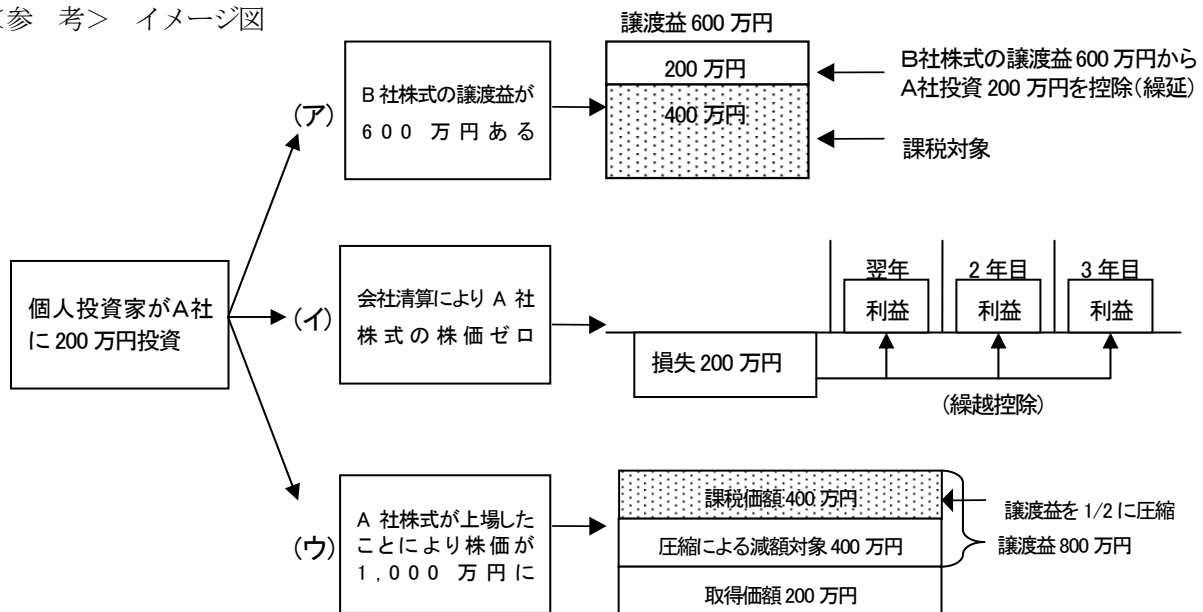
② 上場等の日以前の譲渡

譲渡の日において同日前3年超保有し、かつ、M&A等により譲渡

イ 適用期限

上記(ウ)については、平成21年3月31日までに取得した株式が対象となります。

<参考> イメージ図



※ (ア)のケースにおいて、将来、A社株式の譲渡益が発生した場合には、(ウ)の譲渡益圧縮の特例を使用することも可能です。ただし、その場合はA社株式の取得価額はゼロとして計算します。

2 スtockオプション税制

① 目的

人材の能力・業績に見合った報酬の提供が可能となり、有能な人材の確保が図られることとなるストックオプション制度を税制面から支援することにより、通信・放送分野の新規事業活動を活発化すること等を目的としています。

② 対象者

ストックオプションの無償発行を受けた株式会社又は当該発行会社の出資比率 50%超子会社（直接・間接含む）の取締役・従業員・執行役（ただし、発行会社の大口株主（上場・店頭登録会社は発行済株式総数の 1/10 以上、未上場会社は 1/3 以上）及びその親族等は除かれます）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」

地方 税 「個人住民税」

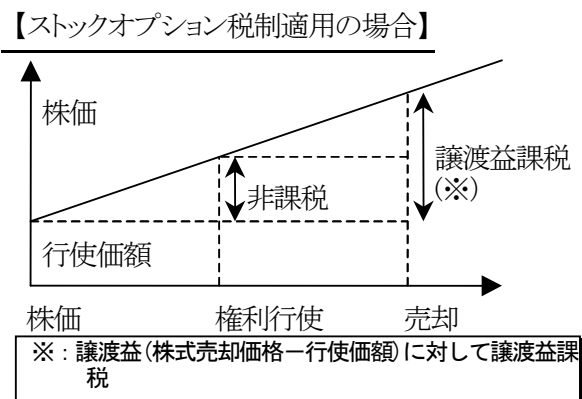
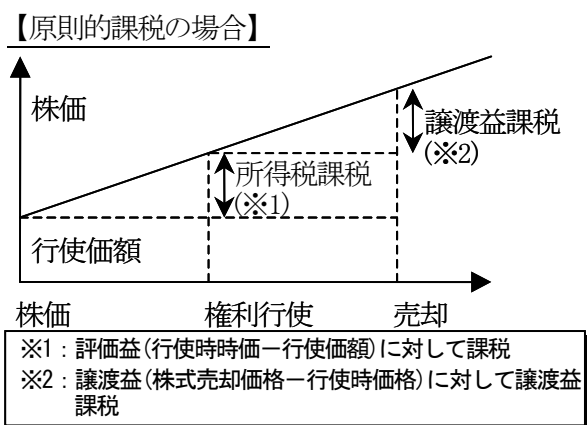
- i スtockオプション無償発行を受けた者が、新株予約権を行使した場合には、その権利行使により生じた経済的利益について非課税（年間権利行使総額 1,200 万円以下）が認められます（ただし、権利行使価額がストックオプション発行時点の株式の時価以上であることが条件です）。
- ii 上記 i の特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合には、売却価額と権利行使価額の差額について、申告分離課税（一定の上場株式等：所得税 7%、住民税 3%、それ以外の株式：所得税 15%、住民税 5%）が適用となります。

イ 適用期限

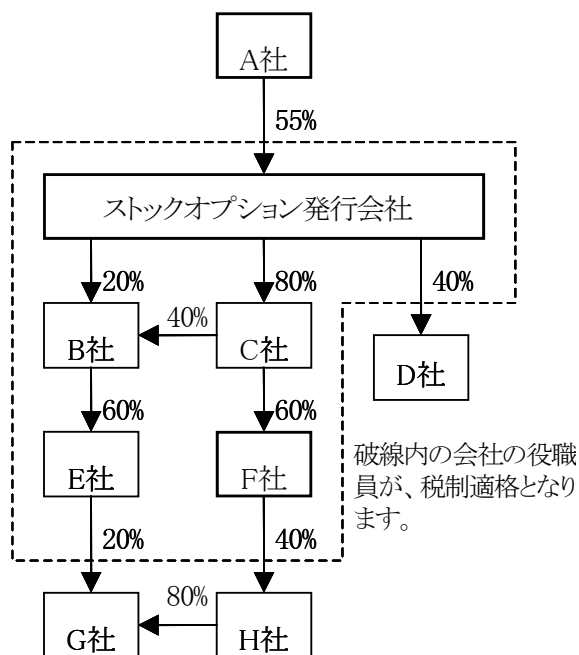
期限の定めはありません。

<参 考> イメージ図

ストックオプション税制の概要



ストックオプションの税制適格範囲（例）



※1：表内の％は議決権保有割合。

※2：B社への議決権保有割合は、発行会社が持つ 20%＋子会社C社の持つ 40% = 60% として適格対象となります。

④ スtockオプション会計適用に伴う取扱いの明確化

ストックオプション会計の適用開始に伴い、税務上の取扱いを明確化しています。

ア 付与法人（法人税）

権利行使時にストックオプション費用を損金算入（税制適格ストックオプションを除く）

イ 取得した役員・従業員等（所得税）

付与法人における処理にかかわらず、課税関係は従来通り（原則として権利行使時に課税、税制適格の場合は売却時に課税）

3 中小同族会社の留保金課税の適用停止

① 目的

意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促進するため、経営革新計画承認企業に対し、留保金課税を停止する特例措置を講じています。

② 対象者

中小企業の新たな事業活動促進に関する法律（平成17年法律第30号）に規定する経営革新計画の承認を受けた中小企業者

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税

「法人税」

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業者の経営革新のための事業を実施している各事業年度について、留保金課税（法人税法第67条）の適用が停止されます。

ただし、平成18年3月31日までに計画の実施を開始した場合に限ります。

イ 適用期限

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

(参 考)

<同族会社の留保金課税について>

同族会社とは、株主等の3人以下並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済み株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する会社を指します（法人税法第2条第10号、法人税法施行令第4条）。同族会社においては、利益を内部留保し配当を抑えることで、配当したならば株主が負担するであろう所得税が避けられることから、この不公平を防止することを目的として、留保金課税が設けられています（所得の金額に対し、およそ5%の税率で追加的に課税されます）。

※ 平成19年度税制改正で、資本金、出資金の額が1億円以下の中小同族会社に対する留保金課税は撤廃されました。

VI 研究開発の促進

1 試験研究費の総額に係る税額控除制度

① 目的

我が国の研究開発における民間への依存度は高く、この傾向は情報通信分野においても顕著なものになっています。そこで、多額の資金の投入を必要とするリスクの高い先端的な情報通信技術の研究開発について、民間部門の研究開発を促進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

以下の(ア)、(イ)によって計算された金額を控除することができます。

(ア) i 売上高（当期を含む四年間の平均売上金額）に対する試験研究費割合が10%以上の場合
当該試験研究費の額の10%

ii 売上高（当期を含む四年間の平均売上金額）に対する試験研究費割合が10%未満の場合
当該試験研究費の額の（8% + 試験研究費割合 × 2/10）

(イ) 当該年度の試験研究費の額が過去3年間の平均の額よりも増加した場合（当該年度の試験研究費の額が前年度及び前々年度の試験研究費の額を超える場合に限り）、その増加額の5%に相当する金額を、(ア)の金額に加えて控除することができます。

ただし、次の金額を限度とします。

i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の20 / 100相当額

ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の20 / 100相当額

イ 適用期限

(ア)：適用期限の定めはありません。

(イ)：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度（設立事業年度を除く）に限ります。

④ 対象となる試験研究費

ア 製品の製造、技術の改良・考案・発明に関する試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）及び経費（次表参照）

表 ④のアの試験研究費の主な内訳

費用	内容
原材料費	研究のために要した主要原材料のほか、補助材料費、部品費、包装材料費、消耗器材費(耐用年数1年以内又は購入価格20万円未満の工具、器具、備品を含む。)等
人件費	研究関係の全従業員に対して支払った給与(基本給、諸手当のほか、臨時に支払われた給与を含む。)、退職金、賞与等
経費 ・ 減価償却費 ・ 固定資産維持費	研究するために使用する全ての有形固定資産(建物、機械装置等)に対する当該期間中の減価償却費 研究するために使用する土地、建物、機械装置等の維持、管理、修理、保守等に要する費用、保険料、これらを賃借して使用する場合におけるその賃借料等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 外注費 ・ 光熱水料 ・ 事務用品、図書購入費 ・ 旅費・通信費 ・ 租税 ・ 謝礼 ・ 交際費 	<p>自ら実施している研究に関して設計、製作、試験等の一部を他に委託して行うために要する費用 電気、ガス、水道料金 等</p> <p>文房具等の事務用品、印刷費、図書、新聞、官報、その他刊行物の購入に要する費用 内外の出張費、郵便、電信電話料金 等</p> <p>固定資産税等の租税</p> <p>講師、顧問等に支払う謝礼金</p> <p>試験研究活動に関し、研究部門、研究所で使用したもの</p>
--	---

イ 他の者に委託して試験研究を行う法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用等

※ 試験研究を行うために他の者から試験研究費の支払いを受けている場合（国等から補助金、委託研究費等の交付を受けた場合を含む）は、その額は対象から除外されます。

2 特別試験研究税額控除制度

① 目的

産学官連携の共同・委託研究を促進することにより、今後の我が国のリーディング産業である情報通信産業における民間研究開発投資を促進し、民間における情報通信技術の研究開発の一層の進展を図り、新規事業並びに雇用の創出、知的資産の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上による我が国全体の産業・社会構造改革に資することを目的としています。

② 対象者

法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象となる試験研究費

「1 試験研究費の総額に係る税額控除制度」に示した試験研究費のうち、国の試験研究機関・大学と共同で行う試験研究、希少疾病用医薬品に関する試験研究等に関する試験研究費

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

大学、公的試験研究機関等との共同試験研究及びこれに対する委託試験研究の試験研究を行った場合に当該民間企業が負担した試験研究費の12%の税額控除が法人税又は所得税について認められます。

i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の20 / 100相当額

ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の20 / 100相当額

イ 適用期限

適用期限の定めはありません。

3 中小企業技術基盤強化税制

① 目的

ベンチャー企業等中小企業者における技術開発は、既存の枠にとらわれない独創性・新規性に富むものが期待されます。中小企業者の行う情報通信技術の研究開発を促進させることを目的として、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」よりも税額控除率が高い、試験研究費そのものの額に着目した次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

次のア～ウに該当する中小企業者等

ア 個人

常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

イ 法人

i 資本金、出資金の額が1億円以下の法人のうち、次のa又はb以外の法人

a 発行済株式、出資の総数、総額の1/2以上が同一の大規模法人（資本金、出資金の額が1億円を超える法人又は資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人

b aのほか、その発行済株式、出資の総数、総額の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人

ii 資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ウ その他特定の組合、連合会

③ 対象となる試験研究費

「1 試験研究費の総額に係る税額控除制度」と同じです。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

(ア) 中小企業者等が所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、「所得税」又は「法人税」について、当該試験研究費の額の12%の税額控除が認められます。

(イ) 当該年度の試験研究費の額が過去3年間の平均の額よりも増加した場合（当該年度の試験研究費の額が前年度及び前々年度の試験研究費の額を超える場合に限り）、その増加額の5%に相当する金額を、(ア)の金額に加えて控除することができます。

地方税 「法人住民税」

地方税においては、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることが認められます。

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。

i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の20 / 100相当額

ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の20 / 100相当額

イ 適用期限

(ア)：適用期限の定めはありません。

(イ)：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度（設立事業年度を除く）に限りです。

中小企業者等は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」及び「特別試験研究税額控除制度」の適用に代えて、この「中小企業技術基盤強化税制」を適用することができます。

VII テレワークの拡大

テレワーク環境整備税制

(1) 制度の概要

① 目的

テレワークを導入していない事業者に対して投資インセンティブを付与することで、企業におけるテレワーク環境整備を促し、テレワークの一層の普及促進を図ることにより、業務効率化による企業の競争力向上、少子高齢化対策、地域における雇用創出効果、通勤負担の軽減、環境負荷軽減効果等に資することを目的としています。

② 対象者

テレワーク関係設備の導入を行う法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象設備

設置場所	設備名	概要
会社 (テレワークを行うための電気通信設備が設置された事務所又は事業所)	在宅勤務の場合 シンククライアントサーバ	シンククライアント端末装置から送信された入力情報に基づき情報処理を行うとともに、表示画面情報、又は音声情報をシンククライアント端末装置に送信するサーバ
	VPN装置	通信データの暗号化又は復号化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置
	ネットワーク監視装置	従業員の自宅に設置されたシンククライアント端末装置及びVPN装置又はテレワークを行うために会社に設置されたシンククライアントサーバ及びVPN装置から送信される通信記録を収集し、記憶装置に保存する機能を有するもの
	サテライトオフィス勤務の場合 ルーター又はスイッチ	通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御又は選択する機能を有する専用の電気通信設備（これと同時に設置する集線装置を含む） ※IP-VPN又は広域イーサネット網でテレワークを行うための電気通信設備が設置された特定事業所等と接続されている場合に限る。
従業員の自宅	シンククライアント端末装置	シンククライアントサーバと通信を行うことによつてのみ電子計算機として機能する端末装置（これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード及び表示装置に限る）、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む）又は電源装置を含む）
	VPN装置	同上
特定事業所等 (サテライトオフィス)	ルーター又はスイッチ	同上 ※IP-VPN又は広域イーサネット網でテレワークを行うための電気通信設備が設置された会社と接続されている場合に限る。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地方税 「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を2/3とする特例が認められます。

イ 適用期限

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

(2) 手続き

① 証明手続き

総合通信局が発行する証明書が必要となります。証明書の発行に係る申請は、次の書類を作成の上、テレワークを行うための電気通信設備が設置された事務所又は事業所の所在地を管轄する総合通信局へ提出してください。

総合通信局へ提出する申請書類

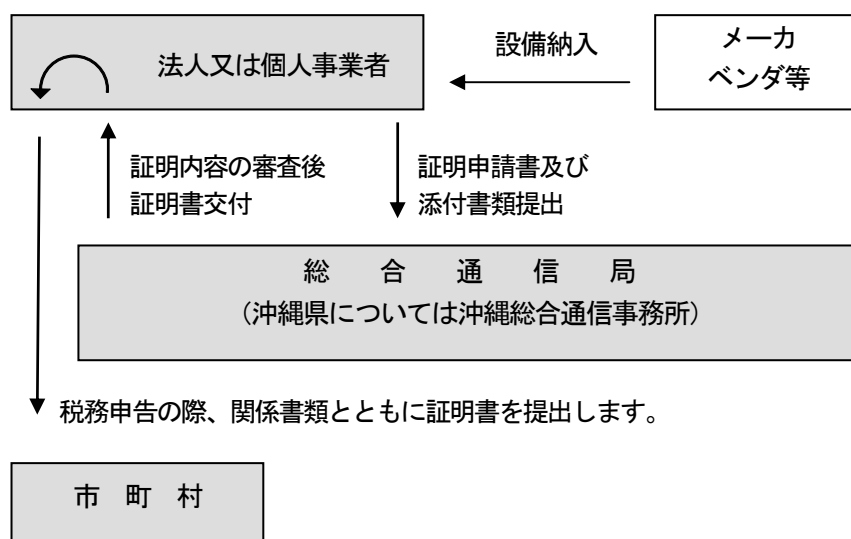
※ 以下の様式はこちら http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm

- ① 証明申請書（別表第一号）
 - ② 添付書類（別表第二号～第四号）
 - ・ 別表第二号
 - サテライトオフィス、従業員の自宅でテレワークを行うことが認められていることを示す書類
 - ・ 別表第三号
 - サテライトオフィスで勤務することにより、通常勤務する事務所又は事業所へ通勤するよりも、通勤の負荷が軽減されることを示す書類
 - ・ 別表第四号
 - 対象設備としての機能を有していることを示す書類
 - ネットワーク構成図
 - 数量、取得年月日を示す書類 等
- (ルーター・スイッチを取得した場合のみ)
- IP-VPN、広域イーサネット網の利用契約書

② 税務申告手続き

税務申告の際に、関係書類とともに証明書を市町村に提出します。

図 テレワーク環境整備税制（地方税）の適用を受けるための手続き



本税制に関してご不明な点がある場合は、お近くの総合通信局 又は 総務省情報通信政策局情報流通高度化推進室あてにお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：情報通信政策局情報流通高度化推進室（電話 03-5253-5751）

VIII 沖縄の振興

沖縄情報通信産業振興税制

(沖縄振興特別措置法による情報通信産業特別地区制度及び情報通信産業振興地域制度)

【情報通信産業特別地区制度】

① 目的

沖縄県の情報通信産業振興地域のうち特別に情報通信産業を振興する地区を指定し、情報通信産業集積の牽引力となる特定情報通信事業（iDC、ISP、IX）を実施する企業の立地促進を目的として、次の税制支援措置を講じます。

② 対象者

情報通信産業に属する事業のうち、情報通信産業集積の牽引力となる特定情報通信事業を専ら地区内で営む者であり、地区内において新設された法人であること、常時使用する従業員が10人以上であること等の要件を満たすことについて沖縄振興特別措置法第30条第1項の認定を受けた法人。

(情報通信産業特別地区)

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村）、那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「法人税」について、35%の所得^{*}控除が認められます。（認定を受けてから、設立の日の10年後まで）

※ 地区内において営む特定情報通信事業に係る法人所得に限ります。

イ 適用期限

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

【情報通信産業振興地域制度】

① 目的

沖縄の振興に不可欠な沖縄のリーディング産業である情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業振興地域における情報通信産業の立地を図ることを目的として、次の税制支援措置を講じます。

② 対象者

情報通信産業（電気通信業、放送業（有線放送業を含む）、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）を営む事業者及び情報通信技術利用事業（情報通信産業以外の業種に属する事業者が行うコールセンター事業）を営む事業者であり、沖縄県内の情報通信産業振興地域に指定された21地域において情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設する者。

(情報通信産業振興地域)

那覇市、宜野湾市、旧平良市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、東風平町、与那原町、南風原町、宜野座村、うるま市

③ 対象物及び税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「法人税」について、以下の資産を取得した場合に、その資産の取得価額に対して、それぞれの資産に応じた税率の税額を控除することができます。

対象資産	税率
・ 機械・装置 ・ 特定の器具・備品 (電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、ICカード利用設備)	15%
・ 建物、その附属設備、構築物	8%

※ 情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する、1件あたり1,000万円を超える設備を新設・増設した場合、その設備を構成する資産に上記の資産が含まれている場合に限りです。

※ 適用年度の所得に対する法人税の額の20/100相当額を限度とします。

地方 税 「事業所税」について、情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する事業所を新設した場合の資産割は、課税標準が1/2となります(5年間)。

※ この他、事業税、不動産取得税、固定資産税について地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税による減収補填の措置があります。

イ 適用期限

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

「情報通信産業特別地区制度」による所得控除と、「情報通信産業振興地域制度」による投資税額控除を選択適用することができます。

Ⅸ 情報化投資の促進等

1 中小企業投資促進税制

① 目的

低迷する経済情勢に対応するため、中小ベンチャー企業による積極的な設備投資を促進することを目的として、次の税制支援を講じています。

② 対象者

次のア～ウに該当する中小企業者等

ア 個人

常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

イ 法人

i 資本金、出資金の額が1億円以下の法人のうち、次のa又はb以外の法人

a 発行済株式、出資の総数、総額の1/2以上が同一の大規模法人（資本金、出資金の額が1億円を超える法人又は資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人

b aのほか、その発行済株式、出資の総数、総額の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人

ii 資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ウ その他特定の組合、連合会

③ 対象設備

ア 機械・装置

1台又は1基の取得価額が160万円以上（リース契約により賃貸した設備についてはリースの費用総額が210万円以上）の設備

イ 特定の器具・備品

1台又は1基の取得価額、あるいは同一種類の複数設備の取得価額の合計が120万円以上（リース契約により賃貸した設備についてはリース費用総額が160万円以上）の特定の設備

ウ ソフトウェア

取得価額の合計が70万円以上（リースの場合はリース料の総額が100万円以上）で税務会計上、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産として計上されるもの（受託開発、パッケージソフトウェア、自社開発。ただし、複写して販売する原本、開発研究用、サーバ用OS、データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールを除く）。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税

「所得税」又は「法人税」について、上記の取得価額要件を満たした場合、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。（国内にある事業の用に供する場合があります）

また、リースの場合にも、リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除が受けられます。（国内にある事業の用に供する場合があります）

リース契約期間

5年 ≤ リース契約期間 ≤ リース資産の法定耐用年数

ただし、税額控除は、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限るものとし、次の金額を限度とします。

- i 個人の場合：供用年の事業所得に係る所得税の額の20 / 100
- ii 法人の場合：供用年度の所得に対する法人税の額の20 / 100

本税制の適用を受ける場合は、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

イ 適用期限

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

※ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約については、リース取引による税額控除制度は適用されません。

表 特定の設備

対象設備	設備の概要
電子計算機	計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。)のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置(入力用キーボード、デジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る)、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置又は電源装置を含む。
デジタル複合機 (インターネットに接続されたもの)	専用電子計算機(専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。)により発信される制御指令信号に基づき、紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び画像記憶を行う機能、外部から入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能並びに記憶した画像情報を保存し、送信し、及び紙面に出力する機能を有するものに限る)

2 産業競争力のための情報基盤強化税制

(1) 制度の概要

① 目的

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的な国際競争力強化を可能とする高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化することを目的として、平成18年度から次の税制支援を講じています。

② 対象者

法人又は個人(事業を行う者に限る)

③ 対象設備

- ア サーバ用OS*及びこれと同時に設置されるサーバ(同時に設置する補助記憶装置、電源装置を含みます)
- イ データベース管理ソフトウェア*及びこれと同時に設置されるソフトウェア

ウ ファイアーウォール※（ア又はイと同時に取得されるものに限る）

※ ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」又は「法人税」について、資本金に応じた規模以上の年間の取得要件を満たした場合、取得価額の70%相当額（法人税の場合。所得税の場合は取得価額の全額）について、その10%の税額控除又は50%の特別償却が認められます。（国内にある事業の用に供する場合に限ります）

取得価額要件		(年間)
資本金	投資額	
10億円超の法人	1億円以上	
1億円超10億円以下の法人	3,000万円以上	
1億円以下の法人・個人	300万円以上	

また、リースの場合にも、資本金1億円以下の法人又は個人を対象として、以下の要件を満たす場合にリース費用総額の42%相当額（法人税の場合。所得税の場合は60%相当額）について10%の税額控除が受けられます。（国内にある事業の用に供する場合に限ります）

- i リース契約期間
4年 ≤ リース契約期間 ≤ リース資産の法定耐用年数
- ii リース契約金額
リース費用総額 420万円以上

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。

- i 個人の場合：供用年の事業所得に係る所得税の額の20 / 100
- ii 法人の場合：供用年度の所得に対する法人税の額の20 / 100

本税制の適用を受ける場合は、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

イ 適用期限

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

※ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約については、リース取引による税額控除制度は適用されません。

(2) 手続き

税務申告の際に、付表（明細書）の添付が必要です。また、取得価格等の証拠書類の保存が必要です。

なお、リース契約に基づき税額控除を受けるためには、確定申告書に以下の事項を記載した書面を添付する必要があります。

- i リース機器等を事業の用に供した年月日及びリース契約期間
- ii リース機器等のリース費用総額及び申告する事業年度において支払うべき賃借に要する費用の額
- iii リース機器等の使用状況
- iv その他参考となるべき事項

3 産業活力再生特別措置法関連税制

① 目的

産業サイドの過剰供給構造と過剰債務の問題が深刻化する中、我が国に存在する経営資源をより有効に活用することにより、生産性と潜在成長力を高め、産業の活力を再生することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 支援措置

国 税	「所得税」「法人税」「登録免許税」
地方 税	「不動産取得税」

ア 革新的新規設備投資に対する特別償却制度

(ア) 対象者

産業活力再生特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）に基づく「事業再構築計画」、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業革新設備導入計画」、「技術活用事業革新計画」又は「経営資源融合計画」*の主務大臣認定を受けた事業者

※ 技術活用事業革新計画と経営資源融合計画は法律の改正によって追加される予定の計画類型

(イ) 税制支援の内容

平成 21 年 3 月 31 日までに計画に基づき取得した特定の事業革新設備^{※1}について、取得価額の一定割合の特別償却^{※2}を認めます。

※1 主に以下の要件を満たす設備投資が対象となります。

- ・ 自社で研究開発を行い(共同研究も含む)、その成果が当該設備投資に活用されていること
- ・ 全くの新製品を製造する設備又は従来比 40%以上の生産性向上がなされる設備投資であること
- ・ 操業までに試行錯誤の開発プロセス(最適化のプロセス)を要する第一号機であること
- ・ 一定金額(10 億円)以上の設備投資であること
- ・ その製作の後事業の用に供されたことのない設備であり、国内の事業の用に供されること(中古資産でなく、貸付の用に供されるものでないこと)

※2 計画毎に特別償却率が異なります。

各計画の名称	特別償却率
事業革新設備導入計画	20%
事業再構築計画	
経営資源再活用計画	
共同事業再編計画	30%
技術活用事業革新計画	
経営資源融合計画	

※ 改正予定の産業活力再生特別措置法第 2 条第 10 項に規定する「特定事業革新設備」に該当する場合には、特別償却率が 30%となります。

イ 登録免許税の軽減

(ア) 対象者

平成 20 年 3 月 31 日までに産業活力再生特別措置法に基づく「事業再構築計画」、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業革新設備導入計画」、「技術活用事業革新計画」又は「経営資源融合計画」*の主務大臣認定を受けた事業者

※ 技術活用事業革新計画と経営資源融合計画は法律の改正によって追加される予定の計画類型

(イ) 税制支援の内容

計画に基づく、事業譲受、合併、子会社設立、資本の増加等に伴う登記の際に必要な登録免許税率を次のとおり引き下げます(ただし、認定後1年以内に行われるものに限ります)。

i 法人の設立、又は資本金の増加	: 増加額に対し、	0.7% → 0.25%
ii 合併、分割による資本金の増加	: 増加額に対し、	0.15% → 0.1%
(消滅会社又は分割会社の合併又は分割前の資本金を超える資本金の増加)	: 増加額に対し、	0.7% → 0.25%
iii 売買等による不動産・船舶の取得		
不動産の取得	: 取得価額に対し、	2.0% → 1.4% (建物)
船舶の取得	: 取得価額に対し、	2.8% → 2.3%
iv 合併、分割による不動産・船舶の取得		
不動産の取得	: 取得価額に対し、	0.4% → 0.15% (合併)
		0.4% → 0.2% (分割)
船舶の取得	: 取得価額に対し、	0.4% → 0.3% (合併)
		1.6% → 0.6% (分割)

ウ 事業譲渡に伴う不動産取得税の課税標準の特例

(ア) 対象者

平成21年3月31日までに産業活力再生特別措置法に基づく「事業再構築計画」、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業革新設備導入計画」、「技術活用事業革新計画」又は「経営資源融合計画」※の主務大臣認定を受けた事業者

※ 技術活用事業革新計画と経営資源融合計画は法律の改正によって追加される予定の計画類型

(イ) 税制支援の内容

譲渡を受ける不動産※に係る不動産取得税の課税標準が5/6に減額されます(認定日から1年以内に行われるものに限ります)。

※ 次の要件を共に満たす不動産を指します。

- ・ 直接事業に供する不動産(間接部門の不動産は除きます)
- ・ 3年以上事業に供すること

X 国際化の促進

電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度

① 目的

日本放送協会(NHK)の設備負担金をもって電気通信事業者が取得した国際放送のための施設は、実質的には専らNHKのためにのみ使用されるため、この施設について直ちに課税することは適当でないので、圧縮記帳による課税の特例を講じています。

② 対象者

電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者

③ 対象設備

電気通信事業者が行う放送法第2条第2号に規定する国際放送に必要な施設を設けるためにNHKから設備負担金の交付を受け、その設備負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から設備負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に算入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

X I その他

人材投資促進税制（教育訓練促進税制）

平成17年度税制改正において、我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、企業が人材投資リスクを乗り越え、長期的効果を見据えて人材投資を行えるよう、「人材投資促進税制」が創設されました。

(1) 制度の概要

① 対象者

法人又は個人(事業を行う者に限る)

② 対象範囲

ア 使用人の範囲

所得計算上、損金又は必要経費に算入される教育訓練費等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものであって、使用人の職務に必要な技術・知識の習得・向上のために支出する費用）ただし、使用人から除外される特殊な関係にある者は以下のとおりです。

- i 従業員の親族
- ii 従業員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- iii 上記 i、ii 以外の者で従業員から生計の支援を受けている者
- iv 上記 ii、iii の者と生計を一にするこれらの者の親族

イ 教育訓練費の範囲

本制度の適用が受けられる場合	内容
① 教育訓練等を自ら行う場合	<ul style="list-style-type: none">教育訓練等のために講師又は指導者に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの教育訓練等を行うために要する講師等の旅費のうち個人事業主、法人が負担するもの教育訓練等に関する計画又は内容の作成について、その教育訓練等に関する専門的知識を有する者に委託している場合の専門的知識を有する者に対して支払うもの教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合の賃借費、コンテンツの使用料(取得に要する費用を除く)
② 委託を受けた他の者が教育訓練等を行う場合	<ul style="list-style-type: none">教育訓練等のために委託をした他の者に対して支払う費用
③ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合	<ul style="list-style-type: none">他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料、その他教育訓練費等に対する対価として支払うもの
④ 教育訓練等の用に供する教科書その他の教材の購入又は製作をした場合 (上記①～③において使用される場合における該当費用を除く)	<ul style="list-style-type: none">購入に要する費用又は製作のために他の者に支払う費用なお、教材が減価償却資産である場合には、使用期間が1年未満又は取得価額が10万円未満であるものに限られます。また、製作する場合は、他の者に委託して製作した場合に限られます。

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」又は「法人税」

【基本制度】 教育訓練費を基準額^{*}より増加させて支出した場合、その増加額の25%相当額を当期の税額から控除できます。

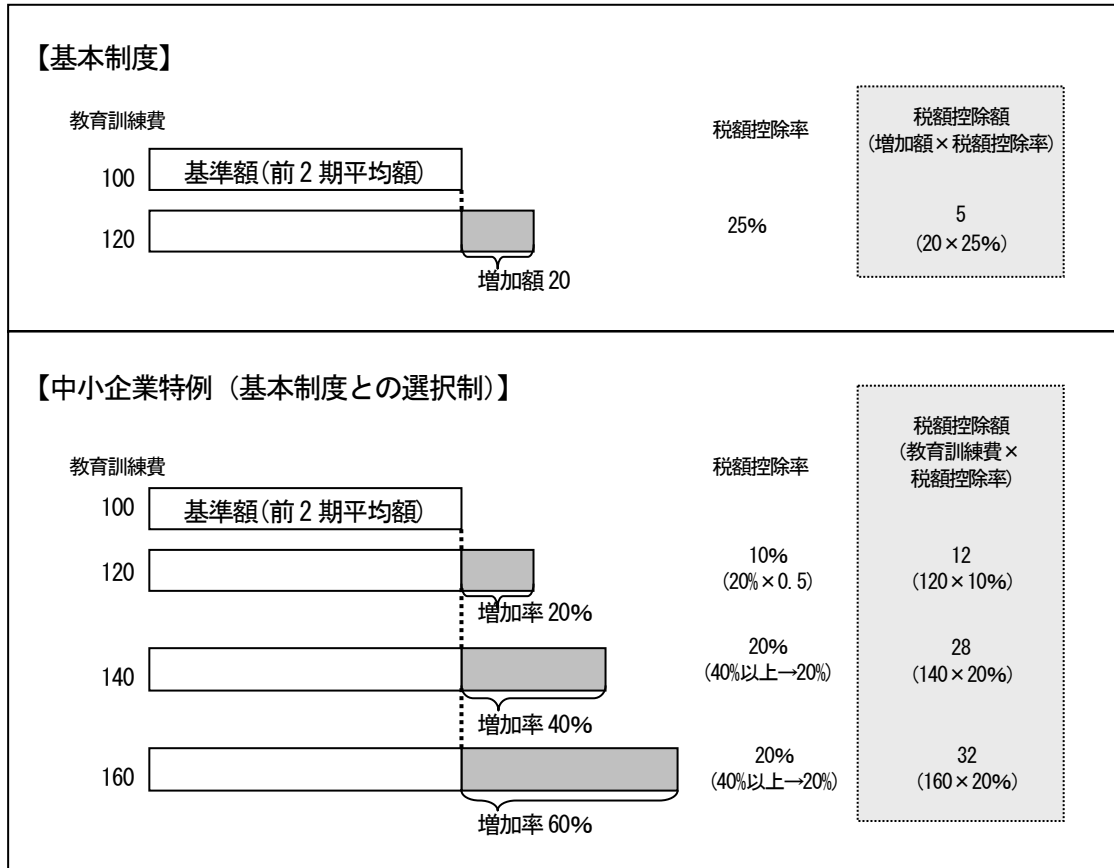
※ 基準額 = 適用を受けようとする事業年度の直前2年以内に開始した各事業年度の教育訓練費の平均額

【中小企業特例】 教育訓練費を基準額より増加させて支出した中小企業について、教育訓練費の増加率[※]が40%以上の場合、教育訓練費総額の20%相当額を、増加率が40%未満の場合は、増加率に0.5を乗じて計算した割合に教育訓練総額を乗じた相当額を当期の税額から控除できます。（基本制度との選択制）

※ 増加率 = (当期教育訓練費 - 基準額) ÷ 基準額

(注) 個人事業主の所得税についても、同様の措置が講じられます。ただし、いずれの場合も税額の10%相当額が上限です。

イメージ図



イ 適用期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(2) 手続き

税務申告の際に、付表（明細書）及び以下の事項を記載した書類を添付する必要があります。

- i 教育訓練等の実施年月日（二日以上継続して行われる場合は実施期間）
- ii 教育訓練等の内容
- iii 教育訓練等に参加した使用人の氏名
- iv 教育訓練費を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- v その他参考となるべき事項

平成 19 年度テレコム税制改正の要点

平成 19 年度税制改正において、以下の総務省（情報通信分野）関係の税制について、制度の改正が行われました。

1 国税関係

① 地上放送施設デジタル化促進税制

- ア 適用期間の 3 年延長
- イ 特別償却率を段階的に引き下げ（平成 19 年度:15%、平成 20 年度:13%、平成 21 年度:10%）

② 減価償却制度の抜本的見直し

- ア 償却可能限度額（取得価額の 95%）の撤廃
 - ※ 既存の資産について、償却可能限度額に到達後 5 年間で均等償却
- イ 新規取得資産について、残存割合（10%）を廃止し、備忘価額（1 円）まで償却できるようカーブを見直し（250%定率法の導入）

③ 沖縄情報通信産業振興税制

- ア 適用期間の 5 年延長
- イ 情報通信産業特別地区制度における所得控除につき、認定要件の緩和（常時使用する従業員数 20 人以上 → 10 人以上）

④ エンジェル税制

- ア 適用期間の 2 年延長
- イ 特定中小会社についての要件緩和（開発者の追加等）
- ウ 特定中小会社の確認手続きにつき、事前確認制度を導入

⑤ 産業活力再生特別措置法関連税制

- ア 適用期間の 2 年延長
- イ 特別償却率の引下げ
- ウ 産業活力再生特別措置法の改正に伴い、「技術活用事業革新計画」、「経営資源融合計画」の認定を受けた事項に対する特別償却、登録免許税の軽減措置を追加

⑥ 中小企業等基盤強化税制

- 適用期間の 2 年延長

2 地方税関係

① 地上放送施設デジタル化促進税制

- ア 適用期間の 2 年延長
- イ 空中線電力が 0.3w 以下の中継局の整備については、取得後 5 年度分、課税標準を 2/3

② テレワーク環境整備税制

- 2 年間の適用期間をもって創設

③ 沖縄情報通信産業振興税制

適用期間の5年延長

④ エンジェル税制

ア 適用期間の2年延長

イ 特定中小会社についての要件緩和（開発者の追加等）

ウ 特定中小会社の確認手続きにつき、事前確認制度を導入

⑤ 産業活力再生特別措置法関連税制

適用期間の2年延長

平成 19 年度テレコム税制関係法令一覧

平成 19 年 4 月 1 日現在

税 制 等	税目	根拠法	法律	政令	省令等
I 電気通信事業の振興					
加入者線路の圧縮記帳制度 (電気通信事業者)	法人	法人税法	45(1)-8	83,83 の 2-1,93	
譲渡所得の特別控除制度 (電気通信事業者)	所得 法人	租特法 租特法	33 の 4 65 の 2	22 の 4 39 の 3	15 22 の 3
事業所税の特例措置(電気通信事業者) 6 社の電気通信事業者(非課税) 移動系(資産割・従業員割 1/4)	事所	地方税法	701 の 34(3)-24 附 32 の 8(2)	56 の 40 附 16 の 2 の 9(2),(3)	24 の 6 の 2 総務省告示 H16-497 附 12 の 4(2) 総務省告示 H18-224
特別土地保有税の非課税措置 (電気通信事業者)	土地	地方税法	586(2)-26	54 の 31(1)-6	
軽油引取税の非課税措置 (電気通信事業者)	軽油	地方税法	700 の 6-2	56 の 2 の 5-1	
地価税の非課税措置 (電気通信事業者)	地価	地価税法	6(5),別表第 1-14	7	3(12)
II 放送事業の振興					
軽油引取税の非課税措置 (放送事業者)	軽油	地方税法	700 の 6-2	56 の 2 の 5-3	
地価税の特例措置 (一般放送事業者)	地価	租特法	71 の 16	40 の 25	24 の 13
特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度 (一般放送事業者)	法人	法人税法	42	79-8	
登録免許税の非課税措置	登免	登免税法	2,別表第 1(54)	12-4	
NHKに対する税制支援措置 所得税の非課税(公共法人) 法人税の非課税(公共法人) 地価税の非課税 登録免許税の非課税 無条件免税、特定用途免税 都道府県民税の非課税 事業税の非課税 不動産取得税の非課税 市町村民税の非課税 特別土地保有税の非課税 軽油引取税の非課税 事業所税の非課税 固定資産税の特例(1/2) 都市計画税の特例(1/2)	所得 法人 地価 登免 関税 県民 事業 不取 市民 土地 軽油 事所 固定 都市	所得税法 法人税法 地価税法 登免税法 関税定率法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法	11(1),別表第 1 4(3),別表第 1 6(1) 2,別表第 1(54) 14-17,15(1)-1,2 23(1)-3,4 72 の 4(1)-4 73 の 4(1)-1 292(1)-3,4 586(2)-29 700 の 6-2 701 の 34(1) 349 の 3(9) 702(2)	12-3 17(1)-4 36 の 3(2) 56 の 2 の 5-3 52 の 3	

税制等	税目	根拠法	法律	政令	省令等
Ⅲ CATV事業者等の振興					
工事負担金の圧縮記帳制度 (CATV事業者) (有線放送電話事業者)	法人	法人税法	45(1)-8	83,83 の 2-3,93	
	法人	法人税法	45(1)-7	83,93	
中小企業等基盤強化税制 (CATV事業者)	所得 法人	租特法 租特法	10 の 4(1)-4 42 の 7(1)-4 68 の 12(1)-4	5 の 6(3),(5) 27 の 7(4),(5) 39 の 42(4),(5)	5 の 9(4)-3 20 の 3(4)-3 22 の 25(4)
固定資産税の特例措置 (農協等である有線放送電話業者)	固定	地方税法	349 の 3(34)	52 の 10 の 15	
特別土地保有税の非課税 (有線放送事業者、有線放送電話事業者)	土地	地方税法	586(2)-7	54 の 18(2)-1	16 の 10(2)-4
Ⅳ 通信・放送事業の高度化					
次世代ブロードバンド基盤整備促進税制	法人	租特法	44 の 4(1)表 1,(2) 68 の 23(1)表 1,(2)	28 の 7(1) 39 の 52(1)	20 の 11(1) 22 の 33(1)
	固定	地方税法	附 15(24),(54)	附 11(34) ,(73)	附 6 (101),(102) 総務省告示 H18-405
広帯域加入者網普及促進税制	法人	租特法	44 の 4(1)表 2,(2) 68 の 23(1)表 2,(2)	28 の 7(2) 39 の 52(2)	20 の 11(2) 22 の 33(2)
	固定	地方税法	附 15(22)	附 11(30),(31)	附 6(57) ~ (59)
電気通信システム信頼性向上促進税制	固定	地方税法	附 15(23)	附 11(32),(33)	附 6(60)~(62)
高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制	所得	租特法	11 の 4(1)表 1,(2),(3)	5 の 13(1)	5 の 15(1)
	法人	租特法	44 の 4(1)表 1,(2) 68 の 23(1)表 1,(2)	28 の 7(1) 39 の 52(1)	20 の 11(1) 22 の 33(1)
地上放送施設デジタル化促進税制	所得	租特法	11 の 4(1)表 2,(2),(3)	5 の 13(2),(3)	5 の 15(2), 郵政省告示 H11-820
	法人	租特法	44 の 4(1)表 3,(2)	28 の 7(3)~(5)	20 の 11(3),(4) 郵政省告示 H11-821
	不取	地方税法	68 の 23(1)表 3,(2) 附 11(26)	39 の 52(3)~(5) 附 7(24)	22 の 33(3),(4) 附 3 の 2 の 19
	固定	地方税法	附 15(21)	附 11(29)	附 6(55)
ネットワークセキュリティ維持税制	固定	地方税法	附 15(28)	附 11(37)	附 6(72) 総務省告示 H18-203
Ⅴ 新規事業の支援					
エンジェル税制	所得	租特法	37 の 13 37 の 13 の 2 37 の 13 の 3	25 の 12 25 の 12 の 2 25 の 12 の 3	18 の 15 18 の 15 の 2 18 の 15 の 3
	個住	地方税法	附 35 の 3	附 18 の 6	附 20
ストックオプション税制	所得	租特法	29 の 2	19 の 3	11 の 3
中小同族会社の留保金課税の適用停止	法人	租特法	68 の 2		22 の 19 の 3
Ⅵ 研究開発の促進					
研究開発促進税制	所得	租特法	10	5 の 3	5 の 6
	法人	租特法	42 の 4 68 の 9	27 の 4 39 の 39	20 22 の 23

税制等	税目	根拠法	法律	政令	省令等
(中小企業技術基盤強化税制のみ)	法住	地方税法	附 8(1)~(4)		総務省等告示 H19-1~8
VII テレワークの拡大					
テレワーク環境整備税制	固定	地方税法	附 15(56)		附 6(103)~(105) 総務省告示 H19-287
VIII 沖縄の振興					
沖縄情報通信産業振興税制 税額控除	法人	租特法	42 の 9(1)表 2,(2) ~(6)	27 の 9(1),(4),(5)	20 の 4(3)
所得控除 事業所税(資産割 1/2)	事所	地方税法	60(1)表 1 附 32 の 7(2)	36(2)~(7)	21 の 17 の 2
IX 情報化投資の促進等(経済対策等によるものを含む)					
中小企業投資促進税制	所得 法人	租特法 租特法	10 の 3 42 の 6 68 の 11	5 の 5 27 の 6 39 の 41	5 の 8 20 の 2 の 2 22 の 24
産業競争力のための情報基盤強化税制	所得 法人	租特法 租特法	10 の 6 42 の 11 68 の 15	5 の 8 27 の 11 39 の 45	5 の 11 20 の 5 の 2
産業活力再生法関連税制 事業革新設備の取得等に伴う特別償却	所得 法人	租特法 租特法	11 の 3 44 の 3 68 の 21	5 の 12 28 の 6 39 の 51	5 の 14 20 の 10 22 の 32
登録免許税の軽減 営業譲渡に伴う不動産取得税の課税標準の特例	登免 不取	租特法 地方税法	80 附 11 の 4(5)	42 の 9 附 9 の 3	30 の 2
X 国際化の促進					
電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度	法人	法人税法	45(1)-8	83,83 の 2-2,93	
XI その他					
人材投資促進税制 (教育訓練促進税制)	所得 法人 法住	租特法 租特法 地方税法	10 の 7 42 の 12 68 の 15 の 2 附 8(5),(6)	5 の 9 27 の 12 39 の 45 の 2	5 の 11 の 2 20 の 5 の 3 22 の 29
放送番組センターに対する寄附金の損金算入制度	所得 法人	所得税法 法人税法	78(2)-3 37(4)	217(1)-2-ホ 77(1)-2-ホ	
独立行政法人情報通信研究機構に係る税制支援措置					
特定公益増進法人の指定	所得 法人	所得税法 法人税法	78(2)-3 37(4)	217(1)-1 77(1)-1	
所得税の非課税(非収益事業)	所得	所得税法	11(1)別表第 1		
公益法人等の指定	法人	法人税法	2-6,別表第 2		
法人税の非課税(非収益事業)	法人	法人税法	7	6	
地価税の非課税	地価	地価税法	6(2)	3	
消費税の特例措置	消費	消費税法	60(3),(4),(8)別表第 3	74(1),(2),75,76(1),(2)	

税制等	税目	根拠法	法律	政令	省令等
印紙税の非課税 (債務保証の業務に関する文書)	印紙	印紙税法	5-3,別表第3		財務省告示 H15-610
登録免許税の非課税	登免	登免税法	4(2),別表第3		
事業税の非課税(非収益事業)	事業	地方税法	72の5(1)-1		
不動産取得税の非課税	不取	地方税法	73の4(1)-34	37の9の7	
固定資産税の非課税	固定	地方税法	348(2)-39	51の15の5	
固定資産税の特例措置	固定	地方税法	349の3(35)	52の10の16	
事業所税の非課税(非収益事業)	事所	地方税法	701の34(2)		
放送大学学園*に対する特例措置					
特定公益増進法人の指定	所得 法人	所得税法 法人税法	78(2)-3,別表第1 37(4)	217(1)-4 77(1)-4	
所得税の非課税(公共法人等)	所得	所得税法	11(1),別表第1		
法人税の非課税(公益法人等)	法人	法人税法	4(1),別表第2		
地価税(業務目的用)の非課税	地価	地価税法	6(2)		
印紙税の非課税	印紙	印紙税法	5-2,別表第2		
登録免許税の非課税	登免	登免税法	4(2),別表第3		
都道府県民税の非課税(利子割)	県民	地方税法	25の2(2)		
事業税の非課税	事業	地方税法	72の5-2		
不動産取得税の非課税	不取	地方税法	73の4(1)-3		
市町村民税の非課税	市民	地方税法	292(1)-3,4		
固定資産税の非課税	固定	地方税法	348(2)-9		
特別土地保有税の非課税	土地	地方税法	586(2)-28		
事業所税の非課税	事所	地方税法	701の34(2)		
都市計画税の非課税	都市	地方税法	702の2(2)		
NHK インターナショナルに対する寄附金の損金算入制度					
特定公益増進法人の指定	所得 法人	所得税法 法人税法	78(2)-3 37(4)	217(1)-3-レ 77(1)-3-レ	40の7 23の2

※ 放送大学学園は、平成15年10月1日に従来の特種法人から特別な学校法人に転換されています。

凡例：「第1条の2第3項第4号」→「1の2(3)-4」、「第5条第6号」→「5-6」

区分	略称	正式名称
国税	所得	所得税
	法人	法人税
	地価	地価税
	登免	登録免許税
	印紙	印紙税

区分	略称	正式名称
地方税	固定	固定資産税
	都市	都市計画税
	不取	不動産取得税
	事業	事業税
	事所	事業所税
	土地	特別土地保有税
	軽油	軽油引取税
	県民	都道府県民税
	市民	市町村民税
	地消	地方消費税
	法住	法人住民税

第2章

情報通信分野に対する
金融支援措置の概要

はじめに

「政策金融」とは、民間金融を補完し特定の政策目的を達成するため、政策金融機関が財政投融资からの資金を主な原資として行う貸付のことをいいます。政策金融は、税制や補助金と同様、国民経済的にみて望ましい民間部門の活動を支援するための政策手段です。

民間金融による資金の円滑な供給が困難な分野であっても、政策的な見地から資金供給を確保していくことが必要となる場合があります。このため、民間金融を補完することを目的とする各種の政策金融機関が、毎年の財政投融资からの資金の配分額に、各機関の自己資金（外債を含みます）等を加えた資金を運用することにより、金融活動を行っています。

情報通信関連産業は、情報通信の基盤整備や高度化を担うものであり、公共性が高い一方で、サービスを提供するための設備の整備等多額の初期投資が必要となるため、長期で低利な資金が安定的に供給されることが望まれます。

そのような情報通信分野の発展を政策的に支援するため、特定の対象事業に対して政策金融機関による金融支援制度が設けられています。

情報通信分野に対する金融支援を大別すると、

- ・ 財政投融资等を財源とした融資・出資
- ・ NTT株式売却収入を財源とした無利子・低利融資（NTT-C及びC'タイプ）※

の二つに分類されます。

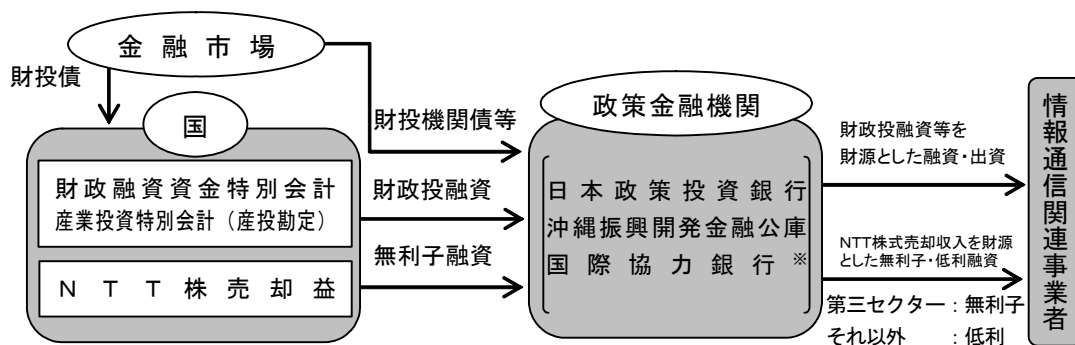
※ NTT株式売却収入を財源とした無利子・低利融資は、経過措置期間の終了をもって廃止されます（後記P.107参照）。

情報通信関連事業者に対する財政投融资や無利子・低利融資は、政策金融機関である日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫及び国際協力銀行が行っています。

また、「独立行政法人情報通信研究機構」が、関係法令に基づく特定の事業に対して、産業投資特別会計（産業投資勘定）予算を財源とした出資、政策金融機関の財政投融资の金利を一部負担する利子補給、市中銀行からの借入金に対する債務保証等の支援措置を行っています。

以下では、政策金融機関による財政投融资と無利子・低利融資を中心に、制度の概要や出融資対象事業等について説明します。

図 財政投融资と無利子融資・低利融資の流れ



※ 国際協力銀行については、NTT株式売却収入を財源とした無利子・低利融資制度はありません。

その1 財政投融资

I 財政投融资制度の概要

1 財政投融资制度の仕組み

財政投融资とは、国の信用に基づいて調達した資金等を用いて、民間では困難な大規模・超長期のプロジェクトの実施や民間金融では困難な長期・固定・低利の資金の供給等、国の政策目的実現のために行う政府の金融的手法による活動を総称したものです。

財政投融资は、景気調整機能や資源配分機能という財政的な機能をもっており、国民全体の利害に深く関係することから、財政融資、産業投資、政府保証の各区分ごとに、それぞれ特別会計予算総則、産業投資特別会計予算、一般会計予算総則という形式で国会議決を受けます。

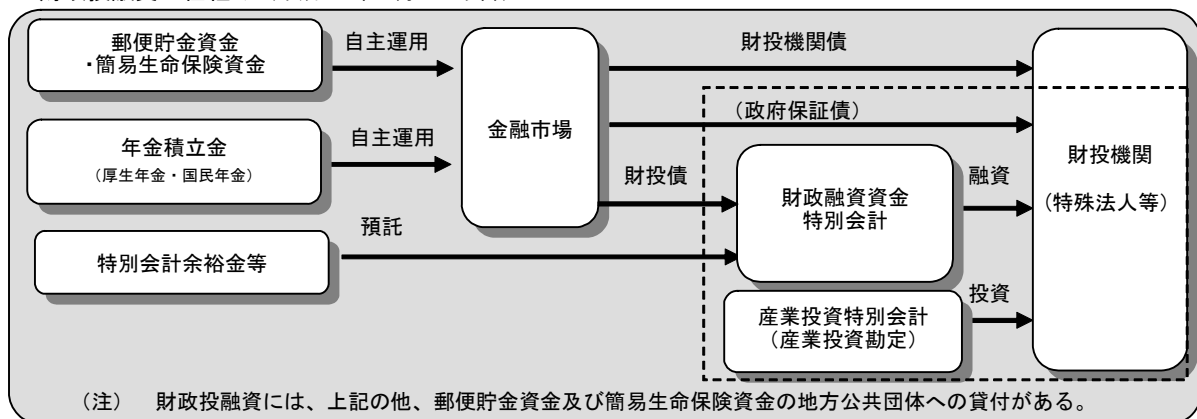
また、財政投融资が毎年度どのような事業にどの程度供給されるのが適当か、各財投機関*の事業全体を審査した上で国全体の立場から調整し、その後財政融資、産業投資、政府保証による資金供給の予定額について、個別の財投機関ごとに一覧表にした「財政投融资計画」が一般会計などの予算編成に合わせて策定され、国会に提出されます。財政投融资計画は、国民のニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応するため、毎年度見直しが行われています。

平成19年度の財政投融资計画の策定にあたっては、資産・債務改革において国の資産規模の対GDP比半減が目標とされていること等を踏まえ、対象事業の一層の重点化・効率化等を図り、全体規模のスリム化を進めることとされました。

※ 財投機関

財投機関とは、財政投融资資金を活用している機関のことを指します。具体的には、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫などの政策金融機関や、独立行政法人福祉医療機構などの事業実施機関などがあります。

図 財政投融资の仕組み（平成13年4月1日以降）



平成19年度財政投融资計画の概要

区 分	平成18年度計画	平成19年度計画	伸率
1. 中小企業関連機関	34,598	31,072	△ 10.2
うち国民生活金融公庫	22,740	20,339	△ 10.6
中小企業金融公庫	11,858	10,733	△ 9.5
2. その他の公庫・銀行	21,110	20,238	△ 4.1
うち国際協力銀行	10,890	10,302	△ 5.4
日本政策投資銀行	7,544	7,440	△ 1.4
農林漁業金融公庫	1,720	1,700	△ 1.2
沖縄振興開発金融公庫	956	796	△ 16.7
3. 教育・福祉・医療関連機関	8,195	8,304	1.3
うち独立行政法人福祉医療機構	3,571	3,307	△ 7.4
独立行政法人日本学生支援機構	3,473	3,832	10.3
独立行政法人国立大学財務・ 経営センター	611	656	7.4
4. その他の機関	37,643	40,708	8.1
うち道路関係6機関	26,941	29,994	7.2
〔独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構〕	(21,850)	(24,750)	(13.3)
独立行政法人都市再生機構	7,398	8,081	9.2
関西国際空港株式会社	348	799	129.6
空港整備特別会計	786	771	△ 1.9
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	616	747	21.3
小 計	101,546	100,322	△ 1.2
5. 地 方	48,500	41,300	△ 14.8
うち地方公共団体	38,500	32,800	△ 14.8
公営企業金融公庫	10,000	8,500	△ 15.0
合 計	150,046	141,622	△ 5.6

- 注) 1. 住宅金融公庫は平成19年4月1日に廃止され、独立行政法人住宅金融支援機構が業務を承継することから、平成18年度欄の金額は、比較対照のため「その他の公庫・銀行」から「その他の機関」に組替え掲記している。
2. 道路関係6機関とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社である。
3. 「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」の計数は、「道路関係6機関」の金額の内数であるため、同機関に係る分を()内書で計上している。
4. 「地方」の平成19年度要求額は、例年同様、財政投融资計画要求のベースとなる地方債計画上の規模が仮置きであるため、財政投融资計画要求についても仮置きとなっている。
5. 「地方公共団体」の平成19年度の事業規模は、平成18年度地方債計画同様、公営企業借換債4,000億円が含まれている。
6. 「公営企業金融公庫」の貸付規模は、「地方公共団体」の金額の内数であるため、同公庫に係る分を()内書で計上している。

2 財政投融資制度の概要

2-1 日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫関係

(1) 融資

ア 対象事業

表 (P.90) に示す対象事業

イ 融資対象者

株式会社、組合、財団法人等の組織形態である者であって、以下に掲げる資金を必要とするもの

(ア) 設備の取得、改良、補修及びこれに関連して必要となる資金

(イ) 研究開発資金等の非設備資金

※ 資本金等の企業規模又は仕事の内容によっては、他の政策金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等）の対象になる場合があります。

※ 対象事業設備をリースするために取得する事業者も、原則として融資の対象となります。

『リースの場合の融資対象者』

対象事業を行う事業者が必要な設備を自ら取得せず、リース事業者からリース形態により調達する場合、当該リース事業者が融資対象者となります。

ウ 融資条件

(ア) 融資額

融資金額について上限はありません（融資比率については（エ）を参照）。

(イ) 融資期間

融資期間は事業の政策趣旨に応じて目安を定めており、事業の収益性、設備の耐用年数等も勘案の上決定されます。

また、必要に応じて据置期間を設けることもできます。

(ウ) 金利

長期の資金を低利の固定金利で融資します。具体的な金利水準は、事業の政策性に応じて一般金利及び政策金利Ⅰ～Ⅱの3段階（沖縄振興開発金融公庫は基準金利及び政策金利Ⅰ～Ⅲの4段階）※に定められており、その時々金融環境に応じて変化します。

なお、平成13年度から実施された財政投融資改革に伴い、政府からの資金調達に期間別金利が適用されており、貸付金利についても期間に応じた体系となっています。

※ 平成18年度より政策金利体系が簡素化され、従来の一般金利及び政策金利Ⅰ～Ⅲの4段階から変更されました。（沖縄振興開発金融公庫は、基準金利及び政策金利Ⅰ～Ⅳの5段階から変更）

政策金融一口メモ

<メリット>

貸付金利は、融資時点の固定金利となっています。金利情勢や借入時期に留意すれば、長期の資金を低利で借りることができます。

<諸手続き>

融資審査では、事業と事業主体の分析・評価項目があります。事業に対しては、事業自体の政策意義や経済合理性（投資動機、投資規模の妥当性、投資採算性等）を、事業主体に対しては、事業遂行能力（財務基盤、経営能力等）を、それぞれ多面的に評価します。このため、決算資料や資金の使途に関する資料等、融資対象事業に関する資料の提出を求められます。

初めて利用される方には、若干面倒に感じられるかもしれませんが、継続的な取引を行えば、対象事業に対する理解も得られ、融資を受ける場合の手続きも円滑になります。

(エ) 融資比率、担当地域

政策金融は、民間金融の補完としての役割を担っています。そのため、各対象事業ごとに政策金融機関が融資できる割合の上限が決められています。

また、沖縄県とそれ以外の地域で担当機関が異なります。

政策金融機関	担当地域	融資比率上限
日本政策投資銀行	沖縄県以外の地域	40%程度
沖縄振興開発金融公庫	沖縄県	70%

(オ) 担保・保証

融資申込者と政策金融機関が相談の上、決定されます。

(カ) 返済方法

据置期間経過後分割返済で、利息は固定金利による後払いとなります。

(2) 出資

各政策金融機関における情報通信関連の出資制度の概要は、次のとおりです。

出資事業には、当該事業計画の前段階から事業の見通し及び経営計画等について、政策金融機関が総合的なアドバイスを行うこととなっています。

ア 日本政策投資銀行

(ア) 対象事業

- ① 個別制度ごとに投融資指針※に記載される政策性、公共性の高い事業
- ② ①の他、投融資指針に規定される貸付等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業
- ③ 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業
- ④ 民間企業から相当程度の出資が見込まれる事業（なお、収益性及びリスク性の観点からみて、民間のみで十分対応できるものは対象となりません）
- ⑤ 配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限定

※ 日本政策投資銀行は、毎年度「投融資指針」を定め、主務大臣に届け出るとともに公表するものとされています。

情報通信関連では、以下の事業が出資の対象となります。

- ① 「一極集中是正」のうち、大阪湾臨海地域中核的施設整備
- ② 「放送型CATVシステム整備事業」のうち、CATV広域デジタル化事業
- ③ 「新産業創出・活性化」のうち、新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業

(イ) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本額の50%以内となります。

イ 沖縄振興開発金融公庫

沖縄県内の情報通信関連の事業のうち、沖縄における産業の振興を図る上で政策意義の大きな事業を行う企業等^{*}を対象とします。

原則として、資本の額が公庫の行う出資額と合わせて1億円以上となる企業等に限りま

※ 平成18年度より、投資組合への出資も可能となりました。

2-2 国際協力銀行関係

国際協力銀行の業務は、日本の輸出入及び海外における経済活動の促進等の視点からの国際金融等業務と、開発途上地域の経済及び社会の開発等の視点からの海外経済協力業務（ODA）の2つの業務からなり、2つの業務の財源、勘定等も明確に分けられています。このうち、国際金融等業務に係る情報通信関連事業者に対する金融支援について説明します。

国際金融等業務には、輸出金融（先進国を除くプラントや技術等の輸出）、海外投資金融（先進国を除く海外投資に対する融資・保証）、輸入金融（資源関係以外で真に必要なもの（衛星等）は保証で対応）及び事業開発等金融（外国政府、外国政府機関等の実施する事業（例：情報通信インフラ整備等）に対する融資・保証）等があります。

融 資

ア 融資の対象

① 海外投資金融

海外投資や海外で直接行う事業等に必要な資金（設備資金や長期事業資金等）が対象となります。

（例：情報通信用機器、同部品の製造事業等）

② 輸出金融

日本から開発途上地域への設備の輸出及び技術の提供に必要な資金が対象となります。（例：通信用設備・ケーブル等の輸出）

イ 金利

国際協力銀行の金利は、海外投資金融は財政融資資金貸付金利をベースとした金利が、また輸出金融はOECD輸出信用ガイドラインに基づく金利が適用されています。当該金利は、金利情勢等により変動しますので、詳しくは同行へお問い合わせください。

ウ 融資比率

原則として、民間金融機関と協調して資金の貸付を行います。国際協力銀行の融資割合は、原則として60%が限度となっています。また、民間金融機関の貸付に対して保証することが可能です。

エ 融資期間

海外投資金融の場合、投下資本の回収期間等を勘案して決められます。輸出金融の場合、仕向国・設備等の内容等によって決まります。

オ 返済方法

原則として、分割弁済となります。

カ 利払い方法

利息は固定金利（外資貸付は変動金利も可能な場合があります）による後払いとなります。

キ 担保等

融資申込者と国際協力銀行が相談の上、決定されます。

ク 融資通貨

海外投資金融、輸出金融については、事業の内容に応じて、外貨貸(米ドル等)の適用が受けられます。外貨貸の金利等の詳細は、国際協力銀行にお問い合わせください。

II 情報通信分野に関する財政投融资制度

1 概要

日本政策投資銀行・沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行の各政策金融機関において、それぞれ融資対象事業及び融資条件（貸付金利・融資比率等）並びに出資対象事業等の財政投融资制度が定められています。

情報通信関連の財政投融资制度としては、電気通信事業、放送事業やCATV事業等に対するものがあります。

<財政投融资制度の記述についての留意点>

- ① 各制度について、融資制度を中心に記載しています。
- ② 制度によって、事業許可を受けた事業者であることや、法令に基づく認定が必要な場合があります。
- ③ 融資ごとに、また、対象事業の内容や施設整備を行う場所によって、出融資を担当する政策金融機関が異なります。
- ④ 「特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）」に基づく「地域通信・放送開発事業」に該当する事業については、政策金融機関からの融資に係る利子の一部を独立行政法人情報通信研究機構から補給する場合があります。

平成19年度の日本政策投資銀行等における情報通信分野の財政投融资制度の概要、出融資規模は、次ページのとおりとなっています。

表 平成19年度 日本政策投資銀行等における情報通信分野の財政投融资制度の概要等

	大項目	中項目	小項目	細項目	対象事業	政策金利	融資比率	出融資規模
日本政策投資銀行	地域再生支援	地域経済復興	地域経済復興	地域経済復興	1 地域経済復興事業 (1) 一極集中是正 ① 大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画で定められた開発地区 (2) 高度道路交通システム (ITS) 実用化・普及促進事業	I	40%	1,700億円の内数
					I	30%		
					2 地域社会基盤整備事業 (1) 放送型CATVシステム整備事業 ① 複数の放送型CATV事業を対象にデジタル放送番組を配信するための共同デジタルヘッドエンドを整備する事業 ② 放送型CATVシステム整備事業 (2) テレトピア指定地域内事業	I ※1	40%※2	
	技術・経済活力創造	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	3 広域ネットワーク整備事業 (1) 電気通信事業用通信システム整備事業 (2) 衛星通信・放送・管制施設の整備事業 (3) 放送デジタル化推進事業 (4) 電子商取引関連情報処理・通信システム整備	II ※3	40%※4	2,600億円の内数
					II	40%		
					II ※5	40%※6		
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	4 新産業創出・活性化事業 (1) 新産業創出・活性化 (2) 知的財産有効活用支援事業	I ※7	40%※8	1,500億円の内数	
				I	50%			
				5 新技術開発事業 (1) 基礎・応用研究に必要な研究施設整備事業 (2) 新技術の企業化開発事業 (3) 新技術の企業化事業	II ※9	50%		
技術・経済活力創造	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	6 経済構造改革支援事業 (1) 産業活力再生支援 ① 事業再構築支援 ② 共同事業再編支援 ③ 経営資源再活用支援 ④ 事業革新設備導入支援	I ※10	50%	2,100億円の内数	
				I ※10	50%			
				I ※10	50%			
国際協力銀行	一般投資			1 電気通信分野の国際協調の推進 (1) 海外における電気通信関連事業、情報通信用機器・同部品等の製造支援	※11	60%※13	6,880億円の内数	
	輸出金融			2 情報通信機器の輸出支援 (1) 日本から開発途上地域への設備の輸出及び技術提供	※12	60%※13		

- ※1 ①②のうち、デジタル放送を送信するために伝送路設備及びセンター設備を整備する事業については、平成20年9月末までに限り政策金利II(ただし、普及状況に応じて2年毎に見直し)。このうち、光幹線路、デジタル送信用光伝送装置、受信用光伝送装置及びこれらと一体的設備であって、社会資本の整備の促進に資するものについては、平成19年度末までに限り高度デジタル特利。
- ※2 高度デジタル特利対象事業については首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法による都市整備区域は40%、その他の地域は50%。
- ※3 端末系光幹線路(収容局～最終配線盤まで)、端末系光端局装置、光端末回線装置、デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、DSLサービス等提供用附帯設備、加入者系無線アクセス通信用無線設備、ケーブルモデム、マルチサービス対応光伝送装置、帯域制御型伝送装置、IPv6対応ルーター並びにこれらと一体的設備であって、社会資本の整備の促進に資するものについては、平成19年度末までに限り高度デジタル特利。
- ※4 長期資金の調達力の特に高い企業については20%。高度デジタル特利対象事業については首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地は30%、首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く)は40%、その他の地域は50%。
- ※5 平成20年9月末まで(ただし、地上デジタル放送の普及状況に応じて2年毎に見直し)。このうち、デジタル撮像装置、デジタル素材伝送装置、デジタル副調整設備、デジタル記録・再生装置、デジタル送出装置、符号化圧縮装置、多重化装置、デジタル変調装置、デジタル送信装置、給電設備、デジタル受信装置、空中線並びにこれらと一体的設備については、平成19年度末まで高度デジタル特利。
- ※6 高度デジタル特利対象事業については首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地は30%、首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く)は40%、その他の地域は50%。
- ※7 経済成長戦略大綱における新産業群(潜在的な新産業群については工程表に記載するものに限る)及び重点サービス6分野に該当する事業(ただし、新規事業実施要件を満たし、かつ4人以上の雇用創出効果を有するものに限る)については、平成19年度末までに限り、政策金利II。
- ※8 新規事業の要件(新商品の生産、若しくは新たな役務を提供する事業あるいは生産コストの大幅な引き下げ・性能の著しい向上若しくは役務の価格の著しい低下・質の著しい向上等に資する製法、製品又は役務の提供方法に新規性が認められる事業)を満たすものは50%。
- ※9 (1)(2)(3)のうち、第3期科学技術基本計画において重点分野等に位置づけられているものについては新技術特利IIを、(2)(3)のうち、社会的意義、公共性の高い新技術開発については新技術特利Iを適用(平成19年度末までに限る)。
- ※10 産業活力再生特別措置法に基づく認定を受けた事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画、事業革新設備導入計画に基づくものについては、事業再構築特利。
- ※11 金利は、金利情勢や投資事業の内容及び融資期間等により異なる。
- ※12 金利は、OECD公的輸出信用アレンジメント等に基づき決まる。
- ※13 国内法人に対する貸付けに係る融資比率は50%。

(備考)

- ① 出資については、1,250億円の内数で認められている。
- ② 沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫に日本政策投資銀行と同様の融資制度が設けられている(ただし、高度デジタル特利を除く)。
- ③ 沖縄振興開発金融公庫の貸付に係る融資比率は、所要資金の70%。

2 一極集中是正

(大項目) 地域再生支援

(中項目) 地域経済振興

(小項目) 地域経済振興

(細項目) 地域経済振興

(1) 対象事業

大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画で定められた開発地区において、整備計画に基づき実施する中核的施設の整備事業

ア 対象事業イメージ

- ① 研究施設
- ② 展示施設
- ③ 会議場施設
- ④ 業務施設
- ⑤ 教養文化施設 等

ただし、延べ面積2000平方メートル以上のものに限ります。

また、県庁所在地及び人口30万人以上の都市においては、単独の商業施設、ホテル及びスポーツ・レクリエーション施設の整備事業は対象外です。

イ 対象資金イメージ

- ① 土地
- ② 建物
- ③ 設備

(2) 金利

政策金利 I

(3) 融資機関及び融資比率

日本政策投資銀行（融資比率上限：40%）

(注) 沖縄振興開発金融公庫には導入されていません。

3 高度道路交通システム（ITS）実用化・普及促進事業

（大項目）地域再生支援

（中項目）地域経済振興

（小項目）地域経済振興

（細項目）地域経済振興

(1) 対象事業

ITSの実用化及び普及の促進に資する事業（ETC^{※1}・VICS^{※2}の車載器単体に係るものは除きます）

※1 ETC（ノンストップ自動料金支払いシステム）

有料道路の料金所において、停車することなく、無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うシステム。

※2 VICS（道路交通情報通信システム）

交通渋滞情報等をドライバーにリアルタイムで提供するシステム。

ア 対象事業イメージ

① 路側機器・ASV^{※1}・AHS^{※2}等の製造設備の取得

② 関連設備・システムの取得

※1 ASV（先進安全自動車）

最新技術を活用した高知能化により安全性を格段に高めた自動車。

※2 AHS（走行支援道路システム）

運転中に人間が行う状況判断や自動車の機能を、道路のインフラと情報通信システムが協調して支援するシステム。

イ 対象資金イメージ

設備の取得、改良、補修及びこれに関連して必要となる資金（研究開発・新技術開発については「12 新技術開発事業」を参照してください。）

(2) 金利

政策金利 I

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあっては、日本政策投資銀行（融資比率上限：30%）

イ 沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

4 放送型CATVシステム整備事業

(大項目) 地域再生支援

(中項目) 地域社会基盤整備

(小項目) 地域社会基盤整備

(細項目) 地域社会基盤整備

(1) 対象事業

ア 対象事業イメージ

- ① 放送型CATVシステム整備事業（伝送容量が700MHz未満の設備を整備する事業を除きます）
※ CATV事業であって、自主放送のスタジオ設備を有し、サービス区域のカバー率が相対的に高いと認められるもの
- ② 複数の放送型CATV事業を対象にデジタル放送番組を配信するための共同デジタルヘッドエンドを整備する事業

イ 対象資金イメージ

- ① 伝送路設備（ケーブル、中継器、地下管路設備等）
- ② センター設備（受信設備、スタジオ設備、ヘッドエンド等）
- ③ 土地及び建物
- ④ 上記の設備の附帯設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ（(1)ア①）、政策金利Ⅰ（(1)ア②）

なお、デジタル放送を送信するために伝送路設備及びセンター設備を整備する事業については、平成20年9月末までに限り政策金利Ⅱとなります（ただし、普及状況に応じて2年ごとに見直すこととされています）。

また、このうち、光幹線路、デジタル送信用光伝送装置、受信用光伝送装置及びこれらと一体的設備であって、社会資本の整備の促進に資するものについては、平成19年度末までに限り、高度デジタル特利が適用されます。

(3) 融資機関及び融資比率

沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%※）

※ 高度デジタル特利対象事業については、首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法による都市整備区域は40%、その他の地域は50%となります。

(注) 沖縄振興開発金融公庫については、「沖縄情報通信産業支援」として、指定地域内における事業に対する融資が可能です（14で後述）。

5 テレトピア指定地域内事業

(大項目) 地域再生支援

(中項目) 地域社会基盤整備

(小項目) 地域社会基盤整備

(細項目) 地域社会基盤整備

(1) 対象事業

テレトピア指定地域において、地域の情報化促進を目的として、通信システムを構築する事業

ア 対象事業イメージ

- ① 放送型CATVシステム整備
- ② 市民総合情報通信ネットワークシステム整備
- ③ 放送番組素材利用促進事業
- ④ 放送番組普及センター施設整備事業

イ 対象資金イメージ

- ① 電子計算機本体
- ② 周辺端末機器
- ③ 通信制御装置
- ④ 土地、建物
- ⑤ その他システムの構成に必要な設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ

(3) 融資機関及び融資比率

日本政策投資銀行（融資比率上限：40%）

(注) 沖縄振興開発金融公庫については、「沖縄情報通信産業支援」として、テレトピア指定地域内事業への融資が可能です（14で後述）。

6 電気通信事業用通信システム整備事業

- (大項目) 地域再生支援 (中項目) 広域ネットワーク整備
(小項目) 広域ネットワーク整備 (細項目) 広域ネットワーク整備

(1) 対象事業

電気通信事業者が、電気通信役務の提供のために行う整備事業

ア 対象事業イメージ

自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者が行う整備事業

- ① 長距離系システム整備事業
- ② 地域系システム整備事業
- ③ 移動系システム整備事業
- ④ CATVインターネット施設整備事業

イ 対象資金イメージ

光ファイバ、マイクロウェーブ等（通信衛星を除きます）の回線設備を自ら設置して電気通信役務を提供するのに必要な設備

- ① 伝送路設備（光ファイバケーブル等、管路設備、増幅器）
- ② 交換設備（交換機、無線設備、搬送設備、集線装置等）
- ③ 中継設備（空中線設備、無線設備等）
- ④ 電源設備（受電盤、整流装置等）
- ⑤ 土地及び建物
- ⑥ 上記の設備の附帯設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ

なお、端末系光幹線路（収容局～最終配線盤まで）、端末系光端局装置、光端末回線装置、デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、DSLサービス等提供用附帯設備、加入者系無線アクセス通信用無線設備、ケーブルモデム、マルチサービス対応光伝送装置、帯域制御型伝送装置、IPv6対応ルータならびにこれらと一体的設備であって、社会資本の整備の促進に資するものについては、平成19年度末までに限り高度デジタル特利が適用されます。

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%※）

※ 長期資金の調達力の特に高い企業については、20%となります。

また、高度デジタル特利対象事業については、首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地は30%、首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域（名古屋市の旧市街地を除きます。）は40%、その他の地域は50%となります。

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

7 衛星通信・放送・管制施設の整備事業

- (大項目) 地域再生支援 (中項目) 広域ネットワーク整備
(小項目) 広域ネットワーク整備 (細項目) 広域ネットワーク整備

7-1 衛星通信施設

(1) 対象事業

衛星通信システムを構成する通信衛星や地球局設備等の整備事業（自営の通信回線を設定する施設整備事業を含みます）

ア 対象事業イメージ

- ① 衛星通信を行うための施設整備
- ② 通信衛星を利用した船舶高度通信システム（GMDSS）整備

イ 対象資金イメージ

- ① 通信衛星本体（輸入衛星を除く。）
- ② 地球局設備（スタジオ設備、送受信のためのアンテナ等）
- ③ 土地及び建物
- ④ 上記の設備の附帯設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ

(3) 融資機関及び融資比率

- ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%）
イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

7-2 衛星放送施設

(1) 対象事業

衛星放送の実施に必要な、放送衛星や衛星放送設備等の整備事業

ア 対象事業イメージ

- ① 衛星放送（CS放送を含みます。）を行うための施設整備
- ② CATV事業者番組に番組を供給するために必要な設備、衛星通信送受信設備等の整備

イ 対象資金イメージ

- ① 放送衛星本体（輸入衛星を除く。）
- ② 衛星放送設備（スタジオ設備、調整設備、送信機、空中線系、電源装置等）
- ③ 中継設備（送信機、空中線系等）

- ④ 土地及び建物
- ⑤ 上記の設備の附帯設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ

(3) 融資機関及び融資比率

- ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%）
- イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

7-3 衛星管制施設

(1) 対象事業

衛星管制施設を建設するための施設整備事業

ア 対象事業イメージ

衛星管制施設の整備

イ 対象資金イメージ

- ① 衛星管制設備（送受信のためのアンテナ等）
- ② 土地及び建物
- ③ 上記の設備の附帯設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ

(3) 融資機関及び融資比率

- ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%）
- イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

8 放送デジタル化推進事業

(大項目) 地域再生支援

(中項目) 広域ネットワーク整備

(小項目) 広域ネットワーク整備

(細項目) 広域ネットワーク整備

(1) 対象事業

地上デジタル放送（データ多重放送を含みます）を行うための施設（デジタル番組制作設備を含みます）を整備するための事業

ア 対象事業イメージ

- ① 地上デジタル放送を行うための番組制作設備の整備
- ② 地上デジタル放送を行うための伝送系・送信系設備の整備

イ 対象資金イメージ

- ① 放送設備（スタジオ設備、調整装置、送信機、電源装置、空中線、鉄塔等）
- ② 中継局設備
- ③ 土地及び建物
- ④ 上記の設備の附帯設備

(2) 金利

政策金利Ⅱ（平成20年9月末まで。ただし地上デジタル放送の普及状況に応じて2年ごとに見直しが行われます）

なお、デジタル撮像装置、デジタル素材伝送装置、デジタル副調整設備、デジタル記録・再生装置、デジタル送出装置、符号化圧縮装置、多重化装置、デジタル変調装置、デジタル送信装置、給電設備、デジタル受信装置、空中線並びにこれらと一体的設備については、平成19年度末までに限り、高度デジタル特利が適用されます。

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%※）

※ 高度デジタル特利対象事業については首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地は30%、首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域（名古屋市の旧市街地を除きます）は40%、その他の地域は50%となります。

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

9 電子商取引関連情報処理・通信システム整備

(大項目) 地域再生支援

(中項目) 広域ネットワーク整備

(小項目) 広域ネットワーク整備

(細項目) 広域ネットワーク整備

(1) 対象事業

電子商取引に必要な情報処理・通信システムを整備する事業

ア 対象事業イメージ

- ① インターネットデータセンター整備
- ② 電子認証システム整備
- ③ 安全対策（不正アクセス対策等）システム
- ④ これらのシステム開発

イ 対象資金イメージ

- ① 電子計算機本体
- ② 周辺端末機器
- ③ 通信制御装置
- ④ 土地及び建物
- ⑤ その他システムの構築及び開発に必要な設備

(2) 金利

政策金利 I

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%）

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

10 新産業創出・活性化

(大項目) 技術・経済活力創造

(中項目) 先端技術・経済活性化

(小項目) 先端技術・経済活性化

(細項目) 先端技術・経済活性化

(1) 対象事業等

事業者が行う、新産業の創出・活性化に資する次の①又は②に該当する事業

- ① 新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業

ただし、事業の実施のために利用される技術又は役務の提供方法が、下記要件のどちらかを現に満たしている、又は事業の実施により満たすことが見込まれる場合に限り、

- ・ 高度性：特許又は実用新案に相当する程度の高度性を有すること
- ・ 独自性：市場において独自のもものと認められること

- ② 上記事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発

<対象事業イメージ>

- ・ 個別交渉機能など付加機能のある電子商取引システム提供事業
- ・ 3次元グラフィックデータを軽量化し通信回線を使って送受信することを可能にする事業

(2) 金利

政策金利 I

なお、経済成長戦略大綱における新産業群（潜在的な新産業群については工程表に記載するものに限る）及び重点サービス6分野に該当する事業（新規事業実施要件を満たし、かつ4人以上の雇用創出効果を有するものに限ります）については、平成19年度末までに限り、政策金利IIが適用されます。

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：40%※）

また、ベンチャー企業等において民間金融機関からの融資が困難な場合を除き、協調融資となります。

※ 次のいずれかの新規事業要件を満たすものは、50%となります。

- ・ 新商品の生産、若しくは新たな役務を提供する事業
- ・ 生産コストの大幅な引き下げ・性能の著しい向上若しくは役務の価格の著しい低下・質の著しい向上等に資する製法、製品又は役務の提供方法に新規性が認められる事業

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%※）

※ 非設備資金のみの場合は40%となります。

(4) 参考

ニュービジネスに対する支援として、「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」に基づく出資、助成金交付等もあります（後記P.120参照）。

1 1 知的財産有効活用支援事業

(大項目) 技術・経済活力創造

(中項目) 先端技術・経済活性化

(小項目) 先端技術・経済活性化

(細項目) 先端技術・経済活性化

(1) 対象事業等

- ① 知的財産権（特許権、著作権、意匠権、商標権等）の所有者から当該権利又はその利用権等を取得し、新商品（新役務）の開発・改良及び生産（提供）又は新たな生産方式（役務提供方式）の導入を行う事業者に対して当該権利又はその利用権等を提供する事業であって、当該権利の所有者による新たな知的財産権の開発等に資するもの。

ただし、特定目的会社（S P C）等を利用して当該知的財産権又はその利用権等を流動化する手法を用いる場合に限り、

- ② 文化、教育、芸術等の分野における著作権又はその利用権等を取得し、著作物を利用した事業を行う者に対して当該権利又はその利用権等を提供する事業であって、新たな著作物の制作又は利用事業の実施に資するもの。

ただし、特定目的会社（S P C）等を利用して当該著作権又はその利用権等を流動化する手法を用いる場合に限り、

<対象事業イメージ>

今後有効に活用される見込みが高い著作権に関する、信託等のスキームを用いた資産流動化事業

(2) 金利

政策金利 I

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：50%）

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

1 2 新技術開発事業

(大項目) 技術・経済活力創造

(中項目) 先端技術・経済活性化

(小項目) 先端技術・経済活性化

(細項目) 新技術開発等

(1) 対象事業

電気通信分野における新技術の研究開発を行う事業であって、次の①～③のいずれかに該当するもの

- ① 基礎・応用研究に必要な研究施設整備事業
- ② 新技術の企業化開発事業
- ③ 新技術の企業化事業

ア 対象事業イメージ

- ① 安全性・信頼性に富む多種多様・高速大容量・高品質の電気通信を容易・低廉・豊富に行えるようにすること等、電気通信の高度化に寄与するものであること
- ② 技術の波及性・影響度が高く、緊急に開発されることが望ましいものであること
- ③ 国際標準化が行われている分野に係るものにあつては、当該標準に準拠し、又は当該標準の改善に寄与するものであること

[例]

- i 次世代携帯電話システムの開発
- ii 次世代光通信システムの開発
- iii 次世代映像フォーマットシステムの開発
- iv 高度道路交通システム（ITS）の開発

イ 対象資金イメージ

- ① 設備取得費
- ② 産業財産権（工業所有権）等の取得費
- ③ 諸経費（原材料費、人件費、外注委託費等）

(2) 金利

政策金利Ⅱ

なお、(1)①～③のうち、第3期科学技術基本計画において重点分野等に位置づけられているもの※（今後位置付けられることが見込まれるものを含みます）であつて、将来の新市場・雇用創出が相当程度見込まれるものについては、平成18年度末までに限り、新技術特利Ⅱが適用されます。

※ 第2期科学技術基本計画における戦略的重点4分野（ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、ナノテクノロジー・材料分野）の技術及び安心と安全への対応技術等をいいます。

また、(1)②③のうち「社会的意義・公共性の高い新技術開発※」については、平成19年度末までに限り、新技術特利Ⅰが適用されます。

※ 社会的意義・公共性の高い新技術開発とは、次のいずれかの要件を満たすものをいいます。

- i 大学又は公的試験研究機関との連携に係る新技術開発
- ii 複数企業の共同新技術開発（技術の移転を受けて行う新技術開発を含む）
- iii 外国企業と我が国企業との国際共同新技術開発
- iv 標準化を目的とする新技術開発
- v 広範な領域での活用が想定される独創的な新技術開発
- vi 新規産業分野の発展の核となる独創的な新技術開発

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：50%）

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

1 3 産業活力再生支援

(大項目) 技術・経済活力創造

(中項目) 経済社会基盤整備

(小項目) 経済社会基盤整備

(細項目) 経済社会基盤整備

(1) 対象事業等

① 事業再構築支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築事業者等^{※1}が実施する新商品の開発・生産、新役務の開発・提供^{※2}、新生産方式の導入^{※3}、及び新取引方式の導入^{※4}又は認定事業者等が行う事業集約化^{※5}

※1 認定事業再構築事業者等とは、産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けた、又は認定を受けることが見込まれる事業者、若しくは同法に規定するその関係事業者、若しくは産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成15年法律第26号）による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧産業活力再生特別措置法」といいます）に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者又はその関係事業者をいいます。

※2 新商品の開発・生産、新役務の開発・提供とは、次のいずれかの条件を満たすものをいいます。

- i 事業者が従来事業で蓄積してきた技術やノウハウを活用して行う新商品の開発・生産又は新役務の開発・提供
- ii 事業者が従来事業で蓄積してきた従業員の知識及び技能を、必要に応じ向上させつつ有効活用して行う新商品の開発・生産又は新役務の開発・提供
- iii 新規に導入又は共同研究開発若しくは独自開発した技術やノウハウを応用して行う新商品の開発・生産又は新役務の開発・提供
- iv 事業者が従来事業から転用又は新規に導入した設備やノウハウを中核として有効に活用して行う新商品の開発・生産又は新役務の開発・提供

※3 新生産方式の導入とは、以下のいずれかの条件を満たすものをいいます。

- i 事業者が従来事業で蓄積してきた技術やノウハウの融合・展開による新生産方式の導入
- ii 事業者が高度な外部の技術、ノウハウ、プロセスを導入することによる、新生産方式の導入
- iii 事業者が共同研究開発又は独自開発した技術やノウハウを具体化させることによる、新生産方式の導入
- iv 事業者が従来事業から転用又は新規に導入した設備を用い、当該設備の機能又は性能を向上させつつ行う新生産方式の導入

※4 新取引方式の導入とは、次のいずれかの条件を満たすものをいいます。

- i 事業者が従来事業で蓄積してきた技術やノウハウを応用し、総合的な効率化を図る取引体制の整備事業
- ii 他の事業者との共同開発や融合により具体化した技術やノウハウを活用し、当該他の事業者と相互連携して行う取引体制の整備事業
- iii 事業者が従来事業から転用又は新規に導入した設備やノウハウを用い、既存の設備やノウハウとの融合により総合的な効率化を図りつつ取引体制を整備する事業
- iv 取引、物流及び情報授受を一体して運用するために整備する事業

※5 事業集約化とは、産業活力再生特別措置法第2条第2項第1号に規定する事業活動をいいます。ただし、同法同条同号ロのみを行う場合を除きます。

② 共同事業再編支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定共同事業再編事業者等^{*}が実施する共同事業再編事業

※ 認定共同事業再編事業者等とは、産業活力再生特別措置法に基づく共同事業再編計画の認定を受けた、又は認定を受けることが見込まれる事業者、若しくは同法に規定するその関係事業者をいいます。

③ 経営資源再活用支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定経営資源再活用事業者等^{*}が、他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の従業員の知識及び技能、設備、技術等経営資源を活用することにより、当該事業の生産性の向上に資する事業。

※ 認定経営資源再活用事業者等とは、産業活力再生特別措置法に基づく経営資源再活用計画の認定を受けた、又は認定を受けることが見込まれる事業者、若しくは旧産業活力再生特別措置法に基づく活用事業計画の認定を受けた事業者をいいます。

④ 事業革新設備導入支援

産業活力再生特別措置法に基づく認定事業革新設備導入事業者等(※)が行う事業革新設備の導入

※ 認定事業革新設備導入事業者等とは、産業活力再生特別措置法に基づく事業革新設備導入計画の認定を受けた、又は認定を受けることが見込まれる事業者をいいます。

ア 対象事業イメージ

生産性を高めることを目的とした事業の合理化のための新サービス

イ 対象資金イメージ

無形固定資産（著作権、特許権等）、営業権（のれん代、ノウハウ（人材、技術を含みます）、商圏（取引、下請・事業提携関係を含みます）等）を取得するための資金（営業譲渡会社の株式取得を通じて当該資産を実質的に譲り受ける場合を含みます）及び設備の廃棄に係る資金（保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、株式交換、株式移転、会社の分割、営業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃棄のみを行う場合を除きます）を含みます。

(2) 金利

政策金利 I

なお、産業活力再生特別措置法に基づく「事業再構築計画」、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業革新設備導入計画」について総務大臣の認定を受けたものについては、事業再構築特利が適用されます。

(3) 融資機関及び融資比率

ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行（融資比率上限：50%）

イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

1 4 沖縄情報通信産業支援

(1) 対象事業者

次のいずれかに該当するものが対象となります。

- ① 情報通信関連事業を営むもの
- ② 情報関連人材の養成機関又は派遣機関

ただし、以下の資金使途に限ります。

- ・ 貸付対象①に掲げる者が、国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域[※]内において情報通信関連事業を営むために必要な資金
- ・ 指定地域内において、情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を営むために必要な資金

※ 「指定地域」は、沖縄振興特別措置法第 28 条に定める情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区及びテレポートピア指定地域等です。

(2) 金利

政策金利Ⅲ

(3) 融資機関及び融資比率

沖縄振興開発金融公庫（融資比率上限：70%）

1 5 海外における電気通信関連事業、情報通信用機器・同部品等の製造支援

(1) 対象事業者

海外（先進国を除きます）における電気通信関連事業、情報通信用機器・同部品等の製造に係る以下の事業者

- ① 海外で直接事業を行う日本企業
- ② 海外投資を行う日本企業
- ③ 日系合弁企業及びそれに出資、貸付を行う外国政府等

<対象事業イメージ>

- ① 電気通信関連事業の海外展開
- ② 開発途上国等における電気通信インフラ整備事業

(2) 金利

円建ての場合、財政融資資金貸付金利をベースに決定されます。米ドル建ての場合、米ドルLIBORをベースに決定されます。

(3) 融資機関及び融資比率

国際協力銀行（融資比率上限：60%※）

※ 国内法人に対する貸付については、50%

16 日本から開発途上地域への設備の輸出及び技術提供

(1) 対象事業者

海外（先進国を除きます）への電気通信設備、情報通信設備等の輸出及び技術提供を行なう以下の事業者

- ① 輸出を行う日本企業
- ② 海外の輸入者及びそれに貸付を行なう外国金融機関等

<対象事業イメージ>

電気通信設備、情報通信設備等の輸出

(2) 金利

金利は、OECD公的輸出信用アレンジメント等に基づき決定されます。

(3) 融資機関及び融資比率

国際協力銀行（融資比率上限：60%※）

※ 国内法人に対する貸付については、50%

その2 無利子・低利融資

【無利子・低利融資制度の廃止について】

① 制度の廃止方針

「特別会計の見直しについて」（平成16年11月19日財政制度等審議会報告）において、産業投資特別会計（社会資本整備勘定）について、次の提言が行われました。

【提言】

NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は、現在計画されている案件が終了した時点で廃止し、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止すべきである。あわせて、経過措置期間中も、事業規模を縮減すべきである。それにより、NTT株式売却収入は国債整理基金の財源充実に用いるとの本来の趣旨を貫徹することができる。

これにより、NTT-C（無利子融資）・C'（低利融資）制度は、②の経過措置期間の終了をもって、廃止されます。

② 経過措置

上記提言を受けて、平成17年度以降については、原則として、平成16年度末現在計画されている案件に限り対応を認めることとされました。

I 無利子・低利融資制度の概要

1 無利子・低利融資制度の仕組み

(1) 無利子・低利融資制度の仕組み

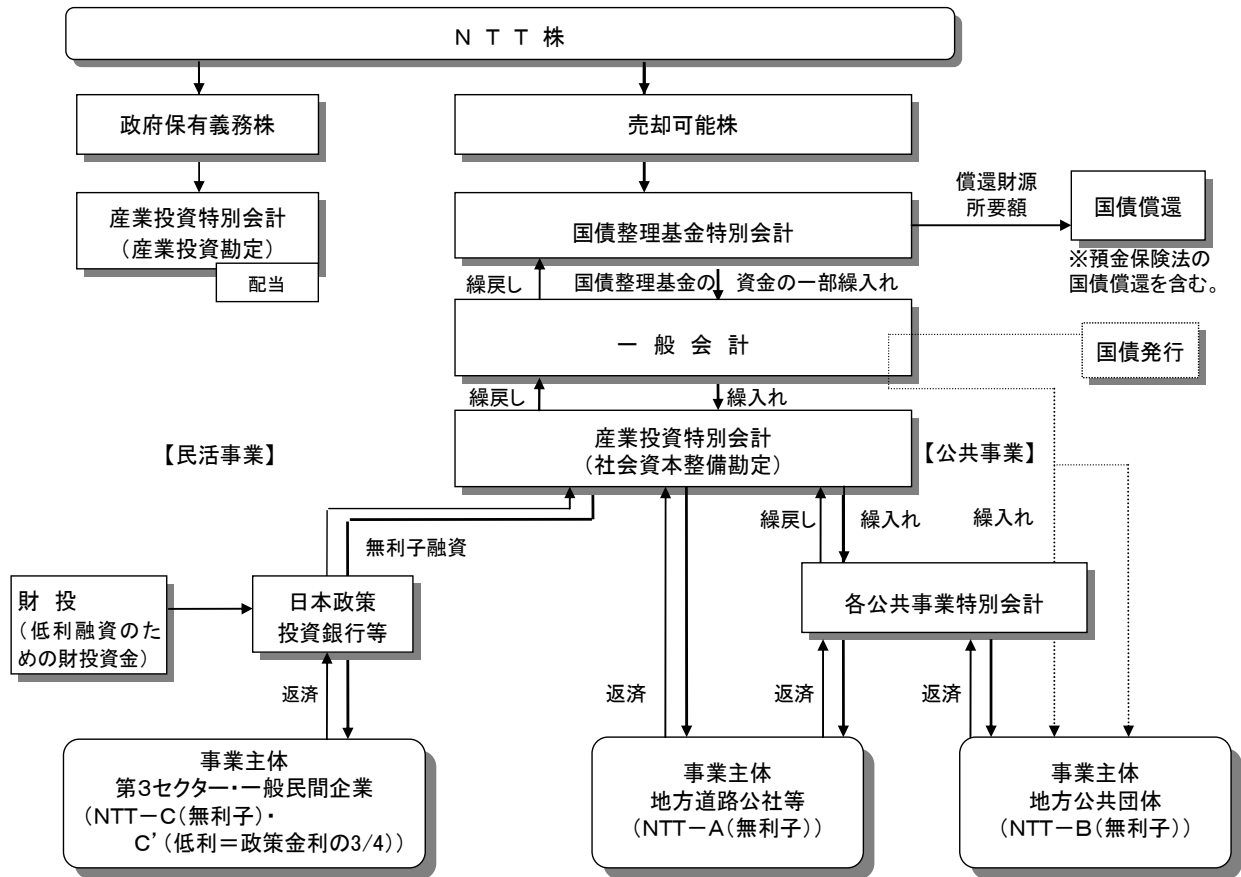
内需拡大や地域の活性化の要請に対し、社会資本の整備の促進を図るため、昭和62年度補正予算に際して、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号・以下「社会資本整備法」といいます。）が制定され、無利子融資制度が創設されました（無利子融資制度には、公共事業型（A及びBタイプ）と民活事業型（Cタイプ）があります。）。

その後、平成3年度に、低利融資制度（C'タイプ）が創設され、平成13年度には、Bタイプ事業の制度活用及びCタイプ事業へのPFI事業の追加等が行われました。

情報通信分野に対する無利子・低利融資を行う政策金融機関は、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫ですが、両機関では、「社会資本整備促進融資」として取り扱っています。

無利子・低利融資の仕組みは、次ページのとおりです。

図 無利子・低利融資制度の仕組み



低利融資の原資構成と金利の仕組み

原資 (割合)	金利
無利子融資資金 (1/4)	無利子
財政投融資資金 (3/4)	適用される財投制度の金利

} = 既存の財投制度の適用金利の3/4
(但し、下限金利がある)

各タイプの概要

タイプ	根拠法	概要
A（無利子融資）	社会資本整備法 第2条第1項 第1号	収益回収型であり、公共施設の整備により収益が生ずる場合に、国からの無利子融資により整備を行い、収益で償還する事業です。（地方道路公社等）
B（無利子融資）	第2条第1項 第2号	補助金型であり、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与するものと認められ、かつ緊急に実施することが必要な公共施設整備を国からの無利子融資により促進し、償還時に交付される補助金をもって償還を行う事業です。（地方公共団体等）
C（無利子融資）	第3条第1項	経済社会の基盤の充実に資する施設を整備する事業であって地域の活性化に資するものを行う第三セクター※に対して、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫を通じて所要資金の一部を無利子で貸し付けるもので、償還は第三セクターの事業収益により行う事業です。 Cタイプの対象事業は、社会資本整備法及び関係規定によって定められています。
C'（低利融資）	第3条第2項	平成3年度から、従来のCタイプ無利子融資を拡充して、NTT株式売払収入による無利子資金及び財投資金を原資（無利子1：財投3の比率でミックス）とする低利融資制度（C'タイプ）が創設されました。 従来のCタイプ事業は、事業主体が第三セクター、融資対象が本体施設に限られていましたが、C'タイプの創設により、①純民間事業者がCタイプ事業の対象施設（本体施設）を整備する場合、②第三セクター又は純民間事業者が周辺施設（本体施設と一体的に整備する施設）を整備する場合に低利融資を受けることが可能となりました。

※ 社会資本整備法上の第三セクターの定義…地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む）の出資又は拠出に係る法人。

(2) 融資規模

平成19年度における各政策金融機関の融資規模は、以下のとおりです。

表 平成19年度の各政策金融機関の無利子・低利融資予定額

(単位：億円)

機 関 別	DBJ	沖縄公庫
融 資 規 模	125	21
無利子融資分	105	5
低利融資分	20	16

注：上記の額は、平成18年度からの繰越額です。平成19年度予算はありません。

2 無利子・低利融資制度の概要

(1) 対象事業

情報通信関連の無利子・低利融資の対象となる事業は、特定事業及び当該特定事業と一体的に施設を整備する事業*です。

※ 一体的に施設を整備する事業とは次の要件を満たしたものです。

なお、一体的な施設でも、飲食・物販や一般の床貸し等は対象になりません。

- ① 当該施設整備が、社会資本整備法第3条第1項に規定する特定事業又は同法施行令第2条第1号に掲げる事業に基づいて整備される施設（以下「本体施設」といいます）の整備に係る計画の中に位置付けられていること。
- ② 当該施設の機能が本体施設の機能と密接に関連し、両者が空間的な一体性を有すること。
- ③ 当該施設の整備が本体施設の整備費の概ね70%以下（但し、本体施設と同一の建物内にある場合は100%以下）の規模であること。
- ④ 当該施設が本体施設と同一の事業者により整備されること。

(2) 融資対象者の組織形態

ア 無利子融資の場合

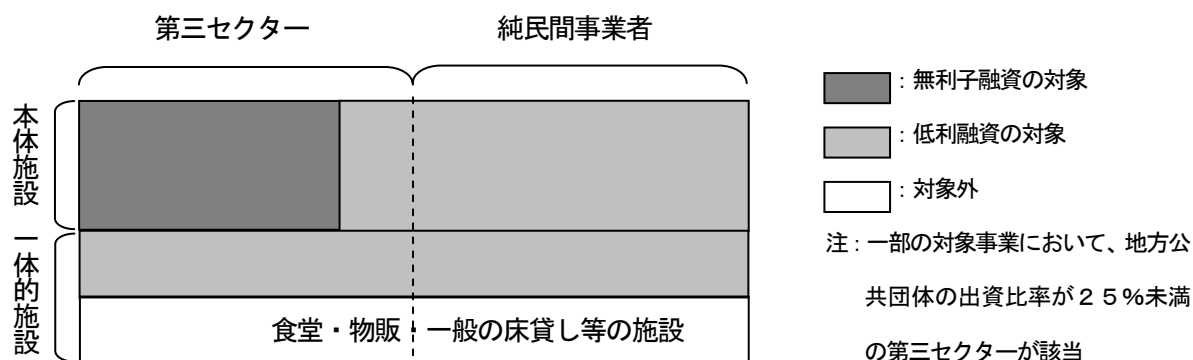
地方公共団体等*が原則として25%以上出資又は拠出している第三セクター

※ 「地方公共団体等」とは、地方公共団体のほか、地方公共団体が全額出資又は拠出している法人を含みます。

イ 低利融資の場合

民間事業者及び地方公共団体等からの出資等が25%未満の第三セクター

図 対象事業と組織形態の関係図



(3) 対象資金

無利子融資・低利融資の対象となる施設の整備に要する費用が対象となります。

ただし、土地取得費及び運営費等は対象になりません。

(4) 金利等

ア 無利子融資の場合

融資時に手数料として融資額の1.8%（1件あたり上限1,800万円）に相当する金額が必要となります。

イ 低利融資の場合

原則として適用される既存の財政投融資制度の適用金利の3/4となります。

ただし、財政融資資金貸付金利が下限です。

(5) 融資比率

対象事業を行う地域別に、融資比率(上限)が決まっています。

地域区分	融資比率
首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地	25 %
首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域（名古屋市の旧市街地を除く）	37.5%
その他の地域	50 %

(6) 担当機関

原則として、次のように地域別になります。

政策金融機関	担当地域
日本政策投資銀行	沖縄県以外の地域
沖縄振興開発金融公庫	沖縄県

(7) 融資期間及び据置期間

15年以内（うち据置期間は3年以内）です。

(8) 返済方法

据置期間後、元本均等分割返済となります。

(9) 利払い方法(低利融資の場合)

固定金利による後払いとなります。

(10) 担保

担保・保証等については、融資申込者と各担当機関が相談の上、決められます。

(11) 財政投融資との併用

無利子融資又は低利融資と財政投融資を併用することができます。

ただし、同一の事業に対する無利子・低利融資及び財政投融資の融資総額は、総事業費の70%以内となっています。

(12) 他の優遇制度との関係

補助金（電気通信格差是正事業補助金等）との併用が可能です。

(13) その他

無利子・低利融資には財政投融資のようなリース制度はありません。

II 情報通信分野に関する無利子・低利融資制度

1 概要

情報通信分野に対する無利子融資制度は、主にCタイプ事業が対象となっています。無利子融資制度発足当初の昭和62年度補正予算から、テレトピア指定地域内事業がCタイプ対象事業となり、その後順次、制度の追加・拡充等が行われています。

無利子・低利融資の対象事業は、以下のとおりとなっています。当該事業を第三セクターが行う場合は無利子融資、純民間事業者が行う場合は低利融資の対象となります。平成13年度補正予算により情報通信分野においてもBタイプ（補助金型）が追加されましたが、Bタイプについては新規融資が停止されていますので、ここでは、政策金融機関（日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫）が取り扱うC及びC'タイプについて解説します。

表 情報通信分野における無利子・低利融資

項 目	対象地域	対象資金
テレトピア指定地域内事業 ・ 地域通信システム施設整備事業 (地域総合デジタル通信施設整備事業を含む) ・ 情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設整備事業 ・ 地域共同利用無線ネットワーク施設整備事業 (コミュニティ放送施設整備を含む) ・ 放送番組普及センター施設整備事業	テレトピア指定地域内に限る	直接工事費 ただし、土地取得費及び運営費等は除く。
電気通信基盤充実事業 ・ 高度通信施設整備事業 ・ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業	特に限定はない	
高度テレビジョン放送施設整備事業	特に限定はない(ただし、関東及び近畿広域局の放送事業者を除く)	

無利子融資・低利融資制度の概要についての留意点

- ① テレトピア指定地域内事業は、テレトピア指定地域内に実施地域が制限されています。また、法令に基づく事業計画の認定等の要件が必要な場合があります。
- ② 対象事業の内容や実施地域等によって、融資の担当機関（日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫）が異なります。
- ③ 無利子・低利融資と財政投融資の併用が可能です。ただし、同一事業に対する融資総額は、総事業費の70%以内となっています。

2 テレトピア指定地域内事業

(1) 対象事業

テレトピア地域の指定を受けた地域内において、テレトピア計画に基づいて地域通信システム施設等を整備する事業です。

(2) 対象資金

次のような施設（本体施設の取得）に係る資金が対象となります。

表 テレトピア指定地域内事業

設 備 名		主 な 機 能 等
本 体 施 設	地域通信システム施設（地域総合デジタル通信施設を含む。）	センター設備、電気通信回線設備、建物及びこれらに附帯する設備
	有線テレビジョン施設	センター設備、伝送路設備、建物及びこれらに附帯する設備等
	地域共同利用無線ネットワーク施設	
	・衛星利用ローカル・ネットワーク施設	通信衛星送受信用地球局設備、一斉同報装置、テレビ会議設備等の地球局と一体となって配置する設備、建物及びこれらに附帯する設備
	・地域共同利用無線ネットワーク施設	送受信設備及び電源設備、建物並びにこれらに附帯する設備
	・山岳無線利用システム	送受信設備及び電源設備、電子計算機、建物並びにこれらに附帯する設備
	・地域海洋通信システム	センター設備、建物及びこれらに附帯する設備
	・コミュニティ型移動無線電話システム	伝送路設備、センター設備、建物並びにこれらに附帯する設備
	・コミュニティ放送施設	コミュニティ放送設備、中継局設備、建物及びこれらに附帯する設備
放送番組普及センター施設	収蔵施設、データベース施設、ネットワーク設備、視聴覚室、建物並びにこれらに附帯する設備	

(3) 融資機関

- ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行
- イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫

3 高度通信施設整備事業

(1) 対象事業

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき認定を受けた実施計画により、高度通信施設を整備する事業です。

(2) 対象資金

上記認定を受けた実施計画に係る次の施設（本体施設）などの取得に係る資金が対象となります。

表 高度通信施設

設 備 名		主 な 機 能 等
本 体 施 設	光ファイバケーブル（加入者幹線）	光信号を伝送する伝送設備（電気通信事業者の交換局等とき線点との間を接続するもの）
	端末系光端局装置	光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、端末系光幹線路（加入者幹線）に接続されるもの
	光端末回線装置（ONU）	光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるもの
	デジタル加入者回線多重化装置（DSLAM）	デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であって、端末設備でないもの
	デジタル加入者回線信号分離装置（スプリッタ）	デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であって、端末設備でないもの
	加入者系無線アクセス通信用無線設備	インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるもの
	ケーブルモデム	インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であって、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるもの
	IPバージョン6対応ルーター	インターネットを構成するルーターのうち、IPバージョン6の通信機能を有するもの
建物等	本体施設用として整備される建物（機材室）等	

(3) 融資機関

- ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行
- イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫

4 高度有線テレビジョン放送施設整備事業

(1) 対象事業

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき認定を受けた実施計画により、高度有線テレビジョン放送施設を整備する事業です。

(2) 対象資金

次のような施設(本体施設)の取得に係る資金が対象となります。

表 高度有線テレビジョン放送施設

設 備 名		主 な 機 能 等
本 体 施 設	光ファイバケーブル (光幹線路)	光信号を伝送する伝送路設備 (有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するもの)
	デジタル送信用光伝 送装置	デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるもの
	受信用光伝送装置	光伝送方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置で、加入者側に置かれるもの

(3) 融資機関

沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行

5 高度テレビジョン放送施設整備事業

(1) 対象事業

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づき高度テレビジョン放送施設を行うための施設を整備する事業です。

(2) 対象資金

次のような施設(本体施設及び親局・中継局)の取得に係る資金が対象となります。

表 高度テレビジョン放送施設

設 備 名		主 な 機 能 等
本 体 施 設	デジタル撮像装置	映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整するもの
	デジタル素材伝送装置	放送番組素材の伝送又は切替えを自動的に行うもの
	デジタル副調整設備	複数のデジタル信号(音声信号、文字信号又はデジタル画像信号)の切替え又は調整を行うもの
	デジタル記録・再生装置	デジタル信号の記録及び再生を自動的に行うもの
	デジタル送出装置	放送番組に係るデジタル信号の伝送を自動的に行うもの
	符号化圧縮装置	デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高めるもの
	多重化装置	複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出するもの
	デジタル変調装置	デジタル信号を変調するもの
親 局 ・ 中 継 局	デジタル送信装置	高周波エネルギーを発生させることによりデジタル信号を給電線に送出するもの
	給電設備	送信装置の出力端子と送信用アンテナ又は受信装置の入力端子と受信用アンテナを接続するもの
	デジタル受信装置	受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅するもの
	空中線	アンテナ
	鉄塔	アンテナの支持物

(3) 融資機関

- ア 沖縄県以外の地域にあつては、日本政策投資銀行
- イ 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫

その3 情報通信関連の支援機関

通信・放送事業の高度化のための基盤整備や情報通信技術の研究開発を支援する機関として、「独立行政法人情報通信研究機構」があります。

[独立行政法人情報通信研究機構]

1 独立行政法人情報通信研究機構の概要

独立行政法人情報通信研究機構は、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づく総務省所管の独立行政法人です。

同機構は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的としています。

平成16年4月に、独立行政法人通信総合研究所^{※1}が、通信・放送機構（認可法人^{※2}）を統合して発足し、同時に現名称に改称しています。

※1 平成13年4月に、通信総合研究所（総務省の施設等機関）を独立行政法人化

※2 平成15年4月に、基盤技術研究促進センター（認可法人）の廃止に伴い、同センターの業務の一部を通信・放送機構が承継。

表 独立行政法人情報通信研究機構の支援と対象事業の関係図

対 象 事 業 等		助成金	利子助成	出 資	債務保証	利子補給	研究委託
特定通信・放送開発事業	通信・放送新規事業	○		○	○		
	地域通信・放送開発事業					○	
通信・放送身体障害者利用円滑化事業		○					
電気通信基盤充実のための施設整備事業	高度通信施設整備事業		○		○		
	信頼性向上施設整備事業				○		
	高度有線テレビジョン放送施設整備事業		○		○		
高度テレビジョン放送施設整備事業					○		
通信・放送融合技術開発		○					
先進的な研究開発を行うベンチャー企業に対する支援		○					
民間における基盤技術研究							○

2 独立行政法人情報通信研究機構による支援措置

(1) 特定通信・放送開発事業に対する支援

ア 根拠法

特定通信・放送開発事業実施円滑化法

イ 支援対象事業

- ① 通信・放送新規事業（支援措置は、「ウ④ 利子補給」を除きます。）

通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たなサービスを提供する事業又は新技術を用いてサービスの提供の方法を改善する事業（情報通信ベンチャー）

- ② 地域通信・放送開発事業（支援措置は、「ウ④ 利子補給」のみとなります。）

通信・放送事業分野に属する事業のうち、大都市以外の地域において行われる電気通信の高度化に資する事業（東京都特別区・大阪市・名古屋市旧市街地以外において、地域的なレベルでの技術的な新規性のある事業）

ウ 支援措置内容

- ① 通信・放送新規事業助成金（情報通信ベンチャー助成金）

情報通信分野のベンチャー企業又はベンチャー企業の創業を目指す個人であること及びベンチャー・キャピタルから助成金の額以上の出資等を受けることが確実であることを要件として、新規事業化に必要な資金の一部を助成します。

i 助成対象経費

新規事業実施に必要な資金（コンサルティング経費・試作開発費・手続諸経費）

ii 助成限度額

ベンチャー・キャピタル単独の1社からの出資等の額以下（ただし、2,000万円を限度とします。）

iii 助成率

助成対象経費の額の1/2以下

- ② 出資

総務大臣の認定を受けた通信・放送新規事業の実施に必要な資金について、テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じて出資を行います。

i 出資対象事業

新設の法人又は設立後5年以内^{*}で資本金10億円以下の法人

^{*} 通信・放送新規事業の実施に必要な技術の確立の日から5年以内を含みます。

ii 出資限度額

1社当たり2億円を限度とし、最大で資本金と資本準備金の合計額の30%まで

- ③ 債務保証

総務大臣の認定を受けた通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び借入に係る債務保証を行います。

i 1事業者当たりの保証限度額

12億円

ii 保証期間

原則10年以内

iii 保証料

社債または借入の元本の残高に保証割合及び以下の保証料率を乗じた額

- ・ 社債の場合または総額2.8億円超の借入の場合 : 年0.3%以内
- ・ 総額2.8億円以下の借入の場合 : 年0.5%以内

④ 利子補給

日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付について利子補給金を支給します。

i 利子補給期間

5年以内

ii 利子補給金の限度額

貸付元本残高に年0.5%を乗じて算出した額

(2) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に対する支援

ア 根拠法

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）

イ 支援対象事業

① 通信・放送身体障害者利用円滑化事業

身体障害のために通信・放送役務を利用するのに支障がある者が、通信・放送役務を円滑に利用できるようにする事業

ウ 支援措置内容

① 身体障害者向け通信・放送役務・開発推進助成金

身体障害者のための通信・放送役務の提供又はこれまでに実施されていない身体障害者のための通信・放送役務の開発であることを要件として、必要な資金の一部を助成します。

助成率

助成対象経費の額の1/2以下

② 字幕番組等制作促進助成金

公益法人が行う字幕番組、解説番組等の制作であることを要件として、必要な資金の一部を助成します。

助成率

助成対象経費の額の1/2（在京キー5局の字幕番組については1/6、在阪準キー4局の字幕番組については1/4）以下

(3) 電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する支援

ア 根拠法

電気通信基盤充実臨時措置法

イ 支援対象事業

① 高度通信施設整備事業

電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための施設の整備を行う事業

② 信頼性向上施設整備事業（支援措置は、「ウ② 債務保証」のみとなります）

電気通信システムの高度な信頼性を実現するための施設の整備

③ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業

光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線テレビジョン放送施設の整備

ウ 支援措置内容

① 利子助成

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、実施計画について総務大臣の認定を受けること及び日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫が行う所定の融資であることを要件として、必要な資金の一部を助成します。

i 利子助成期間

当該融資の償還期間の範囲内

ii 利子助成率

・ 最大2.0%

・ 下限金利（利子助成後の金利）

過疎地域等：融資当初5年間 1.6%※ 6年目以降 2.1

その他の地域：融資当初5年間 2.0% 6年目以降 2.5%

※ 当該融資が行われた日において、償還期間、据置期間及び償還方法が当該融資に相当する財政融資資金貸付金利が1.6%を下回る場合は、当該財政融資資金貸付金利とする。

② 債務保証

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、実施計画について総務大臣の認定を受けることを要件として、必要な資金を調達するために発行する社債及び借入に係る債務保証を行います。

i 1事業者当たりの保証限度額

40億円（「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」は20億円となります）

ii 保証期間

原則10年以内

iii 保証料

1.5%以内（平成19年5月31日までは、「1%以内」となります）

(4) 高度テレビジョン放送施設整備事業に対する支援

ア 根拠法

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

イ 支援対象事業

高度テレビジョン放送施設整備事業

地上デジタルテレビジョン放送を行うための無線設備及び同放送の放送番組を制作するための設備の整備を行う事業

ウ 支援措置内容

債務保証

事業計画について総務大臣の認定を受けることを要件として、必要な資金を調達するために発行する社債及び借入に係る債務保証を行います。

i 1事業者当たりの保証限度額

10億円

- ii 保証期間
原則10年以内
- iii 保証料
1%以内

(5) 通信・放送融合技術開発の促進に対する支援

ア 根拠法

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号）

イ 支援対象事業

「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」第2条第1項に規定する通信・放送融合技術[※]の開発を行う事業

※ 通信・放送融合技術

インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう）の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう）をいう。【「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」第2条第1項】

ウ 支援措置内容

通信・放送融合技術開発促進助成金

以下の要件に該当するものに対して、必要な資金の一部を助成します。

- ・ 助成対象事業を的確に遂行するに足る開発能力を有すること。
- ・ 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- ・ 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・ 助成対象事業が、基本方針の趣旨に照らして適切と判断される技術開発であり、新規事業の創出に資する技術開発を行うものであること。
- ・ 助成対象事業が、「e-Japan戦略」（平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）及び「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）に示された目標を達成するために十分有効な技術開発を行うものであること。

i 助成対象経費

通信・放送融合技術開発に必要な資金

ii 助成率

助成対象経費の額の2/3以下

(6) 先進的な研究開発を行うベンチャー企業に対する支援

ア 根拠法

独立行政法人情報通信研究機構法

イ 支援措置内容

① 先進技術型研究開発助成金

i 助成対象経費

通信・放送分野のベンチャー企業・個人の研究開発のために必要な資金

- ii 助成限度額
 - 助成対象経費の額の1/2相当額か3,000万円のいずれか低い額（平成11年度からは産学連携枠等を創設。産学連携枠等は1/2相当額か4,000万円のいずれか低い額）
- ② 国際共同研究助成金
 - i 助成対象経費
 - 国際共同研究チームから研究開発課題を公募し、採択されたチームの研究開発のために必要な資金
 - ii 助成限度額
 - 助成対象経費の額の1/2相当額か1,000万円のいずれか低い額
- ③ 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金
 - i 助成対象経費
 - 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者の研究開発のために必要な資金
 - ii 助成限度額
 - 助成対象経費の額の1/2相当額か3,000万円のいずれか低い額（身体障害者等支援研究開発[※]に該当するものは1/2相当額か4,000万円のいずれか低い額）

※ 身体障害者等支援研究開発

 - 通信・放送サービスの利用に身体機能上制限を受ける者が、円滑に通信・放送サービスを利用できるようにする情報の入出力に係る技術に関する研究開発。

(7) 民間における基盤技術研究に対する支援

ア 根拠法

基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）

イ 支援措置内容

独立行政法人情報通信研究機構が産業投資特別会計からの出資金を財源として、民間において行われる通信・放送基盤技術に係る試験研究を促進するため、広く民間から研究開発課題を公募し、優れた提案をした企業等にその研究開発を委託します。なお、平成17年度より、ベンチャー支援のノウハウを持つ大学等と連携し、地域のベンチャー企業等から研究開発課題を公募し、優れた提案をしたベンチャー企業等にその研究開発の委託を行う「地域中小企業・ベンチャー重点支援型」を開始しました。

① 一般型

- i 助成対象経費
 - 機械装置等購入費、労務費等研究開発のために必要な資金
- ii 委託費
 - 年間数千万円から数億円程度
- iii 研究開発期間
 - 原則5年以内

② 地域中小企業・ベンチャー重点支援型

- i 助成対象経費
 - 機械装置等購入費、労務費等研究開発のために必要な資金
- ii 委託費
 - 年間4,000万円から2億円
- iii 研究開発期間
 - 2年以内